

森林法に基づく

林地開発許可申請の手引

その1

I 林地開発許可制度

令和6年4月

長野県林務部森林づくり推進課

林地開発許可申請の手引目次

その1

I 林地開発許可制度

1	長野県林地開発許可制度の概要	1
2	林地開発許可制度の体系図	3
3	林地開発許可制度関係法令等	4
4	森林法施行細則	13
5	長野県林地開発事務取扱要領	34
別記1	林地開発許可申請書等の審査要領	133
別記2	林地開発許可申請書の添付書類及び審査事項	142
別記3	環境保全（残置又は造成する森林（緑地）の維持管理等）に 関する協定書（例）	161
別記4	林地開発行為許可条件例	164

その2

II 技術的細部基準（長野県林地開発事務取扱要領第3、5及び25関係）

開発許可に関する許可基準等の運用および指導指針	166
-------------------------	-----

太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準等の運用及び 指導指針	181
---	-----

開発事業に関する技術的細部基準	184
-----------------	-----

1	開発事業に関する技術的指導指針	184
2	施設等細部基準	193
第1	土工	193
第2	法面の保護	200
第3	排水施設	235
第4	防災施設	243

《参考資料》

・	流域開発に伴う防災調整池等技術基準（抜粋）	275
・	降雨強度式	284
・	森林法等の一部を改正する法律に関する覚書	300
・	ヒューム管暗渠等のマニング ^g 公式による流下能力表及び クッター公式による粗度係数	302
・	着手届等の取扱い	313
・	市町村が行う開発行為の取扱い	314
・	長野県における書類の提出先	315
・	林地開発許可の手続図	316
・	林地開発許可申請書類一覧表	317
・	林地開発許可に係る森林等の配置及び施設の設置等に 関する基準 （平成4年6月8日付長野県告示第421号告示（抜粋）	318
・	森林法等の一部を改正する法律に関する覚書について	319
・	太陽光発電施設の設置を目的とした許可基準等の指導指針 残置し、若しくは造成する森林又は緑地について	320

1 長野県林地開発許可制度の概要

1 はじめに

公益的機能の特に高い森林については森林法に規定する保安林制度に基づき、従来から、その機能の保全及び形成が図られてきたところです。しかしながら、昭和 40 年代後半の高度経済成長、都市化の進展等社会経済情勢の変化に伴い、森林の有する経済的機能及び公益的機能を総合的かつ高度に発揮させることが従来にも増して重要となり、特に、ゴルフ場の造成、レジャー施設の建設等の土地開発が法的規制措置が講じられていない保安林以外の森林において急増し、その開発行為が無秩序な開発がみられ、地域社会に種々の問題を招きました。

このため、国民生活の安定、地域社会の健全な発展等に寄与すべき森林の重要な役割からみて、保安林以外の森林においても開発行為を行う場合にはこれらの森林の有する機能を阻害しないようにその適正化を図る必要があるとして、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）の一部が改正され、森林で一定規模を超える開発行為をしようとする場合は、知事の許可を必要とする林地開発許可制度が昭和 49 年 10 月 31 日に発足しました。

2 許可の対象となる森林

許可を必要とする森林は、森林法第 5 条の規定に基づく地域森林計画の対象民有林（保安林、保安施設地区の区域内の森林を除く。）です。

3 許可の対象となる開発行為

許可を必要とする開発行為は、「土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為」で人格、時期、実施個所の相違にかかわらず一体性を有する形質変更行為を対象とします。

- (1) 道路だけをつくる場合は、幅員が 3 メートルを超え、かつ、その開発面積が 1 ヘクタールをこえるもの（路肩部分及び屈曲部待避所として必要な拡幅部分を除く。）
- (2) 太陽光発電設備の設置の行為にあつては、土地の面積 0.5 ヘクタールを超えるもの
- (3) その他の行為にあつては、土地の面積 1 ヘクタールをこえるもの

4 許可の適用を受けない開発行為

次に掲げる場合は、この許可制の適用外とされています。

ただし、(1) 及び (3) の場合は、開発行為に着手する前（他法令の許可等の申請と同時に）に知事とその開発行為について連絡調整してください。

- (1) 国又は地方公共団体が行う場合（国又は地方公共団体とみなす法人は「長野県林地開発事務取扱要領」第 52 で規定）

- (2) 火災、風水害その他の非常災害のため必要な応急措置として行う場合
- (3) 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で省令で定めるものの施行として行う場合

5 許可の基準

開発行為が次の4つの基準にあてはまると認められたときは許可されます。

(1) 災害の防止

森林のもつ災害防止の機能が、開発することによって失われ、周辺の地域において土砂の流出や崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと。

(2) 水害の防止

森林のもつ水害の防止の機能が開発することによって失われ、今までその機能に依存してきた地域に水害を発生させるおそれがないこと。

(3) 水の確保

森林のもつ水源かん養の機能が、開発することによって失われ、今までその機能に依存してきた地域の水の確保に著しい支障をきたすおそれがないこと。

(4) 環境の保全

森林のもつ環境保全の機能が、開発することによって失われ、周辺の地域の環境を著しく悪化させるおそれがないこと。

6 地域森林計画の対象とされている森林の区域の確認先

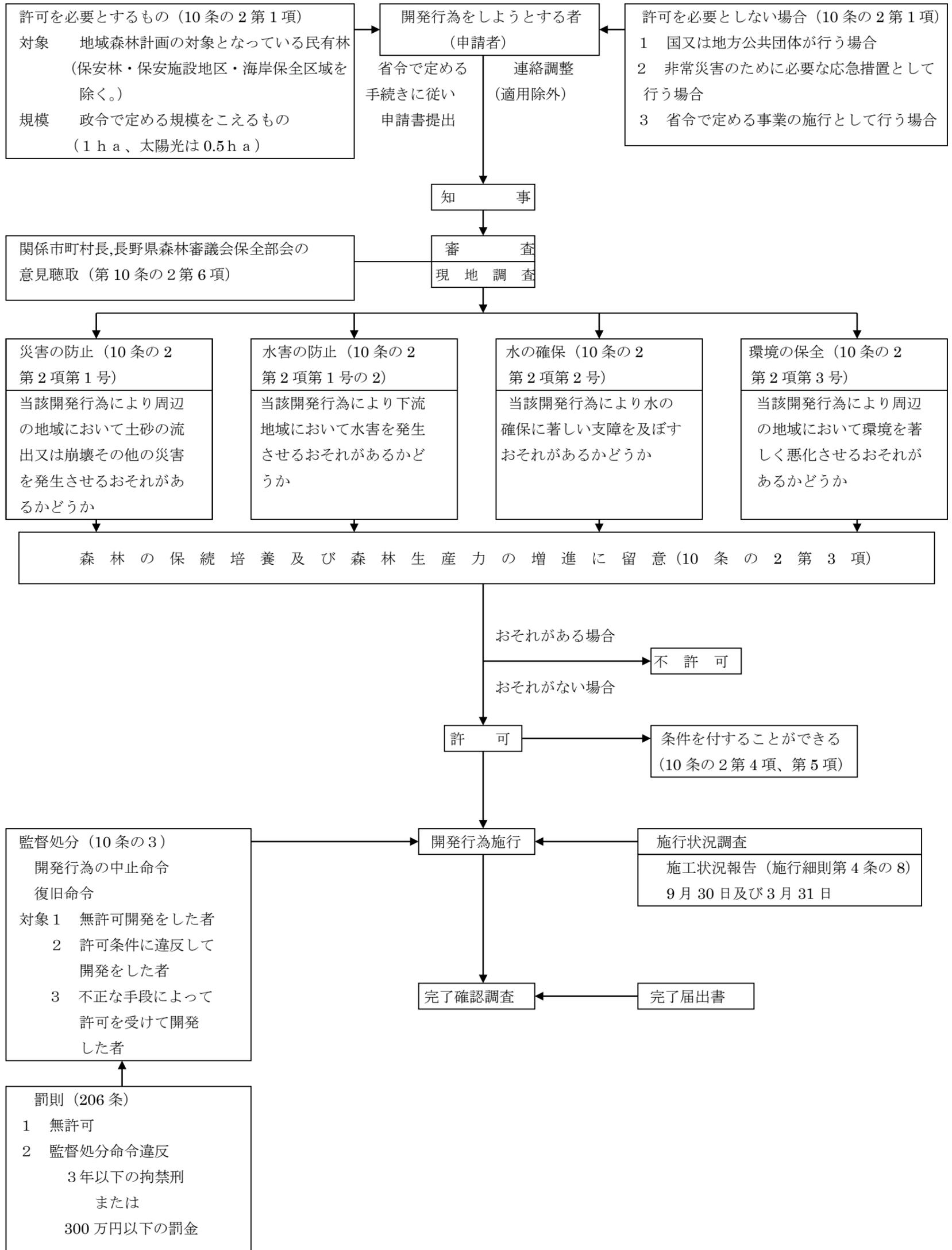
県庁林務部、県地域振興局林務課及び市町村の林務担当課に備えられている森林計画図により確認してください。

<参考>

1 伐採の届出（森林法第10条の8）

地域森林計画の対象とされている森林の立木を伐採するときは、あらかじめ（伐採を開始する日の90日前から30日前まで）市町村長に伐採届書を提出しなければなりません。ただし、林地の開発許可を受けて伐採する場合等は、この手続きは不要です。連絡調整の場合又は、林地開発の面積が1ヘクタール以下の場合等は必要となります。

2 林地開発許可制度の体系図



3 林地開発許可制度関係法令等

- 森林法（抄） [昭和 26 年 6 月 26 日 法律第 249 号]
最終改正 [令和 4 年 6 月 17 日 法律第 68 号]

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「森林」とは、左に掲げるものをいう。但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。

一 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹

二 前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地

2 この法律において「森林所有者」とは、権原に基き森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。

3 この法律において「国有林」とは、国が森林所有者である森林及び国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第十条第一号に規定する分収林である森林をいい、「民有林」とは、国有林以外の森林をいう。

(承継人に対する効力)

第三条 この法律又はこの法律に基く命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、森林所有者、権原に基き森林の立木竹の使用若しくは収益をする者又は土地の所有者若しくは占有者の承継人に対しても、その効力を有する。

第二章 森林計画等

(地域森林計画)

第五条 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林(その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。)につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。

2 地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 その対象とする森林の区域

二 森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

三 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

四 造林面積その他造林に関する事項

四の二 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

四の三 公益的機能別施業森林の区域(以下「公益的機能別施業森林区域」という。)の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項

五 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項

五の二 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

五の三 森林病虫害の駆除及び予防その他森林の保護に関する事項

六 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項

七 保安林の整備、第四十一条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項

3 地域森林計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、森林の整備及び保全のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。

4 第四条第三項の規定は、地域森林計画に準用する。

5 都道府県知事は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、地域森林計画を変更することができる。

(開発行為の許可)

第十条の二 地域森林計画の対象となつている民有林(第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。)において開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。)をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 国又は地方公共団体が行なう場合

二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合

三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。

一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

一の一 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。

二 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

- 三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。
- 3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たっては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。
- 4 第一項の許可には、条件を附することができる。
- 5 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。
- 6 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(監督処分)

第十条の三 都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第四項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第一項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

(適用除外)

第十条の四 この章の規定は、試験研究の目的に供している森林で農林水産大臣の指定するものその他農林水産省令で定める森林には適用しない。

第二章の二 営林の助長及び監督等

(伐採及び伐採後の造林の届出)

第十条の八 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつている民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定め

る手続に従い、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合
- 二 第十条の二第一項の許可を受けた者が当該許可に係る同項の開発行為をするために伐採する場合
- 三～ (略)

(伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等)

第十条の九 市町村の長は、前条第一項の規定により提出された届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画が市町村森林整備計画に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画を変更すべき旨を命ずることができる。

- 2 前項の命令があつたときは、その命令があつた後に行われる立木の伐採については、同項の届出書の提出はなかつたものとみなす。
- 3 市町村の長は、前条第一項の規定により届出書を提出した者の行っている伐採又は伐採後の造林が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画に従っていないと認めるときは、その者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画に従って伐採し、又は伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。
- 4 市町村の長は、前条第一項の規定に違反して届出書の提出をしないで立木を伐採した者が引き続き伐採をしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合又はその者が伐採後の造林をしておらず、かつ、引き続き伐採後の造林をしないとすれば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、伐採の中止をすること又は伐採後の造林をすることが当該各号に規定する事態の発生を防止するために必要か

つ適当であると認めるときは、その者に対し、伐採の中止を命じ、又は当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。

- 一 当該伐採跡地の周辺の地域における土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
- 二 伐採前の森林が有していた水害の防止の機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。
- 三 伐採前の森林が有していた水源の涵養の機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
- 四 当該伐採跡地の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

(施業の勧告等)

第十条の十 市町村の長は、森林所有者等がその森林の施業につき市町村森林整備計画を遵守していないと認める場合において、市町村森林整備計画の達成上必要があるとき(次項に規定する場合を除く。)は、当該森林所有者等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従って施業すべき旨を勧告することができる。

第七章 雑則

(立入調査等)

第百八十八条 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、森林所有者等からその施業の状況に関する報告を徴することができる。

- 2 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員又はその委任した者に、他人の森林に立ち入って、測量又は実地調査をさせることができる。
- 3 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員に、他人の森林に立ち入って、標識を建設させ、又は前項の測量若しくは実地調査若しくは標識建設の支障となる立木竹を伐採させることができる。

- 4 前二項の規定により他人の森林に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
- 5 第二項及び第三項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 6 国、都道府県又は市町村は、第二項又は第三項の規定による処分によつて損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(掲示)

第百八十九条 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による通知又は命令をする場合において、相手方が知れないとき、又はその所在が不分明なときは、その通知又は命令に係る森林、土地又は工作物等の所在地の属する市町村の事務所の掲示場にその通知又は命令の内容を掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を官報又は都道府県若しくは市町村の公報に掲載しなければならない。この場合においては、その掲示を始めた日又は官報若しくは都道府県若しくは市町村の公報に掲載した日のいずれか遅い日から十四日を経過した日に、その通知又は命令は、相手方に到達したものとみなす。

第八章 罰則

第二百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条の二第一項の規定に違反し、開発行為をした者
- 二 第十条の三の規定による命令に違反した者

附 則 （昭和四九年五月一日法律第三九号） 抄

（開発行為に係る経過規定）

第五条 この法律の施行の際現に開発行為（新法第十条の二第一項の開発行為をいう。以下同じ。）を行なっている者は、当該開発行為について同項の許可を受けたものとみなす。

○ 森林法施行令（抄） [昭和 26 年 7 月 31 日 政令第 276 号]

最終改正 [令和 4 年 9 月 22 日 政令第 313 号]

（開発行為の規模）

第二条の三 法第十条の二第一項 の政令で定める規模は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模とする。

一 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が一ヘクタールで、かつ、道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）

の幅員三メートル

二 太陽光発電設備の設置を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積〇・五ヘクタール

三 前二号に掲げる行為以外の行為 当該行為に係る土地の面積一ヘクタール

○ 森林法施行規則（抄） [昭和 26 年 8 月 1 日 農林省令第 54 号]

最終改正 [令和 4 年 9 月 30 日 農林水産省令第 56 号]

（開発行為の許可の申請）

第四条 法第十条の二第一項 の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。

一 開発行為に係る森林の位置図及び区域図

二 開発行為に関する計画書

三 開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類

四 許可を受けようとする者(独立行政法人等登記令(昭和三十九年政令第二十八号)第一条に規定する独立行政法人等を除く。)が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類

五 開発行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類(既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類)

六 開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類

七 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が必要と認める書類

(開発行為の許可を要しない事業)

第五条 法第十条の二第一項第三号の農林水産省令で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業とする。

一～ (略)

森林法施行細則

昭和 35 年 4 月 18 日 長野県規則第 25 号
(最終改正：令和 5 年 3 月 23 日 長野県規則第 9 号)

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 林地開発許可 (第 3 条—第 4 条の 11)
- 第 2 章の 2 意見聴取会 (第 4 条の 12)
- 第 3 章 土地の使用許可申請 (第 5 条—第 9 条)
- 第 4 章 森林審議会 (第 10 条—第 17 条)
- 第 5 章 雑則 (第 18 条・第 19 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）、森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号。以下「政令」という。）及び森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号。以下「省令」という。）の規定に基づき、法の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この規則において「審議会」とは、長野県森林審議会をいう。

第 2 章 林地開発許可

(許可申請書の添付書類)

第 3 条 省令第 4 条第 1 号に規定する位置図及び区域図は、次に掲げるものとする。

- (1) 位置図 縮尺 5 万分の 1 以上の地形図
- (2) 区域図 次の事項を明示した縮尺 5,000 分の 1 以上の図面
 - ア 開発行為に係る森林の区域
 - イ アの区域に介在し、又は隣接して残置することとなる森林又は緑地等で開発行為に係る事業に密接に関連するものの区域
 - ウ ア及びイに掲げる区域（以下「開発対象区域」という。）を明示するために必要な県界、市町村界、大字界、字界及び地番界並びに地番

2 省令第 4 条第 2 号に規定する開発行為に関する計画書の内容は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開発行為に係る事業又は施設の名称
- (2) 開発対象区域の面積
- (3) 開発対象区域内現況図及び流域現況図
- (4) 行為の形態別の施工区域、法（のり）面の位置、施設又は工作物の種類ごとの位置及び残置し、又は造成する森林又は緑地の区域を示す利用計画図
- (5) 法（のり）面の高さ、勾配及び土質、施工前の地盤面並びに法（のり）面保護の方法を示す図面
- (6) 切土、盛土又は捨土の工法及び土量

- (7) 防災施設等の設計図及び設計根拠
 - (8) 建設物等の概要図
 - (9) 残置する森林又は緑地の地番及び面積、造成する森林又は緑地の位置、面積、植栽樹種、植栽本数等並びにこれらの森林又は緑地の維持管理方法
 - (10) 一時的利用の場合には、利用後の原状回復方法
 - (11) 工事の実施工程
 - (12) 開発行為に係る事業の全体計画及び期別計画
 - (13) 防災施設の維持管理方法
- 3 省令第4条第2号に規定する書類には、同意した者の印鑑証明を添付しなければならない。
- 4 省令第4条第6号に規定する開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類は、次に掲げるものとする。
- (1) 資金計画書
 - (2) 開発行為に要する資金の調達方法を証する書類
 - (3) 法人にあつては、貸借対照表、損益計算書その他の当該法人の経営状況を確認できる書類
 - (4) 納税証明書
 - (5) 事業経歴書
 - (6) 法人にあつては、定款その他の基本約款を記載した書類
 - (7) その他知事が必要と認める書類

第4条 削除

(開発行為の計画変更)

- 第4条の2 法第10条の2第1項の許可を受けた者（以下「開発行為者」という。）は、許可を受けた開発行為の計画を変更しようとするときは、あらかじめ、知事が別に定める軽微な変更にあつては林地開発変更届出書（様式第1号）を、その他の場合にあつては林地開発変更許可申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の提出書類については、第3条に規定する書類のうち当該変更に係るものを添付しなければならない。

(開発行為の中止又は廃止の届出)

- 第4条の3 開発行為者は、開発行為を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、林地開発行為中止（廃止）届出書（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。
- (1) 当該開発対象区域の現況を撮影した写真
 - (2) 当該土地の防災及び維持管理に関する計画書
 - (3) 開発行為を廃止しようとするときは、廃止した後における当該土地の利用計画を示す書類
- 2 開発行為者は、中止した開発行為を再開しようとするときは、林地開発行為再開届出書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(開発行為者の住所又は氏名の異動の届出)

- 第4条の4 開発行為者は、その住所又は氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）に異動があつたときは、異動の日から15日以内に、林地開発行為者住所（氏名）異動届出書（様式第3号の2）を知事に提出しなければならない。

(開発行為の承継の届出)

第4条の5 相続若しくは譲渡又は法人の合併その他の理由により開発行為者の地位を承継した者は、当該地位を承継した日から15日以内に、林地開発行為地位承継届出書(様式第3号の3)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 開発行為者の地位の承継を証する書類
- (2) 開発行為の継続に要する資金の額及びその調達方法

(工事着手の届出)

第4条の6 開発行為者は、当該許可に係る工事に着手したときは、着手した日から15日以内に、林地開発行為着手届出書(様式第3号の4)を知事に提出しなければならない。

(標識の掲示)

第4条の7 開発行為者は、当該許可に係る工事の期間中、工事現場の見やすい場所に、林地開発許可済標識(様式第3号の5)を掲示しなければならない。

(施工状況の報告)

第4条の8 開発行為者は、9月30日及び3月31日における施工の状況を、翌月の15日までに、林地開発行為施工状況報告書(様式第3号の6)により知事に報告しなければならない。

(災害発生の届出)

第4条の9 開発行為者は、開発対象区域内において災害が発生した場合は、遅滞なく災害発生届出書(様式第3号の7)を知事に提出しなければならない。

(工事完了の届出)

第4条の10 開発行為者は、開発行為が完了したときは、遅滞なく林地開発行為完了届出書(様式第3号の8)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 工事完成図及び工事完成写真
- (2) 工事施工途中における記録写真

(復旧に係る措置完了の届出)

第4条の11 法第10条の3の規定により復旧に必要な行為を命じられた者は、当該命令に係る措置を完了したときは、その旨を知事に届け出なければならない。

第2章の2 意見聴取会

(意見聴取会)

第4条の12 法第32条第2項(法第33条の3において準用する場合を含む。第3項において同じ。)又は第50条第2項の規定により知事が行う意見の聴取は、知事又はその指名する職員が議長として主宰する意見聴取会によつて行う。

- 2 法第32条第1項(法第33条の3において準用する場合を含む。)の規定による意見書の提出をした者(以下この条において「意見書提出者」という。)又は法第50条第4項の当事者がその代理人を意見聴取会に出席させようとするときは、代理人1人を選任し、当該選任に係る代理人の権限を証する書面に代理人の氏名及び住所を記載して、これを意見聴取会の開始前に議長又は議長の指名する者に提出しなければならない。

- 3 法第 32 条第 2 項の規定により意見聴取会を行う場合において、議長は、出席した意見書提出者又はその代理人（第 5 項、第 6 項及び第 9 項において「意見書提出者等」という。）に異議の要旨及び理由を陳述させるものとする。ただし、議長は、その者が正当な理由がなく異議の要旨及び理由を陳述しないと認めるときは、その者がその陳述をしたものとして意見聴取会の議事を運営することができる。
- 4 法第 50 条第 2 項の規定により意見聴取会を行う場合において、議長は、出席した同条第 4 項の当事者又はその代理人（次項、第 6 項及び第 9 項において「当事者等」という。）に証拠を提示させ、意見を陳述させるものとする。ただし、議長は、その者が正当な理由がなく証拠を提示せず、意見を陳述しないと認めるときは、その者がその証拠の提示をし、陳述をしたものとして意見聴取会の議事を運営することができる。
- 5 議長は、意見聴取会の議事の運営上必要があると認めるときは、意見書提出者等の意見の陳述又は当事者等の証拠の提示若しくは意見の陳述について、その時間を制限することができる。
- 6 意見書提出者等又は当事者等は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。
- 7 議長は、特に必要があると認めるときは、意見聴取会を傍聴している者に発言を許可することができる。
- 8 前 2 項の規定により発言を許可された者の発言は、その意見の聴取に係る案件の範囲を超えてはならない。
- 9 第 5 項の規定によりその意見の陳述につき時間を制限された意見書提出者等がその制限された時間を超えて意見を陳述したとき又はその証拠の提示若しくは意見の陳述につき時間を制限された当事者等がその制限された時間を超えて証拠を提示し、若しくは意見を陳述したときは、議長は、意見書提出者等の意見の陳述又は当事者等の証拠の提示若しくは意見の陳述を禁止することができる。
- 10 第 6 項又は第 7 項の規定により発言を許可された者が第 8 項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動があつたときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
- 11 議長は、意見聴取会の秩序を維持するため必要があるときは、その秩序を乱し、又は不穏当な言動をした者を退場させることができる。
- 12 議長は、意見聴取会の終了後遅滞なく意見聴取会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

第 3 章 土地の使用許可申請

第 5 条 削除

（使用権設定に関する認可の申請）

第 6 条 省令第 84 条に規定する申請書は、森林法による使用権設定認可申請書（様式第 5 号）によるものとする。

（裁定の申請）

第 7 条 省令第 85 条に規定する書面は、森林法による使用権設定（収用請求）裁定申請書（様式第 6 号）によるものとする。

（協議が整った場合の届出）

第 8 条 省令第 87 条に規定する届出書は、森林法による使用権設定（収用請求）協議成立

届書（様式第7号）によるものとする。

（水流における工作物の使用認可の申請）

第9条 省令第88条に規定する申請書は、森林法による水流中の工作物使用（移動、改造、除却）認可申請書（様式第8号）によるものとする。

第4章 森林審議会

（審議会）

第10条 法及び政令に定めるもののほか、審議会については、この章の定めるところによる。

（会議）

第11条 審議会の会長（以下「会長」という。）は、審議会の会議（以下「会議」という。）を招集し、その議長となる。

第12条 会議は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

第13条 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第14条 議長は、関係官公署又は関係団体の職員若しくはその他の者に会議において関係事項について発言させることができる。

第15条 会長は、会議のてん末を記録し、出席委員2名とともに署名するものとする。

（部会）

第15条の2 審議会に、森林の保全に関する事項を審議するため、部会を置く。

2 部会は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

3 第12条から前条までの規定は、部会について準用する。

（書記）

第16条 審議会に書記を置く。

2 書記は、県職員のうちから知事が任命する。

3 書記は、会長の命を受け事務に従事する。

（会長への委任）

第17条 第11条から第15条の2に定めるもののほか、審議会の会議に関し必要な事は、会長が定める。

第5章 雑則

（身分証明書）

第18条 法第188条第4項に規定する身分を示す証明書は、様式第9号によるものとする。

（書類の経由）

第19条 法、政令、省令及びこの規則の規定に基づき、知事に提出すべき書類は、森林所在地を管轄する地域振興局長を経由しなければならない。

(様式第1号) (第4条の2関係)

林地開発変更許可申請(届出)書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所
氏 名

(法人にあつては主たる
事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名)

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を下記のとおり変更したいので申請します。(届け出ます。)

記

許可年月日及び番号	
変更の理由	
変更後の開発行為に係る森林の所在場所	
変更後の開発行為に係る森林の土地の面積	
変更の内容	
完了予定年月日	

- (備考) 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
2 開発行為の施工体制に変更がある場合は、変更後の施工者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。

(様式第2号) (第4条の3関係)

林地開発行為中止(廃止)届出書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所
氏 名

〔法人にあっては主たる
事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名〕

下記のとおり林地開発行為を中止(廃止)したいので届け出ます。

記

許可年月日及び番号	
開発行為に係る森林 の所在場所	
開発行為の目的	
開発行為着手年月日	
中止 廃止 年月日	
開発行為の進捗状況	
中止 廃止 の理由	
中止 } のため講じる 廃止 } 措置の概要	

(様式第3号) (第4条の3関係)

林地開発行為再開届出書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所
氏 名

〔法人にあつては主たる
事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名〕

下記のとおり林地開発行為を再開したいので届け出ます。

記

許可年月日及び番号	
開発行為に係る森林 の所在場所	
開 発 行 為 の 目 的	
開 発 行 為 着 手 年 月 日	
中 止 年 月 日	
開 発 行 為 の 進 捗 状 況	
再 開 年 月 日	
再 開 の 理 由	

(様式第3号の2) (第4条の4関係)

林地開発行為住所(氏名)異動届出書

年 月 日

長野県知事

殿

住 所
氏 名

(法人にあっては主たる
事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名)

下記のとおり住所(氏名)に異動が生じました。

記

許可年月日及び番号	
開発行為に係る森林の所在場所	
開発行為の目的	
新住所(氏名) (法人の場合は名称、 主たる事務所の所在地 又は代表者の氏名)	
旧住所(氏名) (法人の場合は名称、 主たる事務所の所在地 又は代表者の氏名)	
そ の 他	

(様式第3号の3) (第4条の5関係)

林地開発行為地位承継届出書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所
氏 名

(法人にあつては主たる
事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名)

年 月 日付け により許可を受けた者の地位を承継しました。

記

許可を受けた者の住所及び氏名 (法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
開発行為に係る森林の所在場所	
開 発 行 為 の 目 的	
承 継 年 月 日	年 月 日
承 継 の 原 因	
そ の 他	

(様式第3号の4) (第4条の6関係)

林地開発行為着手届出書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所
氏 名

〔法人にあつては主たる
事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名〕

下記のとおり林地開発行為に着手しました。

記

許可年月日及び番号	
開発行為に係る森林 の所在場所	
開発行為の目的	
着手年月日	
完了予定年月日	

(様式第3号の5) (第4条の7関係)

林地開発許可済標識		
許可年月日及び番号		開発行為の区域の略図
開発行為の目的		
申請者住所 氏名 (電話番号)		
工事住所 施工者氏名 (電話番号)		
開発行為に係る森林 の所在場所		
現場管理者住所 氏名		
開発行為の期間		

縦 70センチメートル

横 100センチメートル

(様式第3号の6) (第4条の8関係)

林地開発行為施工状況報告書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所
氏 名

(法人にあつては主たる
事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名)

年 月 日現在の施工状況は下記のとおりです。

記

許可年月日及び番号	
開発行為に係る森林の 所在場所	
開発行為の着手年月日	

工 種	施 工 状 況

(注) できる限り、施工状況を示した写真等を添付すること。

(様式第3号の7) (第4条の9関係)

災 害 発 生 届 出 書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所
氏 名

〔法人にあつては主たる
事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名〕

下記のとおり開発対象区域内に災害が発生しました。

記

許 可 年 月 日 及 び 番 号	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
災 害 発 生 日 時	
災 害 の 状 況	
緊 急 に 講 じ た 措 置 の 概 要	
今 後 の 措 置 方 針	

(様式第3号の8) (第4条の10関係)

林地開発行為完了届出書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所
氏 名

〔法人にあつては主たる
事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名〕

下記のとおり林地開発行為を完了しました。

記

許可年月日及び番号	
開発行為に係る森林の所在場所	
開発行為をした森林の区域面積	
開発行為に係る森林の面積	
完了年月日	
備 考	

(備考) 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。

(様式第 5 号) (第 6 条関係)

森林法による使用権設定認可申請書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

氏名又は名称

森林法第 50 条第 1 項の規定により、下記の使用権設定の協議をしたいので、認可してください。

記

- 1 使用権設定の目的
- 2 使用権を設定すべき土地の所在、地番、地目及び面積
- 3 使用権を設定すべき土地の所有者及び関係人の氏名又は名称及び住所（これらの事項を記載することができない場合には、その旨及びその理由）
- 4 使用の時期及び期間

森林法による使用権設定（収用請求）裁定申請書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

氏名又は名称

森林法第51条（第55条第2項）の規定により、土地の使用権設定（収用請求）の協議が整わないので、下記のように裁定してください。

記

- 1 使用権設定（収用請求）の目的
- 2 相手方の氏名又は名称及び住所
- 3 使用権を設定（収用請求）すべき土地の所有者及び関係人の氏名又は名称及び住所（使用権を設定すべき土地についてこれらの事項を記載することができない場合には、その旨及びその理由）
- 4 使用権を設定（収用請求）すべき土地の所在、地番、地目及び面積
- 5 設定すべき使用権（収用請求）の内容及び存続期間
- 6 使用（収用請求）の時期
- 7 補償金の額並びにその支払の時期及び方法
- 8 裁定申請の理由

(様式第7号) (第8条関係)

森林法による使用権設定（収用請求）協議成立届書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

氏名又は名称

森林法第57条の規定により、下記のとおり、土地使用権（収用請求）につき協議が整いました。

記

- 1 使用権を設定（収用請求）すべき土地の所在、地番、地目及び面積
- 2 設定すべき使用権（収用請求）の内容及び存続期間
- 3 使用（収用請求）の時期
- 4 補償金の額及びその支払の時期及び方法

(様式第 8 号) (第 9 条関係)

森林法による水流中の工作物使用（移動、改造、除却）認可申請書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

氏名又は名称

森林法第 66 条の規定により、下記のとおり木材（竹材）を搬出するため工作物を使用（移動、改造、除却）の必要があるので、認可してください。

記

- 1 工作物の使用（移動、改造、除却）の目的
- 2 使用（移動、改造、除却）すべき工作物の種類及びその所在場所
- 3 使用（移動、改造、除却）すべき工作物の所有者及び関係人の氏名又は名称及び住所（これらの事項を記載することができない場合には、その旨及びその理由）
- 4 使用（移動、改造、除却）の時期及び期間

(様式第9号) (第18条関係)

(職員用)

(表)

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名	写 真
氏 名	
生年月日 年 月 日生	
年 月 日交付 年 月 日限り有効	
長野県知事	印

(裏)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- (備考)
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 - 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

(委任した者用)

(表)

身分証明書		第 号
写 真	氏 名	
	年 月 日 交付	
	年 月 日 限り有効	
<p>上記の者は、森林法第 188 条第 2 項の規定により、他人の森林に立ち入って測量又は現地調査をする者であることを証する。</p>		
長野県知事		

(裏)

森林法抜粋
(立入調査等)
第 188 条 (略)
2 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員又はその委任した者に、他人の森林に立ち入って、測量又は現地調査をさせることができる。
3 (略)
4 前 2 項の規定により他人の森林に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
5 第 2 項及び第 3 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
6 国、都道府県又は市町村は、第 2 項又は第 3 項の規定による処分によつて損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

長野県林地開発事務取扱要領等

- ・長野県林地開発事務取扱要領
- ・別記1 林地開発許可申請書等の審査要領
- ・別記2 林地開発許可申請書の添付書類及び審査事項
- ・別記3 残置又は造成する森林（緑地）の維持管理に関する協定書
- ・別記4 林地開発許可条件例

長野県林地開発事務取扱要領目次

第1章 総則	37
第1 趣旨	37
第2 用語の定義	37
第3 細部基準等	38
第4 事務処理区分	38
第2章 許可の適用される開発行為	39
第1節 事前指導	39
第5 規制の対象	39
第6 事前協議	39
第7 河川管理者との調整	40
第8 大規模開発行為の報告	40
第2節 許可申請の添付書類	41
第9 開発対象区域及び地域森林計画以外の土地の同意書	41
第10 現況図	41
第11 流域現況図	41
第12 残置森林等の維持管理	42
第13 印鑑証明	42
第14 河川管理者の許可等	42
第15 漁業組合の同意	42
第16 水利用の影響等の調査	42
第3節 許可申請	43
第17 申請	43
第18 工区の設定	43
第19 工区別の許可申請	43
第20 工事の工程	43
第21 関係市町村長の意見	43
第22 申請書等の進達	44
第4節 現地調査及び書類審査等	44
第23 河川管理者との協議	44
第24 開発許可申請に基づく現地調査	44
第25 審査	45
第5節 森林審議会	45
第26 森林審議会の意見聴取	45

第27	保全部会の開催	45
第28	保全部会の審議	45
第6節	許可及び許可後の措置	46
第29	許可条件	46
第30	許可等の通知	46
第31	工事の着手	46
第32	施行状況の調査	46
第33	災害発生の届出	47
第34	中止又は廃止	47
第35	残置森林等の権限の取得	47
第36	工事の完了	47
第37	完了後の変更	48
第7節	変更申請等	48
第38	軽微な変更	48
第39	準用規定	49
第40	変更許可等	49
第8節	監督処分	49
第41	違反行為に対する措置	49
第42	中止命令及び復旧命令	49
第43	許可の取消し	49
第44	関係機関との調整	49
第45	提示	50
第46	復旧命令の履行確認	50
第47	告発	50
第48	代執行	50
第49	報告	50
第3章	許可制の適用のない開発行為	51
第50	連絡調整	51
第51	事務処理区分	51
第52	国又は地方公共団体とみなされる法人	51
第53	土地開発公社の特例	51
第54	事前調査	51
第55	大規模開発行為の報告	52
第56	協議に係る提出書類	52
第57	準用規定	52

第58 調整の終了及び開発行為の完了	52
第4章 その他	52
第59 定期報告等	52
第60 長野県公安委員会委員長への報告	53
第61 経過台帳の整理	53
附則	53

長野県林地開発事務取扱要領

最終改正 令和6年4月1日

第1章 総 則

(趣旨)

第1 森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の2及び3に基づく林地開発許可制度の取扱いについては、同法施行令（昭和26年政令第276号）、同施行規則（昭和26年農林省令第54号）及び森林法施行規則第44条の規定による申請書等の様式（昭和37年農林省告示第851号）並びに森林法施行細則（昭和35年長野県規則第25号）で定めるもののほか、この要領により、その適正かつ、円滑な実施を図るものとする。

(用語の定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 森林法第10条の2第1項に定める開発行為をいう。
- (2) 開発対象区域 開発行為に係る森林の区域及び当該区域に介在し、又は隣接して残置することとなる森林又は緑地等で開発行為に係る事業に密接に関連するものの区域をいう。
- (3) 開発行為者 開発行為をしようとする者をいう。
- (4) 法 森林法（昭和26年法律第249号）をいう。
- (5) 政令 森林法施行令（昭和26年政令第276号）をいう。
- (6) 省令 森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）をいう。
- (7) 申請書等の様式を定める件 森林法施行規則の規定に基づき申請書等の様式を定める件（昭和37年農林省告示第851号）をいう。
- (8) 県規則 森林法施行細則（昭和35年長野県規則第25号）をいう。
- (9) 事務処理規則 事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）をいう。
- (10) 残置森林等の基準 林地開発許可に係る森林等の配置及び施設の設置等に関する基準（平成4年長野県告示第421号）をいう。
- (11) 他法令等 森林法以外の法令又は条例、森林法施行細則以外の規則をいう。
- (12) この要領による許可事務等を行う地域振興局長（以下「局長」という。）及びその管轄は次の表によるものとする。なお、令和6年3月31日以前の許可申請等の案件についても、次の表によるものとする。

ただし、中央新幹線建設工事に関する許可事務等については、当面の間、下表の管轄区域に関わらず、南信州地域振興局長を集約局長とする。

許可事務等を行う局長の名称	管轄する地域振興局の名称	管轄区域
佐久地域振興局長	佐久地域振興局	小諸市 佐久市 南佐久郡 北佐久郡
	上田地域振興局	上田市 東御市 小県郡
上伊那地域振興局長	諏訪地域振興局	岡谷市 諏訪市 茅野市 諏訪郡
	上伊那地域振興局	伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡
	南信州地域振興局	飯田市 下伊那郡
松本地域振興局長	木曾地域振興局	木曾郡
	松本地域振興局	松本市 塩尻市 安曇野市 東筑摩郡
	北アルプス地域振興局	大町市 北安曇郡
長野地域振興局長	長野地域振興局	長野市 須坂市 千曲市 埴科郡 上高井郡 上水内郡
	北信地域振興局	中野市 飯山市 下高井郡 下水内郡

- (13) この要領による職員は許可事務等を行う職員とし、現地調査等に同行が必要な場合は、必要に応じ管轄する地域振興局に依頼する。

(細部基準等)

第3 許可を行うにあたっての細部基準は、別に定めるものとする。

(事務処理区分)

第4 法第10条の2第1項の規定による開発行為の許可に関する事務処理は、事務処理規則第5条第1項の定めるところによる。

(1) 知事が許可する開発行為

- ア 森林法第26条第1項及び第26条の2第1項の規定による保安林の指定の解除を必要とするもの
- イ 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可を必要とするもののうち、その権限が農林水産大臣に属するもの
- ウ 都市計画法第29条第1項及び2項の規定による許可を必要とするもののうち、市街化調整区域内における開発行為(都市計画法第35条の2第1項に該当するものを除く。)に該当するもの
- エ 都市計画法第29条第1項及び第2項の規定による許可を必要とするもののうち、都市計画法の定義による開発区域の面積が4ヘクタールを超えるもの
- オ 環境影響評価法第2条第4項に規定する対象事業に該当するもの
- カ 長野県環境影響評価条例第2条4号に規定する対象事業に該当するもの
- キ 他県又は2以上の許可事務等を行う局の管轄区域にわたるもの

(2) 許可事務等を行う局長(以下「局長」という。)が許可する開発行為
前号に該当するもの以外のもの

2 法第10条の3の規定による監督処分に関する事務処理は、事務処理規則第5条第1項の定めるところによる。

(1) 知事が行う処分

悪質又は重大な違反行為に係る復旧命令

(2) 局長が行う処分

- ア 中止命令
- イ 前号に掲げるもの以外の復旧命令

3 刑事訴訟法第239条第2項の規定による告発に関する事務処理は、次のとおりとする。

(1) 知事が行うもの

前項第1号に規定する復旧命令違反事件(法第206条第2号該当)

(2) 局長が行うもの

- ア 無許可開発行為事件(法第206条第1号該当)
- イ 前項第2号に規定する中止命令及び復旧命令違反事件(法第206条第2号該当)

4 行政代執行法第2条の規定による代執行に関する事務処理は、次のとおりとする。

(1) 知事が行う事項

第2項第1号の復旧命令の不履行に係る代執行令書の送付等の事務

(2) 局長が行う事項

- ア 工事請負契約の締結等の事務
- イ 第2項第2号イに規定する復旧命令の不履行に係る代執行令書の送付等の事務

第2章 許可制の適用される開発行為

第1節 事前指導

(規制の対象)

第5 林地開発許可を必要とする開発行為の解釈については、別に定めるものとする。

2 政令第2条の3の規定の運用に際しては、次に掲げる場合も林地開発許可を必要とする。

- (1) 開発行為に係る面積が1ヘクタールに達するまでは車道幅員3メートルを超える規模で行い、1ヘクタールを超える部分については3メートル以下の規模で開発行為を行う場合

(事前協議)

第6 局長は、林地開発許可の事前協議にあたっては、開発行為者に協議事項を記載した事前協議書(様式第1号)を提出させ、指導するものとする。

2 局長は、開発行為者に協議事項を開発対象区域周辺に居住する地元住民等へ説明し、地域住民等への説明結果概要書(様式第1号附表)を提出するよう指導するものとする。

また、地元住民等への説明範囲は、次のとおりとし、管轄する市町村と協議の上、決定すること。

- (1) 開発行為をする森林の下流において、開発中及び開発後の30年確率降雨又は50年確率降雨に想定される無調節のピーク流量に対して1パーセント以上増加する地点を含む地域に存する自治会等の住民等
- (2) 開発区域から下方2キロメートル以内に住居・事業所等を有する住民等
なお、説明方法等についても、管轄する市町村と協議の上、決定すること。

3 局長は、開発行為者から事前協議があり、協議内容が適正と認められる場合は、林地開発事前協議結果通知書(様式第1号の4)により、開発行為者に通知するとともに、事務処理規則に従い知事に報告するものとする。

4 局長は、第1項の規定による協議において次の各号の一に該当するときは、計画の変更その他必要な措置を講ずるよう林地開発事前協議確認依頼書(様式第1号の3)により開発行為者を指導するものとする。その際、必要に応じて、学識経験者に意見を求めるものとする。

なお、学識経験者による現地調査等が必要な場合は、林地開発に伴う現地調査等実施計画書(様式第1号の5)により部長へ報告するものとする。

- (1) 機能の高い森林において開発行為を行うよう計画されている場合
- (2) 土地の形質変更部分が残置森林との関係において適正に配置されていない場合
- (3) 切土、盛土による土砂の移動について、土量のバランスがとれるような地形、工法等が選択されていない場合
- (4) その他必要と認められた場合

5 局長は、事前協議の際に他法令等についての確認を行うよう開発行為者を指導するものとする。

6 局長は、第4(1)才及びカの規定に該当するものについて、準備書の段階から事前協議を行うことができるが、評価書の内容により施設の配置や規格・構造等に変更が生じる場合は、該当する部分について再度事前協議を行うよう開発行為者を指導するものとする。

7 局長は事前協議の提出があった場合、様式第1号の2により関係市町村長に事前協議書の写

を送付するものとする。

(河川管理者との調整)

第7 局長は、洪水調節池等の設置に関する河川管理者との調整については、ピーク流量を安全に流下させることができない地点のうち当該開発行為による影響を最も強く受ける地点（以下「当該地点」という。）の河川等の管理者と行うよう開発行為者を指導するものとする。

2 開発行為者は、次に掲げる書類を添えて局長に協議を行うものとする。

ア 第1項の当該地点の選定について河川管理者の同意書

イ 流域現況図（流域の地形、河川の位置、ピーク流量を安全に流下させることができない地点の位置等を示す図面）

ウ 洪水調節池等の位置及び構造等を示した図面

エ 集水区域を示した図面

オ 下流流下能力等の計算資料

カ 土地利用計画図

3 第1項の当該地点が河川法適用河川（知事が管理者である場合に限る。）にある場合は、「森林法等の一部を改正する法律に関する覚書（平成3年11月15日付3治第425号、3河第400号）」により次のとおり行うものとする。

(1) 開発対象区域5ヘクタール未満の場合

局長は、洪水調節池等の技術的審査を行うものとする。

(2) 開発対象区域5ヘクタール以上の場合

局長は、第2項の書類を添えて様式第2号により、河川管理者に通知するものとする。

4 第1項の当該地点が河川法適用河川のうち国土交通大臣が管理する河川にある場合は、当該河川を管理する河川事務所長と協議を行うものとする。

5 第1項の当該地点が河川法準用河川又は市町村が定める公共物の管理に関する条例の適用を受ける普通河川等にある場合は、第3項第1号に準じて行うものとする。

(大規模開発行為の報告)

第8 局長は、事前協議のあったもののうち開発行為に係る森林の土地の面積が10ヘクタールを超える大規模な開発行為について、様式第3号により林務部長（以下「部長」という。）に報告するものとする。

2 局長は、前項の報告にあたっては次により確認等を行い、様式第3号の2にとりまとめるものとする。

(1) 次に掲げる開発計画の概要等の基礎資料の提出を開発行為者に求めるものとする。

ア 開発計画の概要

イ 開発対象区域内の森林の現況

ウ 機能別の森林の面積

エ 森林施業計画及び森林経営計画対象森林面積

オ 市町村森林整備計画等の状況

カ 開発計画と他法令等の関係、位置及び面積

キ 以下の区域が含まれる場合、そこを含めざるを得ない理由

(ア) 保安林等

(イ) 公益的機能別施業森林

- (ウ) その他（公共投資等）
- ク 開発計画に係る森林所有者及び開発対象区域周辺に居住する地元住民の意向
- ケ 残置森林の管理方法
- コ 関係図
 - (ア) 位置図（5万分の1）
 - (イ) 林班図（5,000分の1）国有林、民有林を区分する。
 - (ウ) 開発区域内現況図（5,000分の1）
 - (エ) 土地利用計画図（5,000分の1）
- (2) 前号の資料をもとに次に掲げる事項の確認を行うものとする。
 - ア 開発対象区域内の現況について、公益的機能別施業森林の面積、保安林、保安施設地区、山地災害危険地区及び治山施設等の状況
 - イ 森林・林業の公共投資の状況
 - ウ 機能別の森林の面積
 - エ 森林施業計画及び森林経営計画対象森林の面積
- (3) 関係市町村、森林組合及び開発行為者等の関係者を集めた調整会議を開き、次に掲げる事項について確認・調整を行うものとする。その際、必要に応じて、学識経験者及び開発対象区域周辺に居住する住民に参加を求めることができるものとする。

なお、学識経験者の参加が必要な場合は、林地開発に伴う現地調査等実施計画書（様式第1の5号）により部長へ報告するものとする。

 - ア 森林施業計画及び森林経営計画実施上の支障の有無
 - イ 市町村森林整備計画の実施上の支障の有無及び今後の対処方向
 - ウ 開発行為が地域の林業生産活動に及ぼす影響
 - エ 開発行為が国土の保全、水資源のかん養に及ぼす影響
 - オ 開発行為が生活環境の保全、保健文化機能に及ぼす影響
 - カ 開発対象区域周辺に居住する地元住民の意向（第6 2に規定する範囲を対象とする。）

第2節 許可申請書の添付書類

（開発対象区域外及び地域森林計画対象民有林以外の土地の同意書）

第9 局長は、開発行為者が県規則第3条第2項第4号に定める施設又は工作物等を開発対象区域外又は地域森林計画対象民有林以外の土地に設置する場合は、省令第4条第2号に準じ、当該土地について利害関係を有する者の同意書を添付するよう指導するものとする。

2 前項の場合には、県規則第3条第3項の規定を準用する。

（現況図）

第10 局長は、県規則第3条第2項第3号に規定する開発対象区域内現況図に次の各号に掲げる事項を明示するよう開発行為者を指導するものとする。

- (1) 開発対象区域の境界
- (2) 地形及び林況
- (3) 開発対象区域内及びその周辺地域の取水地点、人家及び公共施設の位置

（流域現況図）

第11 局長は、県規則第3条第2項第3号に規定する流域現況図に次の各号に掲げる事項を明示するよう開発行為者を指導するものとする。

- (1) 流域の地形及び土地利用の実態
- (2) 河川の位置、河川名及び河川管理者
- (3) 開発にともない増加するピーク流量を安全に流下させることができない地点
- (4) その他必要な事項

(残置森林等の維持管理)

第12 局長は、県規則第3条第2項第9号に規定する残置し、又は造成する森林又は緑地の維持管理は、協定書により行うよう開発行為者を指導するものとする。(別記3 協定例参照)

- 2 前項の場合において、林地開発許可申請の段階で残置し、又は造成する森林又は緑地に係る土地の権原を取得していない場合は、当該土地の所有者等の同意書を添付するものとする。

(印鑑証明書)

第13 県規則第3条第3項の規定は、他法令に基づく許可申請書に印鑑証明書が添付されている場合には、その写しの添付で差支えないものとする。

(河川管理者の許可等)

第14 局長は、開発計画が次の各号の一に該当するときは、当該各号に定める者の許可書の写又は同意書を提出するよう開発行為者を指導するものとする。

- (1) 雨水等の排水を河川等又は他の用排水施設まで導くよう計画されている場合、当該河川等又は他の用排水施設の管理者
- (2) 河川等又は他の用排水施設から開発対象区域内に取水するよう計画されている場合、当該河川等又は他の用排水施設の管理者
- (3) えん堤等の工作物を河川等に設置するよう計画されている場合、当該河川等の管理者

(漁業組合の同意)

第15 局長は、開発計画が次の各号の一に該当するときは、漁業組合の同意書を提出するよう開発行為者を指導するものとする。

- (1) 開発対象区域内の河川に漁業権が設定されている場合
- (2) 漁業権が設定されている河川の上流で開発を行う場合で、開発後の集水区域が開発前よりも減少する場合

(水利用の影響等の調査)

第16 局長は、開発対象区域内又はその周辺に飲用水、かんがい用水等の取水地点がある場合には、次の各号に掲げる調査等を行いその結果を申請書に添付するよう開発行為者を指導するものとする。

- (1) 取水地点の湧水量、取水量の調査
- (2) 開発による影響の評価
- (3) 当該水源の利用者を対象とした説明会等の開催状況及び説明内容

- 2 説明会の開催状況及び説明内容について、説明結果概要書(様式第1号附表)を提出するよう指導するものとする。

なお、説明範囲は、管轄する市町村と協議の上、決定すること。

- 3 局長は、必要と認めるときは地下水動態調査等の実施を求めるものとする。

第3節 許可申請

(申請)

第17 局長は、原則として開発行為に関する事前協議の内容が適正と認められ、関係する他法令等に基づく申請又は届出の受理が確実と見込まれる段階で、申請書を提出するよう開発行為者を指導するものとする。

2 局長は、第4(1)オ及びカの規定に該当するものについて、評価書の内容が反映され、適正と認められる段階で申請書を提出するよう開発行為者を指導するものとする。

(工区の設定)

第18 局長は、次の各号の一に該当するときは、工区の設定を行い工区別に許可申請を行うよう開発行為者を指導するものとする。

- (1) 開発規模等から判断して施工期間が3年を超えることが明らかな場合
- (2) 開発行為の目的等から判断して期別の完了確認を必要とする場合

2 前項第1号において、他法令等の許認可に係る事業計画等で期間の定めがある場合は、「3年」を「当該期間」に読み替えるものとする。

(工区別の許可申請)

第19 局長は、工区別の許可申請にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意するよう開発行為者を指導するものとする。

- (1) 全体計画に係る関係書類等を県規則第3条及び第4条に規定するところにより提出すること。
- (2) 県規則第3条第2項第12号に規定する期別計画は、次によること。
 - ア 県規則第3条第2項第4号の利用計画図に工区割りを示す。
 - イ 県規則第3条第2項第2号の開発対象区域の面積を工区別に示す。
 - ウ 転用後の用途別面積を工区別に示す。
 - エ 施設の内容を工区別に示す。
 - オ 県規則第3条第2項第11号の工事の実施工程を工区別に示す。
- (3) 工区別の許可申請書には、該当する工区に係る前号イからオの書類を添付すること。

2 局長は、当該工区の開発行為に着手することが明らかとなった時点で申請書を提出するよう、開発行為者指導するものとする。

3 局長は、第1項の工区別の申請があったときは、全体計画を審査したうえで、許可を行うものとする。

(工事の工程)

第20 局長は、県規則第3条第2項第11号に規定する工事の実施工程の作成にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意するよう開発行為者を指導するものとする。

- (1) 開発許可後概ね3ヵ月以内に工事に着手すること。
- (2) 実地測量の実施は、形質変更区域についての立木伐採に先立って行うこと。
- (3) 防災工事はその他の土工事に先行して行うこと。

(関係市町村長の意見)

第21 局長は、申請書を受理した後ただちに様式第4号により関係市町村長に意見を求めるものとする。

- 2 法第 10 条の 2 第 6 項に規定する関係市町村の長は、次の各号に掲げる者とし、当該市町村を管轄する局長が意見を求めるものとする。
 - (1) 開発行為に係る森林を管轄する市町村の長
 - (2) 当該開発行為によって直接影響を受けると見込まれる市町村の長
- 3 前項の意見書は様式第 5 号によるものとする。
- 4 第 2 項第 2 号に該当する市町村を管轄する局長が、開発行為に係る森林を管轄する局長と異なるときは、開発行為に係る森林を管轄する局長の依頼に基づき意見を求めるものとする。
- 5 局長は、第 2 項第 1 号に該当する市町村の長の意見を求める場合、当該市町村の長が森林組合等の意見を聴いたうえで回答を行うよう助言する。
- 6 局長は、第 2 項第 2 号に該当する市町村の長の意見を求める場合、当該市町村の長が当該地域住民の意向を十分に調査したうえで回答を行うよう助言する。
- 7 法第 10 条の 2 第 2 項第 1 の 2 号に規定する「水害防止の機能に依存する地域」とは、開発行為をする森林の下流において、開発中及び開発後の 30 年確率降雨又は 50 年確率降雨に想定される無調節のピーク流量に対して 1 パーセント以上増加する地点を含む地域をいう。

(申請書等の進達)

- 第 22 局長は、第 4 第 1 項第 1 号に該当する開発行為の申請書の提出があったときは、内容に不備のないことを確認し、別記 2「林地開発許可申請書の添付書類及び審査事項」の各項目(書類番号 1~35 の各書類ごとにある審査事項)について、林地開発許可申請審査調書(様式第 7 号)に取りまとめの上、調書を添えて知事に進達するものとする。
- 2 前項の場合において、2 以上の許可事務等を行う局の管轄にわたる申請書は、開発行為に係る森林のうち、大部分を占める森林を管轄する局長が取りまとめるものとし、当該局長が経由局長となり、前項に準じて知事に進達するものとする。この場合、経由局長は関係局長に申請書を送付するものとする。

第 4 節 現地調査及び書類審査等

(河川管理者との協議)

- 第 23 知事又は局長は、開発行為において洪水調整池等を設置し河川に放流するよう計画されている場合には、申請書を受理した後に様式第 6 号により河川管理者と協議を行うものとする。

(開発許可申請に基づく現地調査)

- 第 24 知事又は局長は、職員に県規則第 3 条及び第 4 条の添付すべき図書に示された内容について現地調査を行い、林況並びに林地開発の周辺に及ぼす影響など法第 10 条の 2 第 2 項に定める許可要件について、技術的見地から具体的に把握するものとする。その際、必要に応じて、学識経験者に意見を求めるものとする。

なお、局長は、学識経験者による現地調査等が必要な場合は、林地開発に伴う現地調査等実施計画書(様式第 1 号の 5)により部長へ報告するものとする。

- 2 現地調査を行うものは、「森林立入調査員の証」(県規則様式第 9 号)を携帯し関係者にこれ

を呈示するものとする。

(審査)

第 25 申請書の審査は、別記 1「林地開発許可申請書等の審査要領」に従い慎重かつ厳正に行うものとする。

2 前項の審査は、別記 2「林地開発許可申請書の添付書類及び審査事項」の各項目（書類番号 1～35 の各書類ごとにある審査事項）について、林地開発許可申請審査調書（様式第 7 号）に取りまとめるものとする。

3 知事又は局長は、第 21 第 2 項に該当する関係市町村長の意見書の内容について法第 10 条の 2 第 2 項各号との関連を十分に検討し、関連のあるものについては開発行為者に適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

4 知事又は局長は、当該開発計画が他法令等による規制を受ける場合は、関係行政機関と調整を図った上で、当該開発行為の可否及び許可する場合に付する条件等について検討するものとする。なお、関係行政機関への照会は、必要に応じ管轄する地域振興局へ依頼する。

第 5 節 森林審議会

(森林審議会の意見聴取)

第 26 知事は、次の各号の一に該当する開発行為については、個別に長野県森林審議会保全部会（以下「保全部会」という。）に諮問するものとする。

- (1) 開発行為に係る森林の土地の面積が 10 ヘクタールを超えるもの
- (2) そのほか、知事が必要と認めたもの

2 前項第 1 号の規定は、変更許可申請により、変更前と合わせた全体計画において土地の形質変更面積が 10 ヘクタールを超えることになる開発行為を含むものとする。

3 第 1 項に該当するもの以外の開発行為については、保全部会に報告を行うものとする。

(保全部会の開催)

第 27 保全部会の開催は、保全部会長の通知するところによる。

2 知事は、第 26 第 1 項に該当する開発行為が他法令等による許可又は認可を必要とする場合には、当該許認可が行われる見込みとなったときに、保全部会の招集を部会長に依頼するものとする。

3 局長は、事務処理規則によりその処理を委任された開発行為のうち、第 26 第 1 項に該当する開発行為については、開発行為者から事前協議があり、協議内容が適正と認められる場合、様式第 8 号により部長に報告するものとする。

(保全部会の審議)

第 28 保全部会の審議は、県規則第 15 条の 2 に規定するところによる。

2 知事は、特に必要と認めた場合には、県規則第 14 条の規定に基づき開発行為者に保全部会への出席を求めることができるものとする。

第6節 許可及び許可後の措置

(許可条件)

第29 知事又は局長は、法第10条の2第4項の規定により許可処分には条件を付することができる。

- 2 前項の条件は、別記4許可条件例、具体的開発案件の実状、審議会保全部会の付帯意見、関係市町村長の意見等を参考に定めるものとする。
- 3 知事又は局長は、第1項の条件について、法第10条の2第5項の規定に留意しなければならない。

(許可等の通知)

第30 知事又は局長は、開発行為についての審査等の結果に基づき、当該開発行為を実施することの可否及び許可に当たって付する条件を決定し、次の各号に掲げる区分に従い当該開発行為の申請者に対して文書により通知するものとする。

- (1) 許可処分する場合 林地開発許可書(様式第9号)及び許可条件
- (2) 不許可処分する場合 林地開発不許可通知書(様式第10号)

- 2 前項の通知にあたっては、次により行うものとする。
 - (1) 処分権限が知事に属するものにあつては、第22に定める経由局長を経由し、申請者に送付する。また、当該許可書等の写しを経由局長、関係局長、第21第2項各号に該当する関係市町村長に送付する。
 - (2) 処分権限が局長に属するものにあつては、申請者に送付するとともに、関係市町村長に当該許可書の写しを送付する。

(工事の着手)

第31 局長は、県規則第4条の6に規定する林地開発行為着手届出書の提出があつたときには遅滞なく現地調査を行い、幅杭・丁張等現地の特定を行ったことを確認してから、立木の伐採を行わせるものとする。

- 2 局長は、工事に着手しない開発行為について開発行為者に事情聴取し、なお着手の見込みがない時は、県規則第4条の3に規定する林地開発行為中止届を提出するよう指導する。
- 3 中止届の提出があつた場合は、必要に応じて第34第1項及び第2項の規定を準用する。ただし、県規則第4条の3第1項第1号及び第2号の書類の添付は要しない。
- 4 前項の場合には、県規則第4条の8に規定する林地開発行為施工状況報告書の提出は要しないが、必要に応じて開発行為者に対して状況を確認するものとする。
- 5 工事に着手するときは、県規則第4条の3第2項に規定する林地開発再開届出書を提出するよう指導する。
- 6 前項の場合には、第1項の規定を準用する。

(施行状況の調査)

第32 局長は、必要に応じて、開発行為の施工途中において現地調査を行い、施工状況を確認する

とともに必要な指示を行うものとする。

- 2 前項の調査にあたっては、第 24 の規定を準用する。
- 3 局長は、第 1 項の調査を行ったときは、調書（様式第 11 号）を作成するものとする。

（災害発生の届出）

第 33 局長は、県規則第 4 条の 9 に規定する災害発生届出書の提出があった場合には、遅滞なく現地の調査を行い、開発行為者に必要な指示を行うものとする。なお、必要な場合には、管轄する地域振興局長に当該調査の実施を依頼することができるものとし、その結果を調書（様式第 12 号）にまとめ、写真・指示票等を添付し報告させるものとする。

- 2 前項の現地調査には、第 24 の規定を準用する。
- 3 局長は、第 1 項の現地調査を行ったときは調書（様式第 12 号）を作成するとともに、当該開発行為が第 4 第 1 項第 1 号に該当する場合には現場写真を添えて部長に報告するものとする。
- 4 局長は、災害復旧工事が完了したときは、開発行為者から報告書（様式第 13 号）の提出を求め、確認を行うものとする。なお、当該現地確認については、前第 1 項後段の規定を準用する。

（中止又は廃止）

第 34 局長は、県規則第 4 条の 3 に規定する林地開発行為中止（廃止）届出書の提出があった場合には、遅滞なく現地の調査を行い、開発行為者に必要な指示を行うものとする。なお、当該現地確認については、前第 33 条第 1 項後段の規定を準用する。

- 2 前項の場合には、第 33 第 2 項及び第 3 項を準用する。この場合において、第 33 第 3 項中「(様式第 12 号)」とあるのは、「(様式第 11 号)」と読み替えるものとする。
- 3 県規則第 4 条の 3 第 2 項に規定する林地開発行為再開届出書の提出があった場合には、前 2 項の規定を準用する。また、再開にあたり事業の実施予定期間の延長が必要な場合は、合わせて変更届を提出するよう指導する。

（残置森林等の権原の取得）

第 35 局長は、第 12 第 2 項に該当する場合には、県規則第 4 条の 9 に規定する工事完了の届出までに、残置森林等の土地の権原を取得したことを証する書類を提出するよう開発行為者を指導するものとする。

（工事の完了）

第 36 県規則第 4 条の 10 第 1 号に規定する工事完成図は土地利用計画出来形図とし、これを 5,000 分の 1 に縮小した縮小図とする。また、合わせて森林計画図（5,000 分の 1）と重ね合わせた図面を提出するよう指導する。

- 2 知事又は局長は、開発行為者から林地開発行為完了届出書が提出されたときは、速やかに当該届出に係る工事の施工結果に関する確認を行い、林地開発行為完了確認調書（様式第 14 号）を作成するものとする。

- 3 知事又は局長は、前項の確認にあたっては開発行為者及び関係者の立ち会いを求めるものとする。
- 4 知事又は局長は、第2項の確認の結果、開発行為が適正なものと認められるときは、林地開発完了確認書(様式第15号)を開発行為者に送付するものとする。
- 5 知事又は局長は、第2項の確認の結果、手直し工事等の必要があると認められるときは、手直し工事指示書(様式第16号)を開発行為者に送付するものとする。
- 6 手直し工事及び完了後の変更に係る完了確認等の事務処理は、第2項から第5項の規定を準用する。なお、当該現地確認については、前第33条第1項後段の規定を準用する。
- 7 知事及び局長は、工事の完了を確認したときは延滞なく森林地理情報システム(森林GIS)の森林情報を更新するものとする。

(完了後の変更)

第37 知事又は局長は、第36条第4項の完了確認書を交付し、地域森林計画から除かれていない場合、残置森林等の基準の範囲内で残置し、又は造成する森林又は緑地の面積及び維持管理方法等に影響を及ぼす行為をしようとする場合には、あらかじめ完了後の変更許可申請又は変更届出を行うよう開発行為者を指導するものとする。

第7節 変更申請等

(軽微な変更)

- 第38 県規則第4条の2第1項又は第37の規定に基づく軽微な変更は、次の各号に掲げる重要な変更以外のものとする。
- (1) 開発行為に係る森林の面積の変更
 - ア 開発行為に係る森林の面積が5ヘクタールを超えるものにあつては、1ヘクタール以上の増となる場合
 - イ 開発行為に係る森林の面積が5ヘクタール以下のものにあつては、20パーセント以上の増となる場合
 - (2) 土量等の変更
 - 切土、盛土、捨土の数量について、20パーセント以上の増となる場合
 - (3) 防災施設の変更
 - ア 重要構造物(堰堤、擁壁、防災調節(整)池、貯砂等の施設)の廃止又は新設となる場合
 - イ 重要構造物の位置並びに断面又は容量の変更となる場合
 - (4) 排水施設の変更
 - ア 水路総延長について20パーセント以上減となる場合
 - イ 排水系統の変更となる場合
 - (5) 開発行為の目的の変更、追加等
 - 当初の開発目的の変更又は他の目的を付加する場合
 - (6) 工区の変更、追加等
 - 当初の開発行為に工区の設定、変更、追加を行う場合
 - (7) その他知事が特に変更の必要があると判断した場合

(準用規定)

第 39 県規則第 4 条の 2 又は第 37 の規定に基づく変更許可申請又は、変更届の場合にあつては、第 1 節から第 5 節の規定を準用する。ただし、第 21 の規定（関係市町村長の意見）は、変更許可の場合及び工期に 1 年以上の遅延が見込まれる場合のみ適用する。

(変更許可等)

第 40 知事又は局長は、変更許可申請又は変更届の審査等の結果に基づき当該変更の内容が適当なものと認めるときは、次の各号に掲げる区分に従い当該開発行為の申請者に対して文書により通知するものとする。

- (1) 変更許可申請の場合 林地開発変更許可書（様式第 17 号）
- (2) 変更届の場合 林地開発変更届受理書（様式第 18 号）

2 前項の通知にあつては、第 30 第 2 項の規定を準用する。

第 8 節 監督処分

(違反行為に対する措置)

第 41 局長は、法第 10 条の 3 に規定する違反行為があると認められる場合には直ちに口頭で中止を命ずるとともに、違反行為の内容、違反者、命令すべき内容その他必要な事項について調査を行い、林地開発違反行為調書（様式第 19 号）を作成するものとする。なお、当該現地調査については、第 31 第 1 項後段の規定を準用するものとする。

2 前項の場合において、局長は、現地の状況等から判断して災害発生の危険性が極めて高いと認められるときは直ちに応急措置工事の実施について指示するものとする。

(中止命令及び復旧命令)

第 42 局長は、第 41 第 1 項の調書に基づき、遅滞なく開発行為の中止命令通知書（様式第 20 号）を、又必要に応じ復旧命令通知書（様式第 21 号）を配達証明郵便で違反行為者に送付するものとする。

2 局長は、前項の中止命令を行ったもののうち、悪質又は重大な違反行為でかつ復旧命令が必要であると認められるときは、第 41 第 1 項の調書に違反行為者の供述書又は顛末書、現場写真及び処分に関する意見書を添えて知事に進達するものとする。

3 知事は、前項の進達があつたときは、遅滞なく処分を定め、局長を経由して違反行為者に文書で通知するものとする。

(許可の取消し)

第 43 知事又は局長は、許可条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他不正な手段により許可を受けて開発行為をした者に対し必要と認める場合は、当該開発許可の取消し処分（様式第 22 号）をすることができるものとする。

2 前項の処分を行うにあつては、開発行為者に弁明の機会を与えなければならない。

(関係機関との調整)

第 44 知事又は局長は、第 42 又は第 43 に規定する処分を行う場合において、当該違反行為が他法令等の制度による監督処分又は指導等を必要とする事項に該当するときは、あらかじめ当

該関係機関と調整を図るものとする。

(揭示)

第 45 第 42 又は第 43 に規定する処分を行う場合において、相手方が知れないとき、又はその所在が不明なときは、法第 189 条の定めるところにより処理するものとする。

(復旧命令の履行確認)

第 46 知事又は局長は、違反行為者が第 42 に規定する復旧命令の工事に着手したときは復旧命令措置着手届出書（様式第 23 号）を、完了したときは復旧命令措置完了届出書（様式第 24 号）を提出させるものとする。

2 局長は、必要に応じ、復旧命令の工事の施工途中において現地調査を行い、復旧措置が適正に履行されるよう指導するものとする。なお、当該現地調査については、第 31 第 1 項後段の規定を準用するものとする。

3 知事又は局長は、県規則第 4 条の 11 に規定する復旧命令に係る工事を完了した旨の届出があった場合には、遅滞なく現地調査を行い、復旧命令措置完了確認調書（様式第 25 号）を作成するとともに、復旧措置の内容が適正なものと認められるときは、復旧命令措置完了確認通知書（様式第 26 号）を違反行為者に送付するものとする。なお、当該現地調査については、第 31 第 1 項後段の規定を準用するものとする。

(告発)

第 47 知事又は局長は、違反行為者が中止命令又は復旧命令に違反した場合には告発するものとする。

2 前項の告発は刑事訴訟法第 241 条の規定により書面で検察官又は司法警察員に行うものとする。

(代執行)

第 48 知事又は局長は、違反行為者が第 42 に規定する復旧命令を履行しない場合で、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法第 2 条の規定に基づき代執行を行うものとする。

(報告)

第 49 局長は、次の各号に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付のうえ遅滞なく部長に報告するものとする。

- (1) 第 42 に規定する中止命令通知書又は復旧命令通知書を送付したとき 当該命令書の写、林地開発違反行為調書、現場写真、関係機関との調整結果及び関係図書
- (2) 第 43 に規定する開発許可取消し処分を行ったとき 当該処分通知書の写、林地開発違反行為調書、現場写真、関係機関との調整結果及び関係図書
- (3) 第 46 に規定する復旧措置完了確認通知書を送付したとき 指導・指示事項の経過書、復旧命令措置完了届出書の写、復旧命令措置完了確認調書、完了状況の写真及び関係図書
- (4) 第 47 に規定する告発を行ったとき 告発書の写、当該違反行為の内容及び指導・指示事項の経過書及び関係図書
- (5) 第 48 に規定する代執行を行ったとき、戒告書及び代執行令書の写及び関係図書

第3章 許可制の適用のない開発行為

(連絡調整)

第50 知事又は局長は、法第10条の2第1項第1号又は第3号及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法第13条又は公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第10条の規定により許可制の適用を受けない開発行為については、当該開発行為が林地開発許可制度の趣旨に即して適正に行われるよう連絡調整を図るものとする。

- 2 知事又は局長は、法第10条の2第1項第3号に基づく省令第5条で定める事業について、当該事業に先立って実施する調査等に伴う開発行為は許可制の適用を受けるので開発行為者を適正に指導するものとする。
- 3 市町村長が行う開発行為については、必要に応じ地方自治法第245条の4第1項の規定に基づき第54、第55、第56及び第57の規定に関する資料の提出を求め、様式第28号の2により技術的助言を行うものとする。
- 4 市町村長が行う開発行為が着手及び完了したときは、着手届（県規則様式第3号の4を準用）または、完了届（県規則様式第3号の8を準用）を提出するよう指導する。

(事務処理区分)

第51 第50の連絡調整についての事務処理は次の区分により行う。

- (1) 知事が行うもの
森林法第26条第1項の規定による保安林の指定の解除を必要とするもの
- (2) 局長が行うもの
前号に該当するもの以外のもの

(国又は地方公共団体とみなされる法人)

第52 次の各号に掲げる法人は、法第10条の2第1項第1号の国又は地方公共団体とみなす。

- (1) 独立行政法人 都市再生機構
- (2) 国立研究開発法人 森林研究・整備機構
- (3) 独立行政法人 水資源機構
- (4) 地方住宅供給公社
- (5) 地方道路公社
- (6) 土地開発公社

(土地開発公社の特例)

第53 知事又は局長は、公有地の拡大の推進に関する法律第17条に定める土地開発公社の業務のうち、次に掲げる土地の取得等は当分の間、同法附則第4条の規定により県又は政令指定都市が設立する土地開発公社に限り行うことができることに留意するものとする。

- (1) 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地
- (2) 観光施設事業の用に供する土地

(事前調査)

第54 知事又は局長は、開発行為の計画内容が確定する前に、あらかじめ開発行為に係る計画書等の提出を求めるとともに、現地調査を行い当該開発行為の内容について検討するものと

する。なお、当該現地調査については、第 31 条第 1 項後段の規定を準用する。

(大規模開発行為の報告)

第 55 第 2 章第 8 の規定は、開発行為に係る土地の面積が 10 ヘクタールを超える場合の連絡調整に準用する。

(協議に係る提出書類)

第 56 知事又は局長は、第 50 の連絡調整について、次に掲げる書類を添付のうえ様式第 27 号により協議を行うよう指導するものとする。ただし、市町村が行う開発行為にあつては、様式第 27 号の 2 により提出を求めるものとする。

- (1) 開発計画概要書
- (2) 開発区域の現況説明書
- (3) 事業計画書（土地利用計画、工事実施計画、防災計画、水の確保に関する計画、環境保全計画）
- (4) 図面類
 - ア 位置図（5 万分の 1）
 - イ 区域図
 - ウ 現況図及び流域現況図
 - エ 土地利用計画平面図
 - オ 防災計画平面図
- (5) 防災施設等の設計図及び設計根拠

(準用規定)

第 57 第 24 及び第 25 の規定（現地調査及び審査）は、許可制の適用のない開発行為に準用する。

2 許可制の適用のない開発行為において変更協議を必要とする場合は、第 38 に定める重要な変更の場合を準用する。

(調整の終了及び開発行為の完了)

第 58 知事又は局長は、第 56 の協議の検討結果について、その旨を様式第 28 号により相手方機関に通知するものとする。

- 2 知事又は局長は、開発行為の着手前 30 日前までに法第 10 条の 8 の伐採届を提出するよう指導するものとする。なお、省令第 14 条第 1 号で定める工事は除く。
- 3 知事又は局長は、省令第 5 条で定める事業について、連絡調整に係る開発行為が完了したときは、完了届（県規則様式第 3 の 8 号を準用）を提出させるとともに、完了確認を行うものとする。
- 4 前項の場合にあつては第 36 の規定を準用する。

第 4 章 その他

(定期報告等)

第 59 局長は、許可事務（知事及び所長権限のものすべて）の実施状況について当該年度分を翌年度の 4 月 15 日までに、様式第 29 号により林務部長に報告するものとする。

2 局長は、その処理を委任された開発行為に関する許可、変更許可、完了確認及び連絡調整については、処理した都度、様式第 30 号により部長に報告するものとする。また、管轄する地域振興局へも情報提供を行うものとする。

3 管轄する地域振興局長が事前相談を受けた場合は、標準様式 1 号を準用し相談内容を取りまとめ、図面等必要な資料を添付して速やかに局長に情報提供する。

(長野県公安委員会委員長への報告)

第 60 知事又は局長は、開発行為の許可（変更許可（届）、完了）及び連絡調整（変更、完了）したものについて、14 日以内に様式第 31 号により長野県公安委員会委員長（交通部交通規制課扱い）へ報告するものとする。

(経過台帳の整理)

第 61 林地開発許可申請に係る事務処理の経過は、台帳（様式第 32 号）により整理するものとする。

附則

この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、平成 13 年 7 月 23 日から適用する。

附則

この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、平成 27 年 9 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、平成 27 年 11 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

開発計画概要書

- 1 開発行為の所在場所
- 2 事業又は施設の名称
- 3 申請者住所氏名
- 4 施工予定者住所氏名
- 5 設計者住所氏名
- 6 事業の目的
- 7 事業の実施予定期間
- 8 用地選定理由
- 9 開発区域の面積（単位は ha とし少数第 4 位まで記載する）

(1) 開発区域の面積

現況 区分	森 林				農 地		その他	計
	保安林以外		保安林	小 計	田	畑		
	15 年生 以下	16 年生 以上						
開発しようとする区域の面積 ①								
開発行為に係る区域の面積 ②								
残置する区域の面積 ③								

(注) ①=②+③

(2) 造成森林等の面積

ア 造成森林の面積

イ 造成緑地の面積

(3) 残置森林率及び森林率

(4) 転用後の面積（用途は具体的に記載する）

現況 区分	森 林				農 地		その他	計
	保安林以外		保安林	小 計	田	畑		
	15 年生 以下	16 年生 以上						
○ ○ ○								
造成森林								
造成緑地								
残置区域								
計								

10 施設の内容及び規模

(開発行為により造成される各種施設の構造・規模等を示す)

11 全体計画と工区別計画 (該当する場合)

- (1) 開発区域の面積 (上記 9) を工区別に示す。
- (2) 施設の内容及び規模 (上記 10) を工区別に示す。
- (3) 事業実施予定期間を工区別に示す。

12 同意の状況

(1) 同意の取得状況

	同意を必要とする権利者数	申請日現在の同意者数	未同意者数	備 考
土地所有者				
土地使用収益者				
担保物権者				
土地以外の権利者				
計				同意取得率

(2) 未同意者について同意取得の見込

13 他法令の手続きの状況 (申請書、許認可書の写等を添付する)

(記載例)

法令名	手続きの内容	手続きの状況	添付書類	備考
長野県自然環境保全条例	第 20 条 大規模開発調整地内における行為の届出	○年○月○日付届出		
	第 23 条 自然保護協定の締結	○年○月○日付締結予定		
都市計画法	第 29 条第 1 項 開発行為の許可 第 29 条第 2 項 開発行為の許可	○年○月○日付申請	申請書の写	

(注)1 「法令名」は、該当するものを全て記載する。

2 「手続きの内容」は、具体的に記載する。

3 「手続きの状況」は、具体的な日付の後に、申請、届出、受理、許可、認可、申請予定等を記載する。

4 「添付書類」は、「申請書の写」、「許可書の写」等具体的に記載する。

14 開発計画区域周辺の被災履歴

別紙のとおり (標準様式 1-2 号)

15 施工者 (設計者) の施工実績

別紙のとおり (林地開発に係る実績を任意様式により添付する。)

被災履歴一覧表

被災地点	被災年月日	被災状況	復旧状況	施行主体	出典（根拠）	備考
				施工業者		

標準様式2号 開発区域内の地番面積一覧表

整理 番号	所在地			地目	登記簿 面積	面積								土地の所有者			所有権以外の権利者			法令等による制限	備考
						開発しようとする区域の面積 ①	開発行為をしようとする森林 ②		開発行為をしようとする森林以外 ③		開発行為に係るものうち		住所							氏名	
	開発行為に係る面積	残置森林					開発行為に係る面積	残置する面積	造成する森林	造成する緑地											
		15年生以下	16年生以上																		
				m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²									
計																					

(注) 1 「面積」は実測とし、m²まで算出する。①=②+③

開発区域内の現況

1 概況説明（具体的に記載する）

- (1) 地況（①地質 ②土壌 ③標高 ④傾斜）
- (2) 林況（①樹種 ②混合歩合 ③林齢 ④生育状況 ⑤疎密度）
- (3) 森林の荒廃状況
- (4) 文化財及び貴重な動植物の有無
- (5) 機能の高い森林の有無
- (6) その他（①降雨量 ②降雪量）

2 森林の現況表

樹種		区分	現況森林		A の内伐開予定森林		A の内不良森林	
			面積(A)	比率	面積(B)	B/A	面積(C)	C/A
		(樹種名)	ha	%	ha	%	ha	%
15年生以下	人工林							
		小計						
	天然林	針葉樹						
		広葉樹						
		小計						
	計							
16年生以上	人工林	(樹種名)						
		小計						
	天然林	針葉樹						
		広葉樹						
		小計						
	計							
その他				田、畑、宅地、道路、河川敷等				
合計			100%					

※添付書類

- 1 開発対象区域内及び周辺の住宅、農地の状況（集落名、戸数、農地の面積等を具体的に記載する。）
- 2 開発対象区域内及び周辺の公共施設（道路、公園等）の状況
- 3 開発対象区域内及び周辺の水利用の状況（上水道・農業用水等の取水地点の有無、位置、利用状況を具体的に記載する。）
- 4 開発対象区域の下流域の状況（河川等の名称、管理者、流域の地形、土地利用の状況、ピーク地点等を具体的に記載する。）
- 5 開発対象区域内及びその周辺の自然環境の状況（地形、地質土壌、気象、水質、植物、動物、景観等について具体的に記載する。）

土地利用計画書

1 転用後の土地利用状況

現況 転用後の用途		森 林	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	比 率
		ha	ha	ha	ha	ha	
〇〇〇							
〇〇〇							
〇〇〇							
小計							
造成森林							
造成緑地							
残置 森林	15年生以下						
	16年生以上						
合 計							
比 率							

- (注) 1 「現況」は、森林、原野、農地、宅地、道路、水路、既採掘地等に区分する。
 2 「転用後の用途」は、建物敷、駐車場、道路敷（管理道、進入道路、歩道等）、水路敷、法面敷、公園、調節池等、造成森林、造成緑地、残置森林等に区分する。
 3 土石の採掘等の場合は、「原状回復前の土地利用状況」とし、採掘法面、道路、プラント用地、採掘場、造成森林、残置森林等に区分する。
 4 面積は ha を単位とし少数第 4 位まで記載する。

2 施設又は工作物の内容及び面積

施設の内容	規模・構造	数 量	摘 要

(注)1 設置される建設物、工作物等の内容について、具体的に記入する。

3 全体計画と期別計画

- (1) 土地利用 (上記 1 の表により関係を明らかにする)
 (2) 施設等の内容 (上記 2 の表により関係を明らかにする)

4 係る土地が必要最小限度であることの説明
 (具体的に説明する)

1 資金計画

科 目		金 額	総 額	年 度 別 計 画				
				年 度	年 度	年 度	年 度	年 度
収 入	自己資金							
	借入金							
	処分収入							
	補助負担金							
	計							
支 出	事業費							
	用地費							
	工事費							
	整地工事費							
	道路工事費							
	防災施設工事費							
	排水施設工事費							
	給水施設工事費							
	公園施設等工事費							
	付帯工事費							
事務費								
借入金利息								
借入償還金								
	計							

2 資金の調達方法（預金残高証明、融資証明等を添付する）

資 金 総 額	資 金 の 調 達 方 法		
	種 類	金 額	備 考
千円	自己資金	千円	
	銀行融資		

防災（代替）施設計画書

1 防災施設の内容及び経費

区分（工種）	品名・規格等	単位	員 数	単 価	金 額	備 考
				円	千円	
計						

(注) 1 「区分（工種）」欄は、法面保護工（石積、よう壁、緑化、植栽）、排水工事、仮設防災施設（編柵、板柵等）、洪水調節池等を記載し、それぞれ小計をとる。

2 代替施設（付け替え林道、道路、水路等）についても記載する。

2 全体計画と工区別計画

(工区に分割する場合は、全体計画とそれぞれの工区別の防災計画書とする。)

3 防災施設の維持管理方法

水の確保等に関する計画書

1 開発対象区域内及び周辺地域の取水地点の状況

整理 番号	取水地点名	利 用 者	湧水量	取水量	水利用の状況

(注) 「整理番号」は、「現況図」等の取水地点に付した番号と同じにする。

2 開発による影響の有無及びその根拠

3 当該取水地点の利用者に対する説明会の開催状況及び説明内容

- (1) 説明会開催状況（開催場所、開催日、出席者等を具体的に記載する）
- (2) 説明内容（資料がある場合は添付する）

4 水を確保する必要性の有無及びその理由

（開発による影響、利用者の意向等から判断して水を確保する必要があるかどうか具体的に記載する）

5 水を確保する方法

（貯水池又は導水路の設置等具体的に記載すること。なお、河川等から導く場合は、管理者、水利権者の同意の状況等についても記載する。）

6 地下水動態調査等の結果（別添のとおり）

7 水質悪化の防止のための措置

（土砂の流出等による水質の悪化防止のための措置について具体的に記載する。）

環 境 保 全 計 画 書

1 残置森林等の面積及び割合

	区 分		面 積	割 合	備 考
開発前	①開発行為をしようとする森林		.		
開発後	②残置する森林	ア 15 年生以下	.	ア / ① × 100	
		イ 16 年生以上	.	イ / ① × 100	残置森林率
	③造成する森林		.	③ / ① × 100	
	小計 (④ = ② + ③)		.	(② + ③) / ① × 100	森林率
	⑤造成する緑地		.	⑤ / ① × 100	
	合計 (⑥ = ④ + ⑤)		.	⑥ / ① × 100	

(注) 「面積」の単位は ha とし、少数第 4 位まで記載する。

2 造成する森林の造成方法

(植栽する樹種、本数、植栽密度等について具体的に記載する。)

3 造成する緑地の造成方法

(低木性樹木、種子吹付け、張芝等について具体的に記載する。)

4 残置する森林等の維持管理方法 (協定書を添付する。)

5 残置森林の土地の権原を取得したことを証する書類の提出時期

(申請時に権原を取得していない場合に限る。)

6 自然保護協定書又は見込み書 (別添のとおり)

7 周辺住民の生活環境等に対する配慮を示した書類 (別添のとおり)

8 景観の維持対策

(具体的に記載する。)

一 時 利 用 計 画 書

1 利用目的

2 利用面積

(1) 全体計画

	森林	農地	その他	計	比率
開発行為に係る面積					
残置する区域の面積					
計					
比 率					100

(2) 工区別（期別）計画

（開発行為に係る面積とその内の造成する区域（森林、緑地）の面積について、工区別又は前回・今回・今後等の区分で明らかにする。）

3 利用時期

（一時利用期間と原状回復を行う予定時期を明らかにする。）

4 一時利用中の防災措置の内容

（原状回復前に長期にわたり裸地化する一時的利用行為にあっては、災害発生の危険性が高いことから、土砂の流出、崩壊、水の汚濁等の防止のための措置を具体的に記載する。）

5 利用計画の概要

（一時利用の内容、方法について具体的に記載する。）

6 利用後の原状回復

（利用後の原状回復について、施設の撤去、跡地埋め戻し、法面保護、植樹等の具体的な方法の概要を記載する。）

土地所有者等関係権利者同意書

年 月 日

(開発行為者)

住 所
氏名又は名称 殿

権利者 住 所
氏名又は名称 印
(電話)

わたくしが権利を有する下記の物件についてあなたが開発行為又は開発行為に関する工事を行うことに同意します。

記

物件の種類	所在場所	地 目	面 積 (㎡)	権利の種類	摘 要

- (注) 1 「物件の種類」欄は、土地、建物、工作物等の種別を記入する。
 2 「所在場所」は地番まで記載する。
 3 「面積」は、土地登記簿記載面積又は実測とする。
 4 「権利の種類」欄は、所有権、永小作権、地上権、賃借権、質権、先取特権、抵当権等の別を記入する。

公共施設等に関する同意及び協定の一覧表

区 分	種 別	管 理 者	同意等年月日	摘 要
公共施設	給水（上水道）			（市町村）
	汚水排水（下水道）			（市町村）
	消防水利施設			（市町村）
	河川法適用河川			（国・県）
	河川法準用河川			（市町村）
	公共物管理条例の 普通河川等			（市町村）
	道路法認定道路			（国・県・ 市町村）
	公共物管理条例の 認定外道路			（市町村）
公共施設 以外の利 害関係者	用水路管理者 水利権者 漁業組合			

（注）新たに公共施設等を設置する場合も記載すること。

(様式第1号)

林地開発（変更）事前協議書

年 月 日

長野県〇〇〇地域振興局長 様

住 所

申請者氏名

〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり開発行為を（変更）したいので、長野県林地開発事務取扱要領第6（第39）の規定により関係書類を添付し協議します。

事業実施（予定）者	
開発行為に係る森林の 所 在 場 所	
開発行為に係る森林の 土 地 の 面 積	
開 発 行 為 の 目 的	
開 発 行 為 の 着 手 予 定 年 月 日	
開 発 行 為 の 完 了 予 定 年 月 日	
開発行為の施工体制	
備 考	

【注意事項】

- 1 面積は実測、単位はha（ヘクタール）とし、少数第4位まで記載すること。
- 2 備考欄には、当該開発行為を行うに当たり、別途必要となる他所管の許認可名を記載すること。また、その他の処分が必要な場合は、その手続きの進捗状況を記載すること。
- 3 開発行為の施工体制の欄には、開発行為の施工者を記載するとともに、その施工者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の施工者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを確約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。

(様式第1号附表)

地域住民等への説明結果概要書

1 事前説明する地域住民及び事前説明方法			
2 管轄市町村長の意向			
3 地域住民等の説明年月日及び市町村名等、氏名	説明年月日	市町村名及び地区名	氏名
4 地域住民等の意見及び要望等			
5 地域住民等の確認	説明会当日の説明内容と説明会議事録の内容については、相違ありません。 年 月 日 地域住民等の代表者氏名 印		
6 意見・要望に対する開発事業者の見解及び対応方針			

注1) 本様式は、開発事業に対する地域住民等の同意書ではありません。

注2) 様式に記載しきれない場合は、「別紙のとおり」とし添付すること。

注3) 「4 地域住民等の意見要望等」は、説明会議事録から意見要望等を取りまとめ記載すること。

注4) 「5 地域住民の確認」は、説明会に出席した地域住民等の代表者に説明会議事録の内容について確認を受けること。地域住民等の代表者の確認を自著する場合は押印を省略することができる。

(様式第1号の2)

番 号
年 月 日

(市町村長) 様

地域振興局長

林地開発行為に係る(変更)事前協議について(通知)

このことについて、下記のとおり(変更)協議がありましたのでご承知おきください。

記

- 1 開発行為に係る森林の所在場所
- 2 添付図書
 - (1) 林地開発事前協議書(写)
 - (2) 関係図書

(様式第1号の3)

林地開発（変更）事前協議確認依頼書

年（ 年） 月 日

【 申 請 者 】 様

長野県〇〇地域振興局 林務課長

年 月 日付で（変更）事前協議のありました林地開発計画について、
次のとおり補正（修正・確認）をお願いします。

- 1 森林の所在場所
- 2 開発行為の目的
- 3 事業実施（予定）者
- 4 補正事項

区 分	様 式	補正（修正・確認）事項	備 考
1			
2			
3			
4			

【補正事項経過書】

- 1 森林の所在場所
- 2 開発行為の目的
- 3 事業実施（予定）者
- 4 事務経過

年月日	区 分		内 容	備考	経過期間
H00.00.00	提出	事業者→林務課	事前協議		
H00.00.00	指示	林務課→事業者	事前協議【補正①】		
H00.00.00	照会	〇〇課→林務課			
H00.00.00	提出	事業者→林務課	修正【補正①】		
H00.00.00	指示	林務課→事業者	【補正②】		
H00.00.00	提出	事業者→林務課	修正【補正②】		
H00.00.00	通知	林務課→事業者	結果通知書		
H00.00.00	提出	事業者→林務課	申請書提出	受理	
H00.00.00	照会	林務課→関係課	関係各課へ意見照会		
H00.00.00	照会	林務課→市町村	意見照会		
H00.00.00			回答期限		

(様式第1号の4)

林地開発（変更）事前協議結果通知書

年 月 日

【 申 請 者 】 様

長野県〇〇地域振興局長

年 月 日付で（変更）事前協議のありました林地開発計画について、協議の内容が適正と認められますので、（変更）申請書を提出してください。

(様式第1号の5)

林地開発（事前協議・調整会議・許可申請）に伴う現地調査等実施計画書

第 号
年（ 年） 月 日

林務部長 様

地域振興局長

このことについて、長野県林地開発事務取扱要領第 ー ー の規定により、下記のとおり現地調査等実施しますので、学識経験者の依頼に必要な経費等について配当願います。

記

1 現地調査等実施計画書
別紙「実施計画書」のとおり

2 意見を聴取する学識経験者

※経歴等は別紙「学識経験者一覧」のとおり

3 意見を聴取する理由
別紙「理由書」のとおり

4 開発の目的
○○○○○○

5 必要経費の内容

科 目	必要額 (円)	算出根拠	備 考
報償費 (費用弁償)		別紙のとおり	
旅費		別紙のとおり	
計			

(様式第2号)

番 号
年 月 日

(河川管理者) 様

林務部長 (局長)

大規模開発に伴う防災調節池について (通知)

このことについて、開発行為者から下記のとおり (変更) 協議がありましたので審査願います。

記

- 1 開発行為に係る土地の所在地
- 2 開発行為者 (住所、氏名)
- 3 開発の目的
- 4 開発区域の面積
- 5 開発区域の森林面積
- 6 土地の形質を変更する森林面積
- 7 添付書類
 - (1) 第1項の当該地点の選定について河川管理者の同意書
 - (2) 流域現況図 (流域の地形、河川の位置、ピーク流量を安全に流下させることができない地点の位置等を示す図面)
 - (3) 洪水調節池等の位置及び構造等を示した図面
 - (4) 集水区域を示した図面
 - (5) 下流流下能力等の計算資料
 - (6) 土地利用計画図
 - (7) その他別添のとおり

(様式第3号)

番 号
年 月 日

林務部長 様

地域振興局長

大規模開発行為について（報告）

このことについて、下記のとおり大規模開発行為の計画がありますので長野県林地開発事務取扱要領第8の規定により報告します。

記

- 1 開発予定箇所
〔 郡 市町村 大字 字 番地 他〕
- 2 開発行為者
〔 住所 氏名 〕
- 3 開発の目的
- 4 添付図書

(様式第3号の2)

1 開発計画の概要

開 発 行 為 の 所 在 地	
開 発 の 目 的	
開 発 行 為 者	
開 発 の 時 期	自 年 月 ~ 至 年 月
開 発 区 域 の 面 積	h a
開 発 区 域 の 森 林 面 積	h a
土地の形質を変更する森林面積	h a
開 発 の 必 要 性	

2 森林の現況

(1) 所有形態別人天別面積

単位：ha

区 分	計	人 工 林			天然林	その他
		小 計	15年生 以 下	16年~ 50年生		
国有林						
民有林						
計						

(2) 公益的機能別施業森林の面積

区分	機能区分	面積 (ha)	対図番号等
民有林	①水源涵養機能維持増進森林		
	②山地災害防止機能 / 土壌保全機能維持増進森林		
	③快適環境形成機能維持増進森林		
	④保健・レクリエーション機能維持増進森林		
	⑤文化機能維持増進森林		

※市町村独自の施業方法が定められている場合は、行を追加すること。

(3) 保安林等

ア 保安林等 (国有林は () 書きで下段に記載)

単位 : ha

保安林の種類	保安林	保安林予定森林	保安林整備計画に計画されている森林	対図番号等
計				

イ 保安施設地区等 (国有林は () 書きで下段に記載)

区分	地区数	面積 (ha)	対図番号等
保安施設地区			
同 予 定 地 区			

ウ 山地災害危険地区等 (国有林は () 書きで下段に記載)

区分	地区数	面積 (ha)	対図番号等
山腹崩壊危険地区			
地すべり危険地区			
崩壊土砂流出危険地区			
なだれ危険箇所			

(4) 制限林等指定状況 (保安林等を除く)

種類	面積 (ha)	対図番号等

3 森林・林業の公共投資の状況

事業名（地区名）	事業年度		主要事業量	国費投入額 （千円）	事業主体	対図 番号 等
	着手	完了				
計						

4 森林の有する機能別の森林の面積（国有林は（ ）書きで下段に記載） 単位：ha

区分	木材等生産機能を高度に発揮させる必要のある森林	水源かん養機能を高度に発揮させる必要のある森林	山地災害防止機能を高度に発揮させる必要のある森林	生活環境保全機能を高度に発揮させる必要のある森林	保健文化機能を高度に発揮させる必要のある森林
面積					

5 森林施業計画及び森林経営計画対象森林の概要及び計画実施上の支障の有無

6 市町村森林整備計画等

(1) 市町村森林整備計画等樹立状況

計 画 名	指定年度	現 行 計 画 期 間

(2) 要間伐森林

単位：ha

森 林 の 所 在		面 積	対図番号等
位 置	林 班 (小 班)		

(3) 開発行為が市町村森林整備計画の実施に及ぼす影響及びその対処方向

7 土地の形質を変更する森林等

(1) 土地の形質を変更する森林等の面積

区 分		土地の形質を変更する森林	残置森林	合 計
国有林	普通林			
	保安林			
民有林	普通林			
	保安林			
合 計	普通林			
	保安林			

(2) 残置森林の配置等

残置森林(A)	残置森林率	造成森林(B)	(A) + (B)	森林率(A) + (B)
ha	%	ha	ha	%
周 辺 の 林 帯 幅		m以上		
施 設 等 間 の 林 帯 幅		m以上 (残置 m以上)		
施設等の1箇所当りの面積		h a 以下		
残 置 森 林 の 樹 齢		年生以上		
造 成 森 林 の 植 栽 方 法		樹高 m以上の苗を 本/h a 以上		
別 荘 地 1 区 画 の 面 積		m ² 以上		
建 物 敷 の 面 積 率		%以下		
スキー場の滑走コース又はゴルフ場の土工量 (滑走コース 1ha 又はゴルフ場 18 ホール当り)				
切土量	m ³ 未満		盛土量	m ³ 未満
備 考				

- 8 残置森林等の管理方法
- 9 当該開発計画に係わる森林所有者、地域住民等の意向
- 10 各種法令等との調整状況
 - (1) 森林法
 - ア 第10条の2（開発行為の許可）
 - イ 第26条等（保安林の解除等）
 - (2) その他の法令
- 11 林務課の意見
 - (1) 開発行為が以下に対して及ぼす影響、問題点等
 - ア 地域の林業生産活動
 - イ 国土の保全、水資源のかん養
 - ウ 生活環境の保全、保健文化機能
 - (2) その他土地利用調整上問題になった事項
- 12 添付図書
 - (1) 位置図
 - (2) 森林現況図
 - (3) 開発計画図
 - (4) その他

記載上の留意事項

(番号1)

- 1 「開発の目的」は、「林地開発許可に係る森林等の配置及び施設の設置等に関する基準」(平成4年6月8日長野県告示第421号。以下「告示」という。)の別表第1の区分に準じて記載する。
- 2 面積の単位はhaとし、小数第1位まで記載すること(以下、各項目共通)。
- 3 「開発区域の森林面積」は、2の(1)における「国有林」及び「民有林」の面積の合計である。
- 4 「開発の必要性」は、当該開発を行うに至った背景や当該開発の必要性、開発の目的や期待される効果等を具体的に記載する。

(番号2)

- 1 「民有林」とは地域森林計対象の民有林であり、「国有林」とは国有林の地域別の林計画対象の国有林である(以下「地域森林計画等」という。)
- 2 「対図番号等」とあるものについては、図面との整合を図ること(以下、各項目共通)。
- 3 「制限林等」とは、森林法施行規則第10条の森林に該当するものについて、その種類ごとに記載する。

(番号3)

- 1 開発区域内の森林を対象とした国営事業(公団事業を含む)、補助事業、非補助事業(農林漁業金融公庫資金の課し付けを受けたもの)のうち、①実施中の事業、②完了した事業のうち「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年律第179号)に基づく補助金等の返還期限内の事業について記載する。

(番号4)

- 1 地域森林計画等において定められている森林の有する機能別の森林面積を記載する。
- 2 機能評価区分の評価でH(高)となっている森林を集計する。

(番号5)

- 1 開発区域内に森林施業計画及び森林経営計画対象森林が含まれている場合、当該計画の面積、同計画の実施にあたっての支障の有無(及びその理由)について記載する。

(番号6)

- 1 (1)は当該市町村において市町村森林整備計画が樹立されている場合に記載する。
- 2 (2)及び(3)は、開発区域内の森林が当該区域等に該当する場合に記載することとし、(2)においては開発区域の森林面積を下段、土地の形質を変更する森林面積を上段に()書きで記載する。
- 3 (4)では、開発行為が市町村森林整備計画の実施に及ぼす影響の有無(及びその理由)、影響がある場合においては今後必要となる措置(区域変更など予定される計画変更の概要等)を具体的に記載すること。

(番号7)

- 1 「普通林」とは保安林以外の森林をいう。
- 2 (2)は、運用細則に基準の定められている事項のみを記載する。
- 3 住宅団地の造成にあつては、「造成森林の面積」を「造成森林(緑地を含む)の面積」と、「森林率」を「森林率(緑地を含む)」とすること。

- 4 「施設等間の林帯幅」及び「施設等の1箇所当りの面積」の「施設等」は、スキー場の造成にあつては「滑走コース」又は「ゲレンデ等と駐車場」、ゴルフ場の造成にあつては「ホール」、レジャー施設、工場、事業場の設置及び住宅団地の造成にあつては運用細則で残置森林等をその間に配置することとされている各施設である。
- 5 「建設敷の面積率」欄は、別荘地の造成にあつては1区画の面積に対する建物敷その他付帯施設の面積率、宿泊、レジャー施設の設置にあつては事業区域に対する建物敷の面積率である。
- 6 「スキー場の滑走コース又はゴルフ場の土工量」は、スキー場の造成又はゴルフ場の造成の場合のみ記載する（スキー場の造成にあつては切土量のみ）。

(番号8)

- 1 残置し又は造成する森林の管理方法について記載する。

(番号9)

- 1 森林所有者や地域住民等の同意状況（必要な場合には、説明会の開催状況や今後の見通し等）について記載する。

(番号10)

- 1 「その他の法令」とは、開発にあつて調整を必要とする法令のうち森林法以外の法令であり、①名称、②許可等の内容、③調整状況について法令毎に具体的に記載する。

また、環境影響評価の対象となる場合には評価の結果や配慮すべき事項の有無等について簡潔に記載する。

(番号11)

- 1 国有林が含まれる場合には、森林管理局（署）との調整状況について記載する。

(関係図面)

○ 位置図

- 1 国土地理院発行の5万分の1地形図に、開発区域及び開発区域内における森林（国有林、民有林別）の区域を図示する。

○ 森林現況図

- 1 「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画の樹立等に関する規定」（平成3年7月25日農林省訓令第20号）第9条第1項の森林計画図に、開発区域及び開発区域内における民有林の区域を図示するとともに、以下の森林等に該当がある場合、その区域を併せて図示する（別葉可）。

ア 公益的機能別施業森林等（2の（2）関係）

イ 保安林等（2の（3）関係）

ウ 森林・林業の公共投資の状況（3関係）

エ 要間伐森林（6の（2）関係）

オ 残置森林（7の（1）関係）

- 2 1のオが該当する場合には、図面は2葉提出する。

- 3 ウの「森林・林業の公共投資の状況」において、同一事業であつて年度毎に区域が異なる等事業実施地域の図示が煩雑になる場合には、代表する年度で一括する等表現の工夫を図ること。

○ 開発計画図

- 1 切土、盛土、捨土等行為の形態別の施行区域の位置、法面の位置、施設又は工作物の種類毎の位置及び残置し又は造成する森林又は緑地の区域を図示する。

(その他)

- 1 報告書の用紙の大きさは、日本工業規格 A4 判とすること。また、関係図面は袋に収めて報告書に添付すること。

(様式第4号)

番 号
年 月 日

(市町村長) 様

長野県知事
(地域振興局長)

森林法第10条の2第6項に規定する林地開発行為に関する意見について(照会)

このことについて、下記の要領で回答願います。

記

- 1 開発行為について
 - (1) 開発行為者の住所及び氏名
 - (2) 開発行為に係る森林の所在場所
 - (3) 開発行為の目的
- 2 添付書類
林地開発(変更)許可申請書及び関係図書
- 3 回答方法
別紙様式第5号により回答してください。

(様式第5号)

林地開発行為に関する意見書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

市町村長

年 月 日付け 第 号で照会のあった林地開発行為に関する意見については下記のとおりです。

記

- 1 開発行為者の住所及び氏名
- 2 開発行為に係る森林の所在場所
- 3 開発行為の目的
- 4 意見の内容
 - (1) 当該開発行為が管内の公的な各種土地利用計画及びその策定に及ぼす影響
 - (2) 当該開発行為が森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害に及ぼす影響
 - (3) 当該開発行為が森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該機能に依存する地域における水害の発生に及ぼす影響
 - (4) 当該開発行為が森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該機能に依存する地域における水の確保に及ぼす影響
 - (5) 当該開発行為が森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該森林の周辺の地域における環境に及ぼす影響

(6) 当該開発行為が機能の高い森林の保全に及ぼす影響

- (注) 1 「意見の内容」理由を記載のうえ異議が「ある。ない。」と記載する。
- 2 要領第21第2項第2号のみに該当する市町村（当該開発行為によって直接影響を受けると見込まれる市町村）にあつては、「意見の内容」は(1)から(6)のうち該当する項目とする。

(様式第 6 号)

番 号
年 月 日

河川管理者 様

林 務 部 長
(地域振興局長)

林地開発行為における森林法第 10 条の 2 第 2 項第一の二号に係る要件について (協議)

このことについて、開発行為者から下記のとおり申請がありましたので協議します。

記

- 1 開発行為に係る土地の所在地
- 2 開発行為者 (住所、氏名)
- 3 開発の目的
- 4 開発区域の面積
- 5 開発区域の森林面積
- 6 土地の形質を変更する森林面積
- 7 添付書類
(年 月 日付通知のとおりで省略)

(様式第7号)

林地開発(変更)許可申請審査調書(記載例)

1 申請の概要

申請者	住所					
	氏名					
開発行為の目的						
所在場所		森林計画区名				
		郡市	町村	大字	字	番地ほか 筆
面積 (小数点以下第4位まで記入)	開発行為をしようとする区域(事業区域)		.	ha	注:保安林を含む場合はその旨を記載	
	内訳	開発行為をしようとする森林	.		残置森林面積 ha (内15年生以下の森林 ha)	
		開発行為をしようとする森林以外	.			
	開発行為にかかる区域(開発区域)		.			
	内訳	開発行為をしようとする森林のうち開発行為に係るもの	.		造成森林面積 ha 造成緑地面積 ha	
		開発行為をしようとする森林以外のうち開発行為に係るもの	.		造成森林面積 ha 造成緑地面積 ha	
面積 開発後の用途別		残置森林	造成森林・緑地			計
	森林					
	農地					
	その他					
	計					
工事計画		開発行為に係る森林部分	着工 年 月 日から完了 年 月 日			
		全体	着工 年 月 日から完了 年 月 日			
所要経費 (単位:百万円)		用地費	工事費	その他	計	
残置森林等の割合及び維持管理方法		①残置森林率 % ②森林率 % ③維持管理方法				
開発行為をしようとする森林の現況	林況	樹種混交歩合		地況	地質	
		林齢			傾斜高	
		生育状況		その他	降水量(降雪量)	

施設の内容	工 種	規模構造	数 量	工 種	規模構造	数 量
周辺地域における住宅、農地、道路、公園、その他の施設の状況及び生活環境・自然環境の状況	当該地より最寄りの集落 地区 km 下流 住宅 戸 農地等 ha 公園等 道路等 林道 市町村道 県道 その他の施設 小中学校 公民館 自然生活環境の状況					
当該森林の水源かん養機能に直接依存する地域の水需給状況	当該開発地に直接依存する水源 (有 無) 地区名 上水道 (対象戸数) 戸 農業用水 (対象農地等) ha その他依存対象 養魚場 箇所 無 水量確保のための対応施設 有 無					
開発行為に対する関係者の意見	市町村長の意見 各種土地利用計画及びその策定に及ぼす影響 森林の現に有する機能に対して及ぼす影響 機能の高い森林の保全に及ぼす影響 その他 (必要に応じて、区長等)					
許認可等を要する法令等の状況	自然環境保全条例 (審査中 審査終了) 同日許可予定 (可 不可) 都市計画法 (" ") " (可 不可) 河川法 (" ") 協議回答受理 (年 月) 農地法 (" ") 同日許可予定 (可 不可) 農振法 (" ") 協議回答受理 (年 月) 採石法 (" ") 同日許可予定 (可 不可) 砂防法 (" ") 協議回答受理 (年 月) 自然公園法 (" ") " " 工場立地法 (" ") " " 国土法 (" ") " " その他 ※変更に伴うものは、当初と変更が対比できるよう記載する。					

2 審査結果

事 項		審査結果	理 由
機能の高い森林		該当なし 適 不適	機能を高度に発揮する必要がある森林に該当するが、開発行為者は代償措置を考えており著しい支障はないものと認める。
一般的 事項	計画内容の具体性	有 無	別添設計図書他各添付書類のとおり計画内容は具体的であると認める。
	開発対象区域内の森林について権利を有する者の同意	有 無 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> [<div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 5px;"> 全部 一部 </div>] </div>	開発対象区域内同意者 名 地区外施設設置区域内同意者 名
	開発に係る土地以外について事業の実施の妨げとなる権利を有する者の同意	有 無 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> [<div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 5px;"> 全部 一部 </div>] </div>	河川管理者の同意（許可対象は除く） 名 開発区域内漁業権設定済み漁業組合 名
	開発行為又は開発行為に係る事業の実施について法令等の許可及び林業関係補助金事業等の措置	必要なし 許可処理済み 許可処理見込 見込なし	他法令の許可は同日処理（可 不可） 不可の場合の理由 補助金返還を必要とする事業 金額 事業 金額 事業 金額
	信用及び資金の調達	有 無	別添事業決議書、営業報告書、残高証明書、融資証明書等により、信用性確実性がある。
	開発行為の規模	適 不適	土地利用計画及び残置森林等の状況から適当と認める。
	全体計画と期別計画の区分	該当なし 適 不適	別添計画平面図のとおり区域的期間内に適正規模で分割した計画である。
	一時的利用行為後における事後処理	該当なし 適 不適	一時的に転用する跡地は許可期間的に造成森林として復旧する計画であり適当と認める。
	周辺地域の産業活動（特に森林施業）及び住民の生活への配慮	必要なし 適 不適	既設林道等の変更改良計画（有 無） 周辺森林の自主的整備による環境への影響緩和策の（有 無）
	残置し又は造成する森林若しくは緑地の管理	有 無 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> [<div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 5px;"> 全部 一部 </div>] </div>	所有権、地上権、賃借権、立木権の設定無の場合は、許可条件で完了までに取得することを明示する。

	管 理 計 画		適 不適	残置森林等管理に関する協定により管理され 適当と認める。
災 害 の 防 止	切土盛土 又は捨土	工 法	適 不適	別添切盛定規図、縦横断面図参照 最大切土高 m、最大盛土高 m
		捨土の位 置	該当無し 適 不適	切土量 m ³ 盛土量 m ³ 残 土 m ³ 処理方法
	切土盛土 又は捨土	法面の勾 配	該当なし 適 不適	切土法 盛土法
		法面にお ける小段	必要なし 適 不適	別添切盛定規図参照 直高 5m 毎に小段設置 小段幅 m
		法面にお ける排水 施設	必要なし 適 不適	別添切盛定規図参照 小段毎にU型側溝 U = mm 縦排水 m 毎に設置
		擁壁の設 置箇所	必要なし 適 不適	別添防災施設計画平面図参照 設置箇所数 箇所
		擁壁の構 造	適 不適	別添構造定規図参照 最大高 m
		その他の 法面崩壊 防止措置	必要なし 適 不適	(柵工 筋工) の設置
		法面保護 措置	必要なし 適 不適	種子吹付工 m ² 切土法面 伏 工 m ² 盛土法面 樹木植栽 本
	堰堤等	山地災害 危険溪流	有 無	(有) の場合は治山堰堤の設置 基
		溪流を埋 め立てて 造成	有 無	盛土高 15m 以上の (有 無) m 埋設堰堤の設置 基
		設置箇所	適 不適	別添防災施設計画平面図参照
		構 造	適 不適	別添構造図参照 (コンクリート、鋼製、大型ブロック) 形式
	排水施設	設置箇所	適 不適	別添防災施設計画平面図参照

		構 造	適 不適	別添構造定規図参照 型式
		水 理 計 算 等	適 不適	別添排水施設計画流量計算書のとおり 降雨強度 mm/h
	そ の 他	落石、雪崩 等の災害防 止措置	必要なし 適 不適	別添定規図参照 施設名
	洪水調節 池等	設置箇所	必要なし 適 不適	別添防災施設計画平面図参照
		構 造	適 不適	別添構造図参照（コンクリートダム 基、 フィルダム 基） 調節（整）池 調節容量 m ³
		水 理 計 算 等	適 不適	別添防災調節池計画書のとおり 年超過確率 年 河川課協議結果 平成 年 月 日付受理
水の確保	周辺の水源		有 無	（有）の場合は、地下水電気探査結果から影 響が（ 有る 無い ）
	水量確保 措置	貯水池等	必要なし 適 不適	（農業用、飲料用）貯水池、導水路の設置
	水質の悪 化防止	沈砂池等	必要なし 適 不適	工事中の土砂流出による水質の悪化を防止 するため仮沈砂池等を設け適切な措置が講 じられている。
環境の 保全	残置し又 は造成す る森林若 しくは緑 地	割 合	適 不適	残置森林率 % 許可基準 % 森林率 %
		位 置	適 不適	別添土地利用計画図参照
		幅 員	適 不適	幅員 m
		権原の取 得	有 無	（無）の場合は、完了確認日までに権原の取 得を明らかとする書類を提出させる。

	造成森林 造成緑地	造成方法	適 不適	裸地は全て種子吹付等による緑化及び生育可能な場所は樹木の植栽を実施し適当である。
	景観等の 維持対策	開発対象 区域内	適 不適	残置森林及び修景緑化地が適正に配置され景観維持等に配慮されている。
		開発対象 区域周辺	必要なし 適 不適	開発行為者が自主的自発的に実施する森林整備により、森林の有する公益的機能の増進が期待できる。
施工工程	期別計画	防災施設 先行	適 不適	別添工程表参照
総合評価		職氏名	適 不適	各審査事項の結果より、許可基準に適合し許可要件を満たしているものと認められる。
審査期間 審査者職氏名		年 月 日 ～ 年 月 日		印

(様式第 8 号)

番 号
年 月 日

林務部長 様

地域振興局長

森林審議会保全部会に諮問する林地開発行為について（報告）

このことについて、長野県林地開発事務取扱要領第 27 第 3 項の規定に基づき下記のとおり報告
します。

記

1 開発行為に係る森林の所在地

2 開発行為者の住所及び氏名

3 開発の目的及び事業の名称

4 開発対象区域の面積

計	ha	内	森林面積	ha
			森林以外	ha

5 開発行為に係る面積

計	ha	内	森林面積	ha
			森林以外	ha

(様式第9号)

林地開発許可書

長野県 ○○指令 (年次) (記号) 第 号

(住 所)

(氏 名)

年 月 日付で申請のありました下記の林地開発行為については、別紙の条件を付して許可します。

年 月 日

長野県知事 印
(長野県 地域振興局長)

記

開発行為に係る森林の所在場所

開発行為に係る森林の土地の面積

開発行為の目的

開発行為の完了予定年月日

長 野 県

(様式第 10 号)

林地開発不許可通知書

長野県 ○○指令 (年次) (記号) 第 号

(住 所)

(氏 名)

年 月 日付けで申請のありました林地開発行為は、次の理由によって、許可できません。

年 月 日

長野県知事 印
(長野県 地域振興局長)

記

1 (理由)

2 (理由)

あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 90 日以内に、長野県知事に対して審査請求（地域振興局長による処分の場合。知事による処分の場合は異議申立てとなる）をすることができます。（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 90 日以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、審査請求（異議申立て）をすることができなくなります。）

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、長野県を被告として（訴訟において長野県を代表する者は長野県知事となります。）、長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

長 野 県

(様式第 11 号)

林地開発許可行為施行状況調書				
開発行為者		住所 氏名		
許可年月日及び番号		年 月 日 長野県 () 指令 (年次) (記号) 第 号		
開発行為に係る 森林の所在場所		市 町 村 大字 字 地番		
開発行為に 係る区域	面積	森 林 ha	森林以外の土地 ha	計 ha
	進捗率	%	%	%
着手年月日		年 月 日		
完了年月日		年 月 日		
変更許可等の状況		年 月 日 変更許可・変更届受理 内容 年 月 日 変更許可・変更届受理 内容 年 月 日 変更許可・変更届受理 内容		
施行状況の概要				
処理意見				
調査年月日		年 月 日		
調査者氏名		職 氏名 印		

(注) 1 変更許可等の内容は、係る面積の増減などを記載する。

2 施行状況の概要には、計画に対する遅延の状況、完了見込み時期、中止又は廃止にあたって講じた措置の内容等を記載のこと。

3 処理意見には、指示、命令等の要否を記入すること。

(様式第 12 号)

林地開発許可行為関連災害調書			
開 発 行 為 者	住所 氏名		
許可年月日及び番号	年 月 日 長野県 () 指令 (年次) (記号) 第 号		
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	市 町 村	大 字	字 地番
災 害 発 生 時	年 月 日 時		
被 害 額	開発行為者	第 三 者	計
	千円	千円	千円
被 害 の 概 要 及 び 算 出 根 拠			
処 理 意 見			
調 査 年 月 日	年 月 日		
調 査 者 氏 名	職	氏名	印

(注) 処理意見には、指示、命令等の要否を記入すること。

(様式第 13 号)

災 害 復 旧 報 告 書

年 月 日

長野県知事 様
(長野県 地域振興局長)

(住 所)
(氏 名)

下記のとおり災害に係る復旧工事が完了したので届出ます。

記

許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 長野県 () 指令 (年次) (記号) 第 号
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	市 町 郡 村 大字 字 地番
災 害 発 生 日 時	年 月 日 時
復 旧 工 事 完 了 日	年 月 日
災 害 に 係 る 復 旧 工 事 の 概 要	

(注) 災害に係る復旧工事のしゅん工状況が判明できる写真を添付のこと。

(様式第 14 号)

林地開発許可行為完了確認調書	
開 発 行 為 者	住所 氏名
許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 長野県 () 指令 (年次) (記号) 第 号
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	市 町 大字 字 地番 郡 村
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 面 積	h a
変 更 許 可 等 の 状 況	年 月 日 変更許可・変更届受理 内容 年 月 日 変更許可・変更届受理 内容 年 月 日 変更許可・変更届受理 内容
完 了 (届 出) 年 月 日	年 月 日 (届出 年 月 日)
施 行 状 況	下記指導事項を除き設計図書のとおり出来形適当と認める。 指導事項
処 理 意 見	
確 認 年 月 日	年 月 日
担 当 者 職 氏 名	職 氏名 印

(様式第 15 号)

番 年 月 号
年 月 日

(住 所)
(氏 名) 様

長野県知事
(長野県 地域振興局長)

林地開発行為の完了確認について

年 月 日付で完了の届出のあった下記の林地開発行為については、申請書の内容のとおり施工されていることを確認しました。

記

- 1 許可年月日及び番号

- 2 開発行為に係る森林の所在場所

- 3 開発行為に係る森林の面積

- 4 完了確認工区

長 野 県

(様式第 16 号)

番 年 月 号 日

(住 所)
(氏 名) 様

長野県知事
(長野県 地域振興局長)

林地開発行為の手直し工事の指示について

年 月 日付けで完了の届出のあった林地開発行為について、年 月 日に確認調査を行った結果、下記のとおり手直しの必要があるので、速やかに手直し工事を実施してください。

なお、工事が完了したときは、手直し工事完了届出書を提出してください。

記

- 1 許可年月日及び番号
- 2 開発行為に係る森林の所在場所
- 3 開発行為に係る森林の面積
- 4 手直し工事の内容（注 内容が多岐にわたる場合は、適宜図面等を添付し、手直し工事について具体的に指示すること）
- 5 手直し工事の完了期限

長 野 県

(様式第 17 号)

(完了後の) 林地開発変更許可書

長野県 () 指令 (年次) (記号) 第 号

(住 所)

(氏 名)

年 月 日付で (完了後の) 変更許可申請のありました下記の林地開発行為については、下記のとおり許可します。

年 月 日

長野県知事 印
(長野県 地域振興局長)

記

(完了後の) 変更後の開発行為に係る森林の所在場所

(完了後の) 変更後の開発行為に係る森林の土地の面積

(完了後の) 変更後の開発行為の完了予定年月日

(完了後の) 変更許可の条件

長 野 県

(様式第 18 号)

番 年 月 日

(住 所)
(氏 名) 様

長野県知事
(長野県 地域振興局長)

林地開発行為の（完了後の）変更届けについて

年 月 日付で（完了後の）届出のあった下記の林地開発行為については、その内容を適当なものと認め受理しました。

記

- 1 許可年月日及び番号
- 2 開発行為に係る森林の所在場所
- 3 （完了後の）変更後の開発行為に係る森林の面積

長 野 県

(様式第 19 号)

林地開発違反行為調書	
違反行為者	住所 氏名
開発行為に係る 森林の所在場所	市 町 大字 字 地番 郡 村
違反行為の時期	
違反行為の概要	
処 理 意 見	
調 査 年 月 日	年 月 日
調 査 者 氏 名	職名 氏名 印

- 注 1 林地開発許可を得ているものにあつては、その旨を概要欄に記載する。
2 他法令の監督処分等に該当する場合は、その旨を概要欄に記載する。

(様式第 20 号)

長野県 () 達 (年次) (記号) 第 号
(住 所)
(氏 名)

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 10 条の 3 の規定により、下記のとおり開発行為の中止を命ずる。

年 月 日

長野県 地域振興局長 印

記

1 命令に係る土地の所在場所

長野県 市 町 大字 字 番地
郡 村

2 命令の内容

森林における開発行為の中止

3 理由

(無許可の場合)

〇〇の行為 (具体的に記載) は、森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けなければならない行為であるが、許可を受けずに開発行為を行っているため。

(条件違反の場合)

〇〇の行為 (具体的に記載) は、森林法第 10 条の 2 第 4 項の規定により長野県指令 第 号の許可に付した条件 (具体的に条件違反内容を記載) に違反しており、森林の有する公益的機能を維持するうえで支障があるため。

あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 90 日以内に、長野県知事に対して審査請求 (地域振興局長による処分の場合。知事による処分の場合は異議申立てとなる) をすることができます。(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 90 日以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、審査請求 (異議申立て) をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、長野県を被告として (訴訟において長野県を代表する者は長野県知事となります。)、長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

長野県

(様式第 21 号)

長野県 () 達 (年次) (記号) 第 号
(住 所)
(氏 名)

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 10 条の 3 の規定により、開発行為に対する復旧に必要な下記の工事の施行を命ずる。

(なお、 年 月 日付け (記号) 第 号で長野県 地域振興局長が命じた中止命令については、復旧命令に係るものに限りこれを解除する。)

年 月 日

長野県知事 印
(長野県 地域振興局長)

記

1 施工を命ずる工事の場所 (全地番を記載する)

長野県 市 町 大字 字 番地
郡 村

2 施工を命ずる工事の内容 (工種ごとに具体的に記載する)

3 履行期限 (工種ごとに記載する)

4 理由

〇〇の行為 (具体的に記載) は、森林法第 10 条の 2 第 1 項 (又は第 4 項) の規定に違反しており、森林の有する公益的機能を維持するうえで支障があるため。

5 命令に係る工事を施工するにあたっては、あらかじめ別紙様式による着手届を、また施行完了した場合には別紙様式による完了届を提出し、完了確認を受けること。

あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 90 日以内に、長野県知事に対して審査請求 (地域振興局長による処分の場合。知事による処分の場合は異議申立てとなる) をすることができます。(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 90 日以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、審査請求 (異議申立て) をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、長野県を被告として (訴訟において長野県を代表する者は長野県知事となります。)、長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

長野県

(様式第 22 号)

長野県 () 達 (年次) (記号) 第 号
(住 所)
(氏 名)

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 10 条の 2 の規定に基づき 年 月 日付け長野
県指令 第 号で許可した林地開発行為については、下記により取り消します。

年 月 日

長野県知事 印
(長野県 地域振興局長)

記

1 取り消しをする開発行為の所在場所

長野県 市 町 大字 字 番地
郡 村

2 取り消しをする理由

(条件違反の場合)

〇〇の行為 (具体的に記載) は、森林法第 10 条の 2 第 4 項の規定により長野県指令 第
号の許可に付した条件 (具体的に条件違反内容を記載) に違反しており、森林の有する公益
的機能を維持するうえで支障があるため。

(不正手段の場合)

〇〇の行為 (具体的に記載) は、森林法第 10 条の 3 に規定する偽りその他の不正な手段 (具
体的に記載) により許可を受けた開発行為であり、森林の有する公益的機能を維持するうえ
で支障があるため。

あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法の規定により、この処分があったこ
とを知った日の翌日から起算して 90 日以内に、長野県知事に対して審査請求 (地域振興局長による処分
の場合。知事による処分の場合は異議申立てとなる) をすることができます。(なお、処分があったこと
を知った日の翌日から起算して 90 日以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過し
た場合には、審査請求 (異議申立て) をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この処分が
あったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、長野県を被告として (訴訟において長野県を
代表する者は長野県知事となります。)、長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができま
す (なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日か
ら起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

長 野 県

(様式第 23 号)

復旧命令措置着手届出書

年 月 日

長野県知事 様
(長野県 地域振興局長)

(違反行為者) (住 所)
(氏 名)

年 月 日付け長野県 () 達 第 号の復旧命令に基づく工事について、下記のとおり着手したので長野県林地開発事務取扱要領第 46 号第 1 号の規定により届け出ます。

記

- 1 工事施行場所
- 2 工事着手年月日
- 3 工事完了予定年月日
- 4 工事施工者 住所
氏名

(注) 提出部数は正副 2 通とする。

(様式第 24 号)

復旧命令措置完了届出書

年 月 日

長野県知事 様
(長野県 地域振興局長)

(違反行為者) (住 所)
(氏 名)

年 月 日付け長野県()達 第 号の復旧命令に基づく工事について、下記のとおり完了したので長野県林地開発事務取扱要領第 46 号第 1 号の規定により届け出ます。

記

- 1 工事施行場所
- 2 工事着手年月日
- 3 工事完了年月日
- 4 工事施工者 住所
氏名
- 5 復旧等措置の内容

(注) 提出部数は正副 2 通とする。

(様式第 25 号)

復旧命令措置完了確認調書	
違反行為の該当区分	無許可 条件違反 不正手段による許可取得
違反行為者住所氏名	
違反行為に係る 森林の所在場所	
違反行為の時期	
違反行為の概要	(許可を受けている場合は、その旨記載する。)
復旧(中止)命令年月日	
復旧命令の内容	
着工年月日	
完了年月日	
完了届出年月日	
確認調査立会人 住所氏名	
確認調査所見	
確認調査年月日	
調査者氏名	職名 氏名 印

(様式第 26 号)

番 号
年 月 日

(違反行為者) 様

長野県知事
(長野県 地域振興局長)

復 旧 命 令 措 置 完 了 確 認 通 知 書

森林法第 10 条の 3 に基づき 年 月 日付け長野県 () 達 第 号で命じた
復旧工事については、完了したことを確認したので通知します。

(中止命令を発令していた場合)

(なお、 年 月 日付け長野県 () 達 第 号の中止命令は本日付けでこれを
解除します。)

(様式第 27 号)

林 地 開 発 協 議 書

年 月 日

長野県知事 様
(長野県 地域振興局長)

(住 所)
(氏 名)

次のとおり開発行為をしたいので、長野県林地開発事務取扱要領第 56 の規定により協議します。

開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積	
開 発 行 為 の 目 的	
開 発 行 為 の 着 手 予 定 年 月 日	
開 発 行 為 の 完 了 予 定 年 月 日	
備 考	

(様式第 27 号の 2)

番 号
年 月 日

(市町村長) 様

長野県知事
(長野県 地域振興局長)

地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく資料の提出について

次の開発行為について、長野県林地開発事務取扱要領第 56 に規定する資料を提出してください。

開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積	
開 発 行 為 の 目 的	

(様式第 28 号)

番 号
年 月 日

(住 所)
(氏 名) 様

長野県知事
(長野県 地域振興局長)

林地開発の協議結果について

年 月 日付けで協議のあった下記箇所の林地開発行為については、異議ありません。

記

- 1 協議年月日及び番号
- 2 開発行為に係る森林の所在場所
- 3 開発行為に係る森林の面積

長 野 県

(様式第 28 号の 2)

番 号
年 月 日

(市町村長) 様

長野県知事
(長野県 地域振興局長)

地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく助言等について

年 月 日付けで提出のあった下記箇所の林地開発行為について、下記のとおりです。

記

- 1 開発行為に係る森林の所在場所
- 2 開発行為に係る森林の面積
- 3 技術的助言等

長 野 県

(様式第 29 号)

(様式 I) 新規・変更許可処分実施状況

年度 _____ 地域振興局

(単位 件数：件、面積：ha、発電容量：kw)

	通し番号	新規・変更の別	開発行為の目的	申請受理年度	処理状況	面積 (変更許可の場合は増減面積)		再生可能エネルギー発電設備						備考
						対象森林	開発行為に係る森林	発電容量	FIT認定の有無	風力の場合風車基数	外国資本の別	変更許可の場合		
												変更許可の事由	目的変更の場合、変更許可前の開発目的	
例	1	新規	3 再生可能エネルギー発電設備 (風力)	R4	許可	5.2	2.0	2,000	○	3	A			
例	2	変更	2 再生可能エネルギー発電設備 (太陽光)	R3	許可	100.0	50.0	3,000	○			目的変更	9 ゴルフ場の設置	

(注)

- 1 許可案件毎に記載し、「新規・変更の別」には新規許可案件の場合は「新規」、変更許可案件の場合は「変更」と記載すること。
- 2 開発行為の目的は別紙表 1 から選択すること。なお、1 件の開発行為で多目的のものは、主要目的の 1 件の開発行為として記載すること。
- 3 処理状況は、「許可」「取下げ」「不許可」「処理中」から選択すること。
- 4 面積の数値は 1 件ごとに小数第 2 位を四捨五入して計上し、発電容量の数値は 1 件ごとに小数第 1 位を四捨五入し整数止めとして計上すること。
- 5 面積は、対象森林の面積及び開発行為に係る森林の面積を記載することとし、変更許可の場合は前回許可時からの増減面積を記載すること。
- 6 「再生可能エネルギー発電設備」欄は、開発行為の目的が再生可能エネルギー発電設備の場合のみ記載すること。
- 7 発電容量は申請時点の予定値でかまわない。
- 8 FIT の設備認定を受けたものである場合、FIT 認定欄に○を記載すること。
- 9 変更許可の事由は、「目的変更」「面積の増減」「その他」から主たる事由を選択して記載すること。
- 10 変更許可のうち「目的変更」の場合、変更許可前の開発行為の目的を記載すること。なお、開発行為の目的は別紙表 1 による。
- 11 風力基数のうち、一部が FIT 認定外の場合は備考欄にその旨記載すること。
- 12 再生可能エネルギー発電設備に係る開発の内、事業実施主体が、居住地が海外にある外国法人又は外国人と思われる者は A、その他外資系企業※と思われる者は B を記載すること。
※「外資系企業」とは、国外居住者若しくは外国法人による出資比率又は国外居住者の役員の比率が過半数を占める法人を指す。

(様式Ⅱ) 許可条件履行状況調査実施状況

____年度 _____地域振興局

(単位 件数：件、回数：回、面積：ha)

開発行為の目的	区分	中間調査			分割完了確認調査		全体完了確認調査	
		件数	回数	面積	件数	面積	件数	面積
工場・事業場用地の造成 (再生可能エネルギー発電 設備を除く)								
再生可能エネ ルギー発電設 備	太陽光							
	風力							
	水力							
	地熱							
	バイオマス							
住宅用地の造成								
別荘地の造成								
ゴルフ場の設置								
レジャー施設の設置								
農用地の造成								
土石の採掘								
道路の新設又は改築								
廃棄物処理施設の設置								
残土処分場等の設置								
その他								
計		0	0	(0.0) (0.0)	0	(0.0) (0.0)	0	(0.0) (0.0)

(注)

- 1 件数欄には、調査の対象とした開発行為の件数を記載すること。
- 2 回数欄には、調査を行った総延べ回数を記載すること。
- 3 面積欄には、開発行為に係る森林の面積を裸書で、また、対象森林の面積を（ ）で記載すること。
なお、この場合、中間調査欄については、調査を行った区域に係る延べ面積をそれぞれ記載すること。
- 4 面積欄の数値は、1件ごとに小数第2位を四捨五入して計上すること。
- 5 中間調査欄には、分割完了確認調査及び全体完了確認調査以外の許可条件履行状況調査を行ったものについて記載すること。
- 6 分割完了確認調査欄には、開発行為が部分的(工区分けされている場合の工区等)に完了したものについて、実際に完了を確認したものだけを記載すること。
- 7 全体完了確認調査欄には、開発行為が最終的に完了したものについて、実際に完了を確認したものだけ記載すること。
- 8 再生可能エネルギー発電設備欄には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備の用に供するものを同条第3項に掲げる再生可能エネルギー源の区分ごとに記載すること。

(様式Ⅲ) 違反行為に対して講じた措置の状況

年度

地域振興局

(単位 件数：件、回数：回、面積：ha)

開発行為の目的	区分	違反行為		是正措置別件数				告発件数				行政 代執行 件数	
		種類	件数	中止命令	復旧命令	小計	その他	計	法第10条 の2違反	法第10条 の3違反	法第10条の2 及び3違反		計
工場・事業用地の造成 (再生可能エネルギー発電 設備を除く)		無許可 条件違反 その他 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	太陽光	無許可 条件違反 その他 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	風力	無許可 条件違反 その他 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水力	無許可 条件違反 その他 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地熱	無許可 条件違反 その他 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	バイオマス	無許可 条件違反 その他 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住宅用地の造成		無許可 条件違反 その他 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
別荘用地の造成		無許可 条件違反 その他 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴルフ場の設置		無許可 条件違反 その他 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
レジャー施設の造成		無許可 条件違反 その他 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農用地の造成		無許可 条件違反 その他 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土石の採掘		無許可 条件違反 その他 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道路の新設又は改築		無許可 条件違反 その他 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物処理施設の設置		無許可 条件違反 その他 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
残土処分場等の設置		無許可 条件違反 その他 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		無許可 条件違反 その他 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		無許可 条件違反 その他 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注)

- 1 開発行為の目的は違反行為に係る開発行為の目的を、別紙1の区分により記載し、その件数を計上すること。
- 2 違反行為の種類欄には、無許可、条件違反及び偽りその他不正な手段による許可の3種類の区分を開発行為の目的ごとに記載すること。
- 3 是正措置別件数欄には、同一違反行為に係る是正措置が2以上にわたる場合であっても、そのすべてを計上すること。
- 4 その他欄には、行政指導等の措置の件数を記載すること。
- 5 再生可能エネルギー発電設備欄には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備の用に供するものを同条第3項に掲げる再生可能エネルギー源の区分ごとに記載すること。

(様式IV) 許可制が適用されない開発行為についての連絡調整の状況

____年度 _____地域振興局

(単位 件数：件、面積：ha、発電容量：kw)

	通し番号	区分	開発行為の目的	面積		再生可能エネルギー発電設備			備考
				対象森林	開発行為に係る森林	発電容量	FIT認定	風力の場合	
								風車基数	
例	1	1	1 工場・事業場用地の造成 (再生可能エネルギー発電設備を除く)	2.0	1.0				

(注)

- 1 許可案件毎に記載し、「新規・変更の別」には新規許可案件の場合は「新規」、変更許可案件の場合は「変更」と記載すること。
- 2 年度をまたがって調整しているものは、調整を了した時点の年度において記載すること。
- 3 区分欄には、国又は地方公共団体が行うものは「1」を、森林法施行規則第5条に定められた事業の実行として行うものは「2」を記載すること。
- 4 国又は地方公共団体には、国又は地方公共団体とみなされる公社、公団等を含めること。
- 5 開発行為の目的は別紙表2から選択すること。なお、1件の開発行為で多目的のものは、主要目的の1件の開発行為として記載すること。
- 6 面積及び発電容量の数値は1件ごとに小数第2位を四捨五入して計上し、発電容量の数値は1件ごと小数第1位を四捨五入し整数止めとして計上すること。
- 7 面積は、対象森林の面積及び開発行為に係る森林の面積を記載すること。
- 8 「再生可能エネルギー発電設備」欄は、開発行為の目的が再生可能エネルギー発電設備の場合のみ記載すること。
- 9 発電容量は申請時点の予定値でかまわない。
- 10 FITの設備認定を受けたものである場合、FIT認定欄に○を記載すること。
- 11 風力基数のうち、一部がFIT認定外の場合は備考欄にその旨記載すること。
- 12 再生可能エネルギー発電設備に係る開発の内、事業実施主体が、居住地在海外にある外国法人又は外国人と思われる者はA、その他外資系企業※と思われる者はBを記載すること。
- 13 ※「外資系企業」とは、国外居住者若しくは外国法人による出資比率又は国外居住者の役員の比率が過半数を占める法人を指す。
- 14 計画の変更に係るものは、対象森林及び開発行為に係る森林のそれぞれについて変更によって生ずる差引増減面積を記載するとともに、発電容量について差引増減要領を記載する。

表1 (様式I)

1 工場・事業場用地の造成 (再生可能エネルギー発電設備を除く)	
2 再生可能エネルギー発電設備 (太陽光)	
3 再生可能エネルギー発電設備 (風力)	
4 再生可能エネルギー発電設備 (水力)	
5 再生可能エネルギー発電設備 (地熱)	
6 再生可能エネルギー発電設備 (バイオマス)	
7 住宅用地の造成	
8 別荘地の造成	
9 ゴルフ場の設置	
10 レジャー施設の設置	
11 農用地の造成	
12 土石の採掘	
13 道路の新設又は改築	
14 廃棄物処理施設の設置	
15 残土処分場等の設置	
16 その他	

表2 (様式IV)

1 工場・事業場用地の造成 (再生可能エネルギー発電設備を除く)
2 再生可能エネルギー発電設備 (太陽光)
3 再生可能エネルギー発電設備 (風力)
4 再生可能エネルギー発電設備 (水力)
5 再生可能エネルギー発電設備 (地熱)
6 再生可能エネルギー発電設備 (バイオマス)
7 学校・博物館用地の造成
8 住宅用地の造成
9 公園・運動場等の造成
10 農用地の造成
11 土石の採掘
12 道路の新設又は改築
13 鉄道、軌道、索道の新設又は改築
14 ダム等の設置
15 廃棄物処理施設の設置
16 残土処分場等の設置
17 その他

(注)

再生可能エネルギー発電設備は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備の用に供するものを同条第3項に掲げる再生可能エネルギー源の区分ごとに記載する。

(様式V) 変更許可面積増減内訳

____年度 _____地域振興局

(単位 件数：件、面積：ha)

区分	変更許可申請受理分															変更許可処分				
	防災施設等の変更を伴うもの					防災施設等の変更を伴わないもの					計					計				
	件数	面積			変更後	件数	面積			変更後	件数	面積			変更後	件数	面積			変更後
開発行為の目的	変更前	増分	減分	差引	変更後	変更前	増分	減分	差引	変更後	変更前	増分	増減	差引	変更後	変更前	増分	増減	差引	変更後
工場・事業場用地の造成 (再生可能エネルギー発電 設備を除く)				(.0000)	(.0000)				(.0000)	(.0000)		(.0000)	(.0000)	(.0000)	(.0000)				(.0000)	(.0000)
再生エネルギー等発電施設	太陽光			(.0000)	(.0000)				(.0000)	(.0000)	0	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000				(.0000)	(.0000)
	風力			(.0000)	(.0000)				(.0000)	(.0000)	0	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000				(.0000)	(.0000)
	水力			(.0000)	(.0000)				(.0000)	(.0000)	0	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000				(.0000)	(.0000)
	地熱			(.0000)	(.0000)				(.0000)	(.0000)	0	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000				(.0000)	(.0000)
	バイオマス			(.0000)	(.0000)				(.0000)	(.0000)	0	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000				(.0000)	(.0000)
住宅用地の造成			(.0000)	(.0000)				(.0000)	(.0000)	0	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000				(.0000)	(.0000)	
別荘地の造成			(.0000)	(.0000)				(.0000)	(.0000)	0	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000				(.0000)	(.0000)	
ゴルフ場の造成			(.0000)	(.0000)				(.0000)	(.0000)	0	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000				(.0000)	(.0000)	
レジャー施設の造成			(.0000)	(.0000)				(.0000)	(.0000)	0	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000				(.0000)	(.0000)	
農用地の造成			(.0000)	(.0000)				(.0000)	(.0000)	0	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000				(.0000)	(.0000)	
土石の採掘の造成			(.0000)	(.0000)				(.0000)	(.0000)	0	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000				(.0000)	(.0000)	
道路の新設の造成			(.0000)	(.0000)				(.0000)	(.0000)	0	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000				(.0000)	(.0000)	
廃棄物処理施設の設置			(.0000)	(.0000)				(.0000)	(.0000)	0	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000				(.0000)	(.0000)	
残土処分場等の設置			(.0000)	(.0000)				(.0000)	(.0000)	0	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000				(.0000)	(.0000)	
その他			(.0000)	(.0000)				(.0000)	(.0000)	0	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000				(.0000)	(.0000)	
計	0	(.0000)	(.0000)	(.0000)	(.0000)	0	(.0000)	(.0000)	(.0000)	(.0000)	0	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0	(.0000)	(.0000)	(.0000)	(.0000)

- (注) 1 面積欄には、開発行為に係る面積を裸書で欄内下側に、開発対象森林の面積を()で欄内上側に、小数点第4位まで記載すること。
 2 「防災施設等の変更を伴うもの」とは次のものとする。
 (1) よう壁、排水施設、えん提、調節池、沈砂池又は貯水池等の新設、増設、廃止又は位置若しくは構造の変更を伴うもの。
 (2) 残置し又は造成する森林又は緑地の規模、位置又は内容の変更を伴うもの。
 3 「防災施設等の変更を伴わないもの」とは、2の(1)及び(2)以外のものとする。
 4 「変更前」及び「変更後」欄の面積は、1件ごとに変更前の面積及び変更後の面積を集計し、合計値を記載する。
 5 「増分」欄は変更により増大する案件について、「減分」欄は変更により減少する案件について、それぞれ1件ごとに集計した値を記載する。
 6 「差引」欄は、マイナスの場合は△を付すこと。
 7 再生可能エネルギー発電設備欄には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備の用に供するものを同条第3項に掲げる再生可能エネルギー源の区分ごとに記載すること。

(様式VI) 廃止届の受理状況

____年度 ____地域振興局

(単位 件数：件 面積：ha)

開発行為の目的		区分	廃止届受理		廃止届受理累計	
			件数	面積	件数	面積
工場・事業場用地の造成 (再生可能エネルギー発電設備を除く)						
再生エネルギー等 発電施設	太陽光					
	風力					
	水力					
	地熱					
	バイオマス					
住宅用地の造成						
別荘地の造成						
ゴルフ場の設置						
レジャー施設の設置						
農用地の造成						
土石の採掘						
道路の新設又は改築						
廃棄物処理場の設置						
残土処分場等の設置						
その他						
計			0	(.0000) 0.0000	0	(.0000) 0.0000

- (注) 1 本様式には、許可処分後に開発行為をとりやめること（縮小変更によって政令規模以下となること又は許可制の適用されない開発行為に引き継がれることを含む。）
- 2 面積欄には、廃止前の面積について開発行為に係る面積を裸書で欄内左寄りに、対象森林の面積を（ ）で欄内右寄りに、それぞれ一件ごとに少数第4位までの数値を集計し、記載すること。
- 3 廃止届累計欄には昭和49年度以降、当年度末までの累計を記載すること。
- 4 再生可能エネルギー発電設備欄には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備の用に供するものを同条第3項に掲げる再生可能エネルギー源の区分ごとに記載すること。

(様式Ⅶ) 新規許可・変更許可・連絡調整内訳表

_____年度 _____地域振興局

(単位 面積：ha)

開発行為の目的	申請者(協議者) 住所 氏名	開発行為に係る森林 の所在場所	手 続 き の 経 過				面 積 (全体区域) (開発対象森林区域) (開発行為に係る森林)	完了予定 年月日	着手 年月日	完了 年月日	確認 年月日	備 考
			申請 (協議) 年月日	受 理 年月日	取 下 げ 年月日	許可・不許可 (協議結果通知) 年月日						

- (注)
- 1 様式Ⅰ及びⅣについて、1件ごとに内訳を記載する。
 - 2 「新規許可」、「変更許可」、「連絡調整」は別葉とする。
 - 3 「変更許可」の場合の「面積」欄の記入については、変更前を下段に、変更後を上段に記載する。
 - 4 「面積」は、少数第4位まで記載する。
 - 5 再生可能エネルギー発電設備欄には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備の用に供するものを同条第3項に掲げる再生可能エネルギー源の区分(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を括弧書きで記載すること。

(様式Ⅷ) 林地開発許可に係る森林地理情報システム（森林 GIS）更新報告表

____年度 _____地域振興局

(単位 面積：ha)

区分	森林 GIS への更新状況 (注 1)			備考(注 2)
	完了確認件数 (A)	森林 GIS 更新件数 (B)	未処理件数 (C)=(A)-(B)	
許可				
連絡調整				

注 1 対象は、報告対象年度の前年度の 9 月 16 日から報告対象年度の 9 月 15 日の間に完了確認した案件とする。

2 注 1 以前に完了確認を実施した件数の内、森林 GIS の更新が未処理なものは、備考欄に完了確認の報告の文書番号、開発行為に係る森林の所在場所を記入すること。

(様式第 30 号)

番 号
年 月 日

林務部長 様

地域振興局長

林地開発行為の許可（(完了後の) 変更許可、(完了後の) 変更届、
完了確認、連絡調整）について（報告）

このことについて、下記のとおり許可（(完了後の) 変更許可、(完了後の変更届) 受理、完了確認、協議）しました。

記

- 1 開発行為に係る森林の所在場所
- 2 開発行為者の住所氏名
- 3 開発行為の目的
- 4 開発行為に係る森林の面積
- 5 完了予定年月日
- 6 添付書類
 - (1) 許可書（(完了後の) 変更許可書、(完了後の変更届) 受理書、協議結果通知書）の写
 - (2) 審査調書の写
 - (3) 位置図
 - (4) 土地利用計画図

(様式第 31 号)

番 号
年 月 日

長野県公安委員会委員長 様
(交通部交通規制課 扱い)

長野県知事
(地域振興局長)

林地開発行為の許可(変更許可(届)、完了)及び連絡調整(変更、完了)について(報告)

このことについて、下記のとおり許可(変更許可(届)、完了)及び連絡調整(変更、完了)しました。

記

- 1 開発行為に係る森林の所在場所

- 2 添付図書(各3部)
 - (1) 開発計画概要書
 - (2) 位置図
 - (3) 土地利用計画図

(様式第 32 号)

林地開発許可事務処理経過台帳調整

		開発行為の目的		台帳番号				
				県				
				振興局				
申請者	住所							
	名称氏名							
開発行為に係る森林の所在場所		郡市	町村	大字筆	字番地外			
施設の名 称				森林計画区名				
開発区域の土地		自己所有	ha	賃貸借	ha			
面積単位：ha		許可	変更(許可・届)	増減	変更(許可・届)			
①開発しようとする区域 ②+③				
②開発しようとする森林				
③開発しようとする森林以外				
④開発行為に係る区域⑤+⑥				
⑤開発行為に係る森林				
⑥開発行為に係る森林以外				
開発後の用途別面積	用地	用途	残置森林	造成森林造成緑地				
		森 林	許可					
	変更							
	変更							
	農 地	許可						
		変更						
		変更						
	その他	許可						
		変更						
		変更						
	計	許可						
		変更						
変更								
施設の内容	工 種	規模構造	数 量	工 種	規模構造	数 量		

(注) 面積は少数第 4 位まで記載すること。

申請（協議）年月日	年 月 日	市町村長意見書年月日	年 月 日
受理年月日	年 月 日	進達年月日	年 月 日
現地調査年月日	年 月 日	調査者 職・氏名	
関係機関との調整	機関名	年 月 日	調整内容
森林審議会 保全部会	開催年月日	年 月 日	答申内容
	付帯意見		
許可（調整）年月日	年 月 日	指令（通知）番号	
付帯許可条件			
変更申請（届）年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
変更許可（受理）年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
予定工期	自 年 月 日 ～ 至 年 月 日		
延長期限	年 月 日	年 月 日	年 月 日
着手年月日	年 月 日	完了年月日	年 月 日
施行状況届出年月日	摘 要	完了届年月日	年 月 日
年 月 日		完了確認年月日	年 月 日
		完了確認結果通知 年月日	年 月 日
		分割完了年月日	年 月 日
		確認年月日	年 月 日
		監督処分年月日	年 月 日
		処分内容	
		残置森林の保全方法	
		（管理協定の相手方、締結年月日、内容等を記載する。）	
		特 記 事 項	
		（中止・廃止、災害発生、地位承継、他法令等を記載する。）	

別記1 林地開発許可申請書等の審査要領

審査又は検討項目	指導内容及び審査要領	備 考
<p>I 機能の高い森林の保全 (事前指導)</p>	<p>次に掲げる森林における開発行為は、法第10条の2第2項各号に該当する場合は多いと考えられるので、審査は特に慎重に行うとともに、開発行為を極力これらの森林以外の土地に指向させること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域森林計画において、樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべきものとして定められている森林 2 飲用水、かんがい用水等の水源として依存度の高い森林 3 地域森林計画において、自然環境の保全及び形成並びに保健・文化・教育的利用のため伐採方法を特定する必要があるものとして定められている森林、生活環境の保全及び形成のため伐採方法を特定する必要があるものとして定められている森林又は特に生活環境保全機能及び保健文化機能を高度に発揮させる必要があるものとして定められている森林 4 地域森林計画において、更新を確保するため伐採方法又は林地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められている森林 5 優良人工造林地又はこれに準ずる天然林 	<p>やむを得ず機能の高い森林が含まれる場合には、十分な代替保全措置が講ぜられていること。</p> <p>水源として依存度の高い森林は、実態上判断することとなるが、流域的にみて特に高い水源かん養の保全及び形成が保安林制度により図られていることにかんがみ、集落の周辺に位置し飲用水の取水が行われている森林、溜池の周辺の森林等局地的な水源かん養機能の高い森林をいう。</p> <p>優良人工造林地又はこれに準ずる天然林は、実態上判断することとなるが、地域における優良な森林を確保する趣旨であり、森林の成長量、集団性、生産基盤の整備の状況から判断する。</p>

審査又は検討項目	指導内容及び審査要領	備 考
<p>II 一般的事項</p> <p>1 計画内容の具体性</p> <p>2 森林の土地を使用する権利の取得</p> <p>(1) 森林を使用する権利の種類</p> <p>(2) 開発行為の妨げとなる他人の権利</p> <p>(3) 印鑑証明</p>	<p>以下の事項に関して、開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後、遅滞なく申請に係る開発行為を行うことが確実であること。</p> <p>1 工事の施工に必要な設計書（設計総括表、明細書、単価表、数量計算書）が作成されているか。</p> <p>2 実施設計に用いた工種、数量、規模その他の諸因子は適正か。</p> <p>3 縦断横断図と土量計算書との関連は適正か。</p> <p>4 利用計画平面図、防災計画平面図、その他実施設計に関する図面と設計書は、具体的であって関連づけがされているか。</p> <p>5 事業者が許可後、遅滞なく事業を実施すると認められること。</p> <p>6 事業の実施について、具体的な工事の工程がたてられているか。</p> <p>1 当該事業区域内の森林を使用する権利を得ているか。</p> <p>2 開発行為の施工の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているか。</p> <p>(1) 権利の種類 ア 所有権 イ 地上権 ウ 賃借権等</p> <p>(2) 土地を使用する権利の内容を確認する方法</p> <p>ア 不動産登記簿 イ 契約書等（売買契約書、地上権・賃借権等の設定契約書など）</p> <p>(1) 所有権の上に設定されている権利の種類</p> <p>○用役物権＝地上権、地役権、永小作権、賃借権、採石権、鉱業権等</p> <p>○担保物権＝抵当権、根抵当権、留置権質権、先取特権</p> <p>(2) 利用しようとする土地について、開発行為の妨げとなる他人の権利が設定されている場合はこれらの権利が明らかにされており、当該権利者の事業に対する同意書が添付されているなど事業実施のための阻害要因が排除されていること。</p> <p>同意書の印影が権利者のものかどうか確認する。</p>	<p>申請時は3分の2以上の同意書を添付。許可までには、全員の同意書を添付させること。</p> <p>共有の場合は、権利者全員の同意が必要。なお、全員の同意が困難な場合は、総会の議決による賃貸借契約（写し添付）でも可能とする。</p> <p>不動産登記簿により確認する。</p>

審査又は検討項目	指導内容及び審査要領	備 考
<p>3 森林以外の土地を利用する権原の取得</p> <p>(1) 権利の種類</p> <p>(2) 他人の権利</p> <p>(3) 印鑑証明</p> <p>4 他法令等の許認可等の状況</p> <p>(1) 関係法令等</p> <p>(2) 手続状況</p> <p>ア 許認可等を得ている場合</p> <p>イ 許認可等を得ていない場合</p>	<p>森林と併せて該当事業の用に供されている森林以外の土地について、権原の取得状況又は同意の状況を前記2に準じて検討する。</p> <p>省 略</p> <p>省 略</p> <p>省 略</p> <p>森林及び森林以外の関係用地の利用について、他法令等の制限の有無を調査する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用に係る規制法令名 ・国土利用計画法、都市計画法、農振法、自然公園法、自然環境保全法、工場立地法、宅地造成等規制法、都市緑地保全法、生産緑地法、農地法、文化財保護法、地すべり等防止法、砂防法、採石法、鉱業法、環境基本条例、自然環境保全条例、環境影響評価条例、土地区画整理法、砂利採取法、河川法、長野県土木取締条例等 <p>許認可等を必要とする場合には、当該許認可がなされているか又はそれが確実にあることが明らかであること。</p> <p>許認可等と写しが添付されているか又は許認可を得ていないが、許認可書等を発行する行政庁の意見書が添付されているか。</p> <p>1 許認可等の申請が提出されている場合</p> <p>(1) 許認可等の申請書の写しが添付されているか。</p> <p>(2) 許認可書等を発行する行政機関名及び当該申請書の受理年月日、当該申請書の処理状況が明らかにされているか。</p> <p>(3) 許認可書等を発行する行政機関が地方公共団体の長である場合は、許認可の見通しについて明らかにさせる。</p> <p>2 許認可の申請書が未提出の場合</p> <p>(1) 許認可等を発行する行政機関名及び当該申請書の経由機関名</p> <p>(2) 当該申請書の提出予定年月日</p>	

審査又は検討項目	指導内容及び審査要領	備考
<p>5 資金関係</p> <p>資金の種類 (名称) 及び調達方法</p>	<p>事業の実施に必要な資金は、借入金、自己資金のいずれかに該当し、資金の調達方法が明らかにされ、かつ、事業の実施に必要な資金を確保することが確実であると判断できる資料が添付されているか。</p> <p>防災施設の整備に必要な資金について合わせて確認する。</p> <p>1 資金の全部又は一部が借入金である場合は、当該借入金の種類又は名称、貸付決定年月日及び決定額、並びにこれらの貸付けについての貸付機関の証明の有無が明らかになっているか、また金融機関（銀行、農協）以外の個人会社等から融資をうける場合、その融資会社の経営状況を明らかにした書類が添付されているか。</p>	<p>借入証明書又は預金残高証明書を添付</p>
<p>6 信用状況</p>	<p>法人の設立年月日、法人（会社等）の資本系列、資本額、取引対象、その他の調査方法による調査内容を総合して、当該事業者の信用度について判断する。</p> <p>防災施設の整備に必要な施工者の信用度について合わせて確認する。</p>	<p>事業者とは事業主体であって施工者ではない</p>
<p>7 現地との適合性</p>	<p>事業の目的、又は施設の性質等から立地上要求される条件（位置、地形、地質、気象、交通等）が現地と適合しているか。</p>	<p>過去の災害歴に留意すること</p>
<p>8 開発行為に係る面積が 必要最小限度である かどうかの検討</p>	<p>開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限度の面積であること（法令等によって面積に基準が定められているときは、これをしんしゃくして決めたものであること）が明らかであること。</p> <p>1 利用対象人員、一人当たり利用面積等の諸因子により、必要面積の算定基礎を添付して具体的に面積の必要性を明らかにする。</p> <p>2 必要面積の算定が困難な事業にあっては計画が現地形に沿っているか（切土、盛土部分が必要以上に大きくはないか。）、余計な付帯施設ではないのか等開発行為に係る面積が合理的なものであるか判断する。</p>	<p>残置森林率等の基準をクリアするために適正に維持管理できない森林を対象区域に含めていないか留意する。</p> <p>事前審査の段階で開発行為者に具体的に示し、理由等を求める</p>
<p>9 全体計画との関連</p>	<p>1 申請区域が全体計画区域の一部である場合は、その全体区域との関連において、当該区域が必要最小限度の面積であるかどうか判断する。</p> <p>2 全体計画が大面積、又は事業期間が長期にわたる場合においては、開発期間を3年程度とした工区設定を行うよう指導する。</p>	<p>工区設定を行う場合、工事工程表を参考として、許可後3箇月以内に着工する工区についての</p>

審査又は検討項目	指導内容及び審査要領	備 考
<p>10 一時的利用後における事後措置</p> <p>11 周辺地域の森林施業に対する配慮</p> <p>12 周辺地域の住民の生活及び産業活動への配慮</p> <p>13 残置し、又は造成する森林又は緑地の管理方法</p> <p>Ⅲ 災害の防止</p> <p>1 計画の適否</p> <p>2 開発に伴う災害の防止対策</p>	<p>3 工区別の申請にあつては、全体計画を審査のうえで許可すること。</p> <p>土地を一時的に利用する計画の場合、跡地復旧をどのようにするか明らかにする。</p> <p>跡地の植林計画及び生育可能な環境（特に土壌）作りは適正なものか。</p> <p>開発行為が、周辺地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように、適切な配置がなされているか検討する。</p> <p>開発行為に係る事業の目的に即して、土地利用が行われることによって周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされていることが明らかであること。</p> <p>1 平成4年6月8日付長野県告示第421号の技術基準によること。</p> <p>2 太陽光発電施設の設置を目的とした残置森林又は造成森林等の割合及び配置等は、「太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用及び指導指針」第3によること。</p> <p>3 残置する森林等に係る権原の取得 権利の種類及び面積、地番等を明らかにさせる。</p> <p>4 管理方法等</p> <p>(1) 植栽樹種、植栽本数ならびにそれらの維持管理書等を添付する。</p> <p>(2) 地方公共団体等との間における保全に関する協定書等を添付する。</p> <p>開発に伴って土砂が流出し、崩壊し、又は堆積することによって、附近の受益対象に被害を与えるおそれがないかどうか、施設の位置、工種、数量、規模、構造は適当であり、構造上安定しているかどうかについて検討する。</p> <p>工事中、及び工事後の土砂流出、雨水の排水について、防災対策は十分に計画されているか検討する。</p>	<p>み許可することとし、その他の工区については着工する時点で申請書を提出させること。</p> <p>既設林道との関連等</p> <p>市町村長等の意見に対する開発行為者の対応を参考にする。</p> <p>申請時に権原を取得していない場合は、開発行為完了確認時までには権原を有したことを証した書類を速やかに提出させること。（県及び市町村に提出させること）</p> <p>法第10条の2第2項第1号</p> <p>Ⅱ 技術的細部基準によること。</p> <p>それぞれの集水区域（現況地形）ごとに計画</p>

審査又は検討項目	指導内容及び審査要領	備考
<p>(1) 工事中の対策 (ア) 水処理の方法</p>	<p>水と土砂を完全に分離するような防災施設の設置が計画されているか。</p> <p>技術的細部基準に基づき設計されているか検討すること。</p> <p>1 水理計算</p> <p>(1) 洪水流量、及び流速算定の水理公式は適当であるか。</p> <p>(2) 洪水流量の算定因子に用いる各確率年の降雨強度、流出係数、集水区域の面積算出方法は適正であるかどうか。</p> <p>(3) 流速の算定に用いる適用公式、粗度係数等の諸因子は適正であるか。</p> <p>2 地下排水、基礎地盤等からの湧水、もしくは浸透水の処理方法は適正であるか。</p> <p>3 表面排水</p> <p>(1) 表面水は板柵等による仮排水路で集水して沈砂池へ誘導して、適正処理するよう計画されているか。</p> <p>(2) 表面水は、法面に流入しないよう計画されているか。</p> <p>(3) 排水施設は、泥流による土砂の堆積により排水施設の断面が減少することに対処して、洪水流量を十分流下できるよう余裕をみて計画されているか。</p> <p>(4) 排水施設の流量計算に用いる流速は 0.2m～6.0m/Sec 以内の範囲とし、6.0m以上の流速については落差工等を設けて水路勾配を緩やかにし、流速を減ずるような方法、又は排水断面を2倍にするなどの措置を講ずること。</p> <p>4 流末処理</p> <p>地区外排水路（流末処理）は、既設の排水路で十分かどうか、または河川改修の必要性があるかどうか、もしくは遊水池（洪水調節池）を設ける必要があるかどうか検討する。</p> <p>5 排水施設の能力構造が適当であるかどうか。技術的細部基準によること。</p> <p>6 河川等、または他の排水施設に排水を導く場合は、当該河川等、または他の排水施設の管理者等の同意を得ているか。</p> <p>7 洪水調節池等の設置が、技術的細部基準に基づき計画されているか。</p> <p>8 下水処理等</p> <p>一人一日当たりの水使用量、当該地区の計画、人口等の算定根拠に基いて、処理量処理施設及び処理方法は適切であるか検討する。</p>	<p>されていること</p> <p>排水計算、洪水計算に使用する降雨強度式は、君島式を使用するように指導すること。</p> <p>排水施設の断面は洪水流量に対して 120%以上の断面とする。</p> <p>原則として、開発後の流出増分は開発区域内の調節池等により調節するものとするが、流下能力があり河川管理者が同意した場合はこの限りではない。</p>

審査又は検討項目	指導内容及び審査要領	備 考
V 水害の防止	<p>2 土工事はできるだけ雨季をさけて行う等適切な配慮がされているか。</p> <p>1 開発行為に伴ない増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれのある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。</p> <p>2 洪水調節池等の設置 技術的細部基準に基づき設計されているか検討すること。</p>	<p>法第 10 条の 2 第 2 項 第 1 号の 2</p>
VI 水の確保	<p>1 水利用の実態調査等 開発対象区域内又はその周辺飲用水、かんがい用水等の水源がある場合は、水利用の実態調査等がなされているか。</p> <p>(1) 開発により影響を受ける水源の把握 (2) 湧水量、取水量の把握 (3) 開発による影響の評価 (4) 当該水源の利用者に対する説明の状況</p> <p>2 上記 1 の実態調査に基づき、必要な水量を確保する必要があるときは、貯水池、又は導水路の設置、その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。</p> <p>3 水質悪化の防止 周辺における水利用の実態等からみて、土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、その他の措置適切に講ぜられることが明らかであること。</p>	<p>法第 10 条の 2 第 2 項 第 2 号の 2</p> <p>地下水動態調査（地下水電気探査等）を必要に応じて実施させること。</p>
VII 環境の保全	<p>1 残置森林又は造成森林等の基準は、平成 4 年 6 月 8 日付長野県告示第 421 号によること。</p> <p>2 太陽光発電設備の設置を目的とした残置森林又は造成森林等の割合及び配置等は、「太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用及び指導指針」第 3 によること。</p>	<p>法第 10 条の 2 第 2 項 第 3 号</p>

審査又は検討項目	指導内容及び審査要領	備 考
	<p>3 開発しようとする森林の区域に、開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ、相当面積の森林または緑地の残置、又は造成が適切におこなわれていることが明らかであること。</p> <p>4 騒音、粉塵等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に、必要な森林の残置又は必要に応じた造成が明らかであること。</p> <p>5 景観の維持に著しい支障を及ぼすことないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し、もしくは造成し、又は木竹を植栽する等適切な措置が講ぜられることが明らかであること。</p> <p>注)土砂の採取、採石、又は道路の開設等の開発行為について、景観の維持上、問題を生じている事例が見受けられるので、開発行為の対象地（土捨場を含む）の選定、法面の縮小、又は緑化、森林の残置、又は造成、木竹の植栽等の措置等につき慎重に審査すること。</p>	<p>周辺の植生の保全等には、貴重な動植物の保護を含むものとする。</p> <p>必要に応じた造成とは、必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を造成することを含むものとする。</p>

別記2 林地開発許可申請書の添付書類及び審査事項

書類 番号	書 類 名	説 明	審 査 事 項
1	林地開発許可申請書	<p>森林法施行規則第 44 条の規定に基づき申請書等の様式を定める件（昭和 37 年 7 月 2 日付農林省告示第 851 号）「1 森林法施行規則第 2 条の申請書の様式」によること。</p> <p>1 面積は、ヘクタールを単位とし少数第 4 位まで記載する。</p> <p>2 「着手予定年月日及び完了予定年月日」は、許可後すぐに着手する予定の場合は、（ ）書きで「許可の日から」及び「許可後○箇月間」と記載する。 ○箇月間は、おおむね 3 箇月以内とする。</p> <p>3 「備考」欄には、土地利用についての他法令の許認可の手続きの状況（該当法令名、申請年月日、受理年月日等）を記載すること。</p> <p>4 開発行為の施工体制の欄には、開発行為の施工者を記載するとともに、その施工者に防災施設を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の施工者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。</p>	<p>1 様式の適否</p> <p>2 申請者及び施工者の住所及び氏名</p> <p>3 法人にあつては、住所、名称及び代表者の氏名</p> <p>4 申請先の区別</p> <p>5 各因子の記載の有無</p> <p>6 他法令の許認可の必要の有無</p> <p>7 他法令の手続きの状況（原則として同時申請とする）</p>

書類 番号	書 類 名	説 明	審 査 事 項
2	開発計画概要書	<p>1 別添標準様式1号。</p> <p>2 記載事項</p> <p>(1) 開発行為の所在場所</p> <p>(2) 事業又は施設の名称</p> <p>(3) 申請者住所氏名（法人にあっては住所名称及び代表者氏名）</p> <p>(4) 施工予定者住所氏名（同上）</p> <p>(5) 設計者住所氏名（同上）</p> <p>(6) 事業の目的</p> <p>(7) 事業実施予定期間</p> <p>(8) 用地選定理由（開発区域内に機能の高い森林を含む場合は他に適地を求められなかった理由を詳細に記載すること）</p> <p>(9) 開発区域の面積</p> <p>(10) 施設の内容及び規模</p> <p>(11) 全体計画と工区別計画</p> <p>(12) 同意の取得状況</p> <p>(13) 他法令による土地利用の制限（申請書等の写を添付する）</p> <p>ア 他法令に基づく手続きの状況（申請、受付、受理、許可、認可等）を明らかにする。</p> <p>(14) 開発計画区域周辺の被災履歴</p> <p>(15) 施工者の施工実績（林地開発に係る実績を任意様式で添付する。）</p>	<p>1 各事項の記載の有無</p> <p>2 用地選定理由は、当該地域の状況、周辺の土地利用の状況等をふまえ具体的に記載されているか。</p> <p>3 開発区域内に機能の高い森林を含む場合は他に適地を求められなかった理由等が記載されているか。</p> <p>4 地番面積一覧表により面積を確認する。</p> <p>5 全体計画と工区別計画</p> <p>6 未同意者について同意を得ることが確実に認められるか。</p> <p>7 他法令の手続きの状況</p> <p>(1) 該当法令の記載の有無</p> <p>(2) 申請年月日等具体的状況の記載の有無</p> <p>(3) 申請書、許認可書の写添付の有無</p> <p>(4) 未申請の場合提出予定日か明らかにされているか</p>

書類 番号	書 類 名	説 明	審 査 事 項
3	開発区域内の地番面積一覧表	<p>1 別添標準様式2号に一筆ごとにとりまとめること。 (1) 筆数又は所有者数が多い場合は、できる限り同一所有者ごとにとりまとめ、同意書の確認が容易にできるようにする。</p> <p>2 実測図をもとに作成する。</p>	<p>1 様式の適否</p> <p>2 各因子の記載の有無</p> <p>3 開発区域全体の地番の記載の有無</p> <p>4 申請時点での未同意者の把握</p> <p>5 実測図、面積求積書、公図との整合性の有無</p> <p>6 面積の確認</p> <p>※参照図面等</p> <p>(1) 実測図及び面積求積書</p> <p>(2) 公図</p>
4	土地登記簿謄本	<p>1 上記3の地番面積一覧表記載の所有者等の権利者を確認するためのものである。</p> <p>2 開発区域全体の地番のもの。</p> <p>3 上記3の地番面積一覧表記載の順に編纂すること。</p> <p>4 土地登記簿上の所有者と実際の所有者が異なる場合は、売買契約書等の写を添付し正当な権利者を明らかにする。</p> <p>5 土地の使用収益権等で登記がされていない場合は、賃貸借契約書等の写を添付し権利者を明らかにする。</p> <p>6 立木、工作物等の所有者が、土地の所有者又は使用収益権者と異なる場合は、当該物件の所有者を明らかにする。</p>	<p>1 開発区域全体の地番のもの</p> <p>2 地番面積一覧表の記載が正しいか確認する</p> <p>3 土地登記簿謄本に代わる権利者を明らかにした書類の添付の有無（契約書の写等）</p> <p>4 同意を必要とする者の確認</p> <p>(1) 申請者が土地の所有権を得ている場合</p> <p>ア 地上権、賃借権等の使用収益権者</p> <p>イ 抵当権、根抵当権等の担保物権者</p> <p>(2) 申請者が地上権、賃借権等の使用収益権を得ている場合</p> <p>ア 抵当権、根抵当権等の担保物権者</p> <p>(3) 申請者が所有権又は使用収益権を得ていない場合</p> <p>ア 所有者</p> <p>イ 地上権、賃借権等の使用収益権者</p> <p>ウ 抵当権、根抵当権等の担保物権者</p> <p>(4) 土地以外の立木等の物件の所有者</p>

書類 番号	書 類 名	説 明	審 査 事 項
5	開発区域内の現況説明書	<ol style="list-style-type: none"> 1 開発区域内及びその周辺の現況を具体的に説明した書類 2 現況図及び流域現況図と整合を図る。 3 記載事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 開発区域内の森林現況(別添標準様式3号) (2) 開発対象区域内及び周辺の住宅、農地の状況(集落名、戸数、農地の面積等を具体的に記載する。) (3) 開発対象区域内及び周辺の公共施設(道路、公園等)の状況 (4) 開発対象区域内及び周辺の水利用の状況(上水道・農業用水等の取水地点の有無、位置、利用状況を具体的に記載する。) (5) 開発対象区域の下流流域の状況(河川等の名称、管理者、流域の地形、土地利用の状況、ピーク地点等を具体的に記載する。) (6) 開発対象区域内及びその周辺の自然環境の状況(地形、地質土壌、気象、水質、植物、動物、景観等について具体的に記載する。) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 開発区域内の森林現況 <ol style="list-style-type: none"> (1) 様式の適否 (2) 林齢15年生以下を除いた残置森林の面積の確認 2 開発対象区域内及び周辺の住宅、農地の状況の把握 <ol style="list-style-type: none"> (1) 最寄りの集落までの距離、名称、戸数 (2) 田畑の面積、耕作の状況 3 開発対象区域内及び周辺の公共施設の把握 <ol style="list-style-type: none"> (1) 道路等公共施設の状況 4 開発対象区域内及び周辺の水利用の状況の把握 <ol style="list-style-type: none"> (1) 取水地点の有無 (2) 利用状況 5 開発対象区域の下流流域の状況の把握 <ol style="list-style-type: none"> (1) ピーク地点での管理者の把握 (2) 当該管理者との調整の状況 6 開発対象区域内及びその周辺の自然環境の状況の把握 <ol style="list-style-type: none"> (1) 各項目について具体的に記載されているか <p>※参照図面等</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 現況図 (2) 流域現況図

書類 番号	書 類 名	説 明	審 査 事 項
6	土地利用計画	1 別添標準様式4号に記載する。 2 全体計画と工区別（期別）計画の関係を明らかにすること。 3 土地利用計画図と整合を図ること。 4 係る土地が必要最小限度であることの説明をすること。 (1) 利用対象人員、一人当たりの利用面積等により必要面積の算出を行う。 (2) 開発計画は現況地形に沿ったものか（切土盛土は最小限か）説明を行う。 (3) 付帯施設の必要性の検討を行う。	1 様式の適否 2 全体計画と工区別計画の関係 3 係る土地が必要最小限度であることの説明 (1) 必要面積の算出 (2) 現況地形に沿って計画されているか (3) 個別施設について必要性の有無 ※参照図面等 (1) 土地利用計画図
7	資金計画書	1 別添標準様式5号に記載する。 2 事業実施に必要な資金の調達方法を明らかにした書類を添付すること。（原則として申請日前1か月以内のもの） (1) 自己資金の場合は、預金残高証明書を添付する。 (2) 借入金の場合は、融資証明を添付すること。 ア 金融機関以外の会社等から融資を受ける場合は、当該会社等の経営状況を明らかにする。 イ 2以上の金融機関の場合、証明書の日付は同じ日とする。 3 事業実施に必要な信用があることを明らかにした書類を添付すること。 (1) 納税証明書、事業経歴書を添付する。 (2) 法人にあっては、定款その他の基本約款を記載した書類を添付する。	1 様式の適否 2 資金の調達方法（貸借対照表の資産額、資本系列等を参考に妥当なものか判断する） 3 預金残高証明書、融資証明書の添付の有無 4 原則として申請日前1か月以内のもの 5 2以上の金融機関の場合、証明書は同日付け 6 金融機関以外からの借入の場合当該法人等の経営状況を明らかにした書類 7 納税証明書、事業経歴書の添付の有無 8 定款その他の基本約款を記載した書類、住民票等の添付の有無 9 建設業法許可書、事業実施対象の書類の添付

書類 番号	書 類 名	説 明	審 査 事 項
		<p>(3) 個人にあつては、住民票等を添付する。</p> <p>4 防災施設の整備に必要な信用があることを明らかにした書類を添付する。</p> <p>(1) 建設業法許可書を添付する。</p> <p>(2) 職員数、主な役員・技術者名等を示す事業実施体制の書類を添付する。</p>	
8	工事实施計画書	<p>1 工事实施工程表（別添標準様式6号）</p> <p>(1) 全体計画と工区別（期別）は別葉とし、工区別計画は、工種別に具体的な工程とする。</p> <p>(2) 防災工事について、別に具体的な工程表を作成する。</p> <p>2 工事計画の概要を説明すること。</p> <p>(1) 造成工事（切土及び盛土の工法、土量）、残土処理（場所、方法及び土量）、施設建設（建築、道路、水供給及び汚水処理等）雨水排水処理、緑化計画、防災施設計画など。</p> <p>3 捨土をする場合は「再生資源の利用に関する判断基準の省令」（平成3年10月25日建設省令第19号）第8条の再生資源利用計画を提出する。</p>	<p>1 工事工程表</p> <p>(1) 全体計画と工区別の工程表（工期は3年とする）</p> <p>(2) 防災工程表</p> <p>ア 土工事より先行しているか</p> <p>(3) 土工事は雨季を避けているか。</p> <p>2 工事計画の概要</p> <p>(1) 切土・盛土の土工事、道路等施設工事、雨水排水、処理、緑化、防災施設工事などの概要が具体的に記載されているか。</p> <p>(2) 捨土の再生資源利用計画書の添付の有無</p>

書類 番号	書 類 名	説 明	審 査 事 項
9	防災（代替）施設計画書	<ol style="list-style-type: none"> 1 別添標準様式7号に記載する。 2 全体計画と工区別（期別）計画の関係を明らかにする。 3 防災計画平面図と整合を図る。 4 防災施設、緑化、石積、沈砂地、調節池、編柵、排水施設等の内容をすべて設計図書により明らかにする。 5 開発行為の完了後においても整備した防災施設等が十分に機能を発揮できるように土砂の撤去や豪雨時に巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにする。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 様式の適否 2 各項目の記載の有無 3 防災計画平面図との整合 4 設計図書と確認 <p>※参照図面等</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災計画平面図他 (2) 設計図書
10	水の確保等に関する計画書	<ol style="list-style-type: none"> 1 別添標準様式8号に記載する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 開発対象区域内及びその周辺の取水地点について、湧水量及び取水量の調査結果を明らかにする。 (2) 当該取水地点における開発行為による影響の有無及びその根拠を明らかにする。 (3) 当該取水地点の利用者に対する説明会等の開催状況及び説明内容を明らかにする。 (4) 水量を確保する必要性の有無及びその理由を明らかにする。 (5) 水を確保する方法を具体的に明らかにする。（設計書等を添付すること） (6) 必要に応じて地下水動態調査等の結果を添付すること。 (7) 水質悪化の防止のための措置を具体的に記載する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 様式の適否 2 各事項の記載の有無 3 取水地点 4 湧水量及び取水量 5 開発による影響の有無 6 地元説明会の開催状況 7 水の確保の必要性の有無 8 水を確保する方法（設計書の添付の有無） 9 必要に応じて地下水動態調査等の結果 10 水質悪化の防止措置の有無 <p>※参照図面等</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災計画（代替施設）平面図 (2) 設計図書

書類 番号	書 類 名	説 明	審 査 事 項
11	環境保全計画書	<p>1 別添標準様式9号に記載する。</p> <p>2 残置森林及び造成森林等</p> <p>(1) 維持管理方法</p> <p>ア 公共団体との協定書を添付する。</p> <p>(2) 造成森林、造成緑地の造成方法を具体的に明らかにする。</p> <p>(3) 申請時に残置森林となる森林の土地について権原を取得していない場合は、権原を取得したことを証する書類の提出時期を明らかにする。</p> <p>3 環境の保全</p> <p>(1) 県、市町村長との自然保護に関する協定書又は見込書</p> <p>ア 自然保護協定</p> <p>イ 公害防止協定</p> <p>(2) 周辺地域における住民の生活及び産業活動に悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされていることを説明した書類を添付する。</p> <p>ア 関係市町村長との協議を行い具体的に明らかにする。</p> <p>(3) 森林の持つ公益的機能が発揮できるような維持管理方法を明らかにする。疎林となっている箇所は中、大苗木の植栽を検討すること。</p> <p>4 景観の維持対策を具体的に記載する。</p> <p>5 環境省環境配慮の方針（平成14年11月）の趣旨に即した計画とする。</p>	<p>1 様式の適否</p> <p>2 各事項の記載の有無</p> <p>3 残置森林等</p> <p>(1) 残置森林の面積</p> <p>(2) 造成する森林の面積及び植栽樹種、本数明示</p> <p>(3) 造成する緑地の面積及び造成方法明示</p> <p>(4) 残置森林の土地の権原取得を証する書類の提出時期明示</p> <p>4 環境の保全</p> <p>(1) 協定書又は見込書</p> <p>(2) 周辺地域住民の生活環境への悪影響防止のための適切な配慮明示</p> <p>(3) 周辺の産業活動への悪影響防止のための適切な配慮明示</p> <p>5 景観維持対策</p> <p>(1) 法面の縮小、森林の残置等、具体的な措置が講ぜられているか。</p> <p>6 環境省環境配慮の方針（平成14年11月）の趣旨に即しているか。</p> <p>※参照図面等</p> <p>(1) 土地利用計画図</p> <p>(2) 残置森林等管理協定付属図</p>

書類 番号	書 類 名	説 明	審 査 事 項
12	一時利用計画書	1 別添標準様式 10 号に記載する。 2 利用後の原状回復方法について具体的に 記載する。	1 様式の適否 2 原状回復方法は具体的で妥当なものか。
13	土地所有者等の同意書	1 開発区域内の土地について、所有権、使用 収益権及び担保物権を有する者の同意 書。 ○使用収益権＝地上権、賃借権、永小作権、 地役権、採石権等 ○担保物権＝抵当権、根抵当権、質権、先 取特権等 (1) 申請時に所有権を取得している場合 ア 使用収益権者の同意書 イ 担保物権者の同意書 (2) 申請時に使用収益権を取得している 場合 ア 担保物権者の同意書 (3) 申請時に所有権又は使用収益権を取 得していない場合 ア 所有権者の同意書 イ 使用収益権者の同意書 ウ 担保物権者の同意書	1 申請時には、権利者の3分の2以上の者から同意を得て いること。許可までには全員から同意を得ていること。 2 未同意者及びその権利内容の把握 3 正当な権利者の同意か 4 印鑑証明により印影の確認 5 保全処分対象地の同意の有無 6 共有地の同意の有無（全員の同意を得ているか）、なお、 全員の同意が困難な場合は、総会の議決による賃貸借契約 （写し添付）でも可 7 立木、工作物等の所有者の同意の有無

書類 番号	書 類 名	説 明	審 査 事 項
		2 別添標準様式 11 号による。 3 同意を必要とする者について、書類番号 3 の地番面積一覧表の記載順に編纂すること。 4 開発区域内の土地について保全処分の対象になっている場合はその保全処分をした者の同意書。 5 共有の場合は共有者全員の同意が必要。(相続が行なわれていない場合、入会林など。) 6 開発区域内における立木その他地上物件について、土地の所有者又は使用収益権者以外の者が所有する場合は、当該所有者の同意書。	
14	印鑑証明書	1 上記 13 の同意書の順番に編纂すること。 2 他法令の申請書に本物が添付されている場合は写でよい。	1 同意者全員の印鑑証明が添付されているか。

書類 番号	書 類 名	説 明	審 査 事 項
15	公共施設に関する同意等及び利害関係者の同意等の一覧表	<p>1 別添標準様式 12 号</p> <p>2 公共施設に関する管理者の同意書等を添付する。</p> <p>(1) 開発区域内において使用（改修を含む）又は廃止する道路水路等の公共施設について、当該管理者の同意を示す書類又は協定書等を添付する。</p> <p>(2) 開発計画において、既設の公共施設（上下水道、消防水利施設、認定道路、河川法適用河川、市町村の定める公共物の管理に関する条例の適用を受ける施設等）と接続するよう計画されている場合は、当該管理者の同意、許可等を示す書類を添付する。</p> <p>(3) 新たに広場、公園・緑地その他公共施設等を設置する場合には、協定書等を添付する。</p> <p>3 利害関係者の同意書を添付する。</p> <p>(1) 開発計画において、公共団体以外の者が管理する施設（用排水施設等）を使用する場合及び接続するよう計画されている場合は当該管理者の同意書。</p> <p>(2) 開発計画において、河川等から取水するよう計画されている場合は、当該河川等の水利権者の同意書。</p> <p>(3) 開発区域内の河川に漁業権が設定されている場合、又は漁業権が設定されている河川の上流で開発を行う場合で、開発後の集水区域が開発前よりも減少する場合は、漁業組合の同意書。</p>	<p>1 様式の適否</p> <p>2 各事項の記載の有無</p> <p>3 同意書等の添付の有無</p> <p>4 公共施設関係の同意等</p> <p>(1) 使用（改修）する河川、道路等</p> <p>(2) 廃止する河川、道路等</p> <p>(3) 既設の施設との接続 ア 上下水道 イ 消防水利 ウ 道路 エ 水路等</p> <p>(4) 新たに公共施設を設置する場合等</p> <p>5 利害関係者の同意</p> <p>(1) 公共団体以外の管理者の同意</p> <p>(2) 水利権者の同意</p> <p>(3) 漁業組合の同意</p>

書類 番号	書 類 名	説 明	審 査 事 項
16	法人の登記簿謄本	<p>1 申請者が法人である場合は、次に掲げる書類を提出する。</p> <p>(1) 法人の登記簿謄本</p> <p>(2) 営業報告書（最近のもの2期分）</p> <p>(3) 決算報告書（最近のもの2期分）</p> <p>(4) 事業決議書（当該事業の実施について、取締役会議等で決議されていること）</p> <p>2 申請者が法人でない団体である場合には、次に掲げる書類を提出する。</p> <p>(1) 代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類</p>	<p>1 法人の登記簿謄本</p> <p>(1) 名称、所在地</p> <p>(2) 設立年月日</p> <p>(3) 事業目的の適否</p> <p>(4) 役員（資本系列）</p> <p>2 営業報告書 最近のもの2期分</p> <p>3 決算報告書</p> <p>(1) 最近のもの2期分</p> <p>(2) 財務内容</p> <p>4 事業決議書</p> <p>(1) 決議の内容</p> <p>5 法人でない団体の場合、代表者の氏名、規約、組織運営に関する書類の添付の有無</p>
17	位置図	<p>1 縮尺 1/25,000～1/50,000</p> <p>2 全体及び工区別（期別）の開発区域を凡例により明らかにする。</p>	<p>1 縮尺</p> <p>2 全体計画と工区別（期別）計画</p>
18	写 真	<p>1 全体計画が判明できるもの</p> <p>(1) 全体計画及び今回の開発対照区域を明らかにする。</p> <p>(2) 防災調節池等主要な防災施設の位置を明らかにする。</p> <p>2 各施設付近の地形、林況が判明できるもの</p> <p>(1) 写真の撮影方向を明らかにした図面を添付する。</p>	<p>1 全体区域、工区別（期別）区域判明</p> <p>2 各施設の位置明示</p> <p>3 各施設付近の地形、林況判明</p> <p>4 撮影方向の記載図面添付</p>

書類 番号	書 類 名	説 明	審 査 事 項
19	区域図	<ol style="list-style-type: none"> 1 縮尺 1/500～1/5,000 2 実測図をもとに作成する。 3 森林の区域を確認するため、地域森林計画図を重ね合わせた図面を作成する。 4 明示事項（凡例により明らかにする） <ol style="list-style-type: none"> (1) 開発区域の境界（森林以外も含めた全体区域） (2) 開発行為に係る森林の区域及び残置する森林の区域 (3) 市町村界、大字界、字界、地番界、地番 	<ol style="list-style-type: none"> 1 縮尺 2 実測図により作成 3 全体区域明示 4 開発行為に係る森林の区域明示 5 残置する森林の区域明示 6 字界、地番界明示
20	実測図（丈量図）	<ol style="list-style-type: none"> 1 縮尺 1/500～1/2,000 2 森林以外も含めた全体区域を現況（森林、田、畑、その他私有地、道路等）別及び地番別に区分し、面積を算出する。 3 土地の形質を変更する区域について、現況別及び地番別に区分し、面積を算出する。 4 上記2及び3の面積の算出方法は、原則として三斜法とする。 5 プラニメーターで算出する場合は、3回以上の平均値とすること。また平均値決定までの面積求積書を添付すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 縮尺 2 開発区域全体の現況別（森林、田、畑等）面積 3 開発区域全体の地番別面積 4 土地の形質を変更する区域の現況別面積 5 土地の形質を変更する区域の地番別面積 6 三斜又はプラニメーター（3回とし面積求積書を添付する）
21	公 図	開発区域、係る区域、その他の区域を凡例により明らかにする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 開発区域及び係る区域を凡例により図示

書類 番号	書 類 名	説 明	審 査 事 項
22	現況図	1 縮尺 1/500～1/5,000 2 明示事項（凡例により明らかにする） (1) 地形、等高線 (2) 行政区域界 (3) 開発区域の境界 (4) 森林の区域界及び林況（国・民有林、 人・天別、針・広葉樹、保安林、15年生 以下の森林等） (5) 開発区域内及び周辺地域の農地、宅地 の位置及び形状 (6) 開発区域内及び周辺地域の道路等公 共施設の位置及び形状 (7) 開発区域内及び周辺地域の取水地点 及び水利用の状況	1 縮尺 2 開発区域内の森林の状況図示 3 開発区域内及び周辺の農地、宅地の図示 4 開発区域内及び周辺の道路等の公共施設図示 5 開発区域内及び周辺の取水地点及び水利用の状況図示
23	流域現況図	1 縮尺 1/500～1/5,000 2 明示事項（凡例により明らかにする） (1) 流域の地形及び土地利用の状況 (2) 開発区域内から流下する河川等の位 置、名称、管理者 (3) 開発にともない増加するピーク流量 を安全に流下させることができない地 点の位置	1 縮尺 2 流域の土地利用明示 3 開発区域内から流下する河川等の位置、名称、管理者明 示 4 ピーク地点明示

書類 番号	書類名	説明	審査事項
24	土地利用計画図	<ol style="list-style-type: none"> 1 縮尺 1/500～1/3,000 2 等高線入り平面図 3 工区設定する場合は、全体計画平面図を兼ねる。 4 明示する事項（凡例により明らかにする） <ol style="list-style-type: none"> (1) 開発区域の境界 (2) 工区設定する場合は工区名及び工区界 (3) 開発行為に係る森林の区域 (4) 残置する森林、造成する森林、造成する緑地の区域 (5) 主な施設又は工作物等（宅地、道路、法面、駐車場、公園、下水道施設、排水施設、調節池、土留施設等）の配置 	<ol style="list-style-type: none"> 1 縮尺 2 等高線入り平面図 3 事業区域明示 4 施設、工作物の配置明示 5 残置又は造成する森林又は緑地の区域明示 6 工区設定する場合は、工区名及び工区界明示
25	防災計画（代替施設） 平面図	<ol style="list-style-type: none"> 1 縮尺 1/500～1/3,000 を原則とする。 2 等高線入り平面図 3 明示する事項（凡例により明らかにする） <ol style="list-style-type: none"> (1) 土砂の流出防止、又は崩壊防止のための全ての施設の配置を明らかにする。 (2) 排水施設（排水系路明示）、貯砂施設、土留施設、その他の施設の位置、規模、数量。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 縮尺 2 等高線入り平面図 3 土砂流出、崩壊防止の各施設の配置明示 4 排水施設（排水系路）明示 5 貯砂施設明示 6 土留施設明示 7 その他の施設明示 8 位置、数量明示

書類 番号	書類名	説明	審査事項
26	流出土砂貯留施設計画計算対象集水区域図	<p>1 縮尺 1/500～1/3,000を原則とする。</p> <p>2 等高線入り平面図</p> <p>3 明示する事項（凡例により明らかにする）</p> <p>(1) 開発しようとする事業区域が関係する集水区域を適当な記号及び色彩により表示するとともに、それぞれの区域ごとに集水区域を記入する。</p> <p>(2) 貯砂施設、土留施設、排水施設（排水系統も明示）の位置、規模、数量。</p> <p>(3) 工事中・工事後に分けて作成し、集水区域の記号及び面積が流出土砂貯留施設計画計算書と一致するように作図すること。</p> <p>ただし、工事中と工事後の集水区域が同一の場合は、別図とする必要はないが、その旨を付記すること。</p>	<p>1 縮尺</p> <p>2 等高線入り平面図</p> <p>3 事業区域が関係する集水区域記載の有無</p> <p>4 記号及び色彩の凡例</p> <p>5 工事中、工事後に分割（同一の場合必要ない）</p> <p>6 集水区域の記号と面積が流出土砂貯留施設計画計算書と一致するか否か。</p> <p>7 貯砂施設、土留施設、排水施設（排水系統も明示）の位置、規模、数量の表示。</p>
27	流域計算対象集水区域図	<p>1 上記流出土砂貯留施設計画計算対象集水区域図の説明に準ずる</p> <p>2 排水系統図を添付すること。</p>	26に同じ

書類 番号	書類名	説明	審査事項
28	地区外排水計画平面図(流末処理排水計画図)	工事中及び工事後の地区外の排水施設の位置、種類、数量、規模を記載する。	1 工事中の地区外排水施設の位置、種類、数量、規模の記載 2 工事後の地区外排水施設の位置、種類、数量、規模の記載
29	切盛区分兼土量移動配分図(平面図)	1 縮尺 1/500～1/3,000 2 切土、盛土部分の縦断面、横断面の基準計画線を記入し、切土部分を適当な色彩で明示する。 3 切土、盛土の運搬数量、運搬方向を適当な記号で表示する。	1 縮尺 2 縦横断面図に切盛土基準計画線と切土色彩を表示 3 切盛土の運搬数量及び運搬方向を記号で表示 4 開発は現地形にそって行われているか否か 5 土砂の移動量は必要最小限度か 6 切土盛土捨土工法は法面の安定を確保しているか 7 捨土箇所は適当か 8 切土盛土捨土の法面勾配は地質・土質、法高から判断して崩壊のおそれはないか 9 必要に応じ小段又は排水施設その他の計画の有無 10 よう壁の設置その他の計画の有無 11 切土、盛土、捨土の法面が浸蝕の恐れがある場合法面保護の措置の有無 12 開発により相当量の土砂が流出し下流に災害のおそれがある場合、十分な容量と構造の堰堤計画及び森林の残置の措置が講じられているか否か 13 技術的細部基準よっているか 14 落石、なだれ災害のおそれがあるときは、落石、なだれ防止柵の有無 15 工事中の対策(1～14) 16 工事後の対策(1～14)

書類 番号	書類名	説明	審査事項
30	現況地質図及び説明書		1 地質図 2 説明書
31	排水施設計画流量計算書	1 別添標準様式 13 号 2 上記 26 及び 27 の集水区域図との関連を明らかにする。 3 排水系統図と一致させること。 4 工事中、工事後で集水区域が異なる場合は別葉とする。	1 26 及び 27 の集水区域図との関連性の有無 2 排水系統図と一致するか 3 工事中、工事後で集水区域が異なる場合別葉とする。 4 標準様式の適合 5 水理計算での洪水流量、流速の水理公式は適正か。 6 洪水流量算定式の雨量強度、流出係数、集水区域の面積算定は適正か。 7 流速の通用公式、粗度係数の諸因子は適正か。 8 地下排水、基礎地盤等からの湧水、浸透水の処理方法は適正か 9 表面排水は仮排水路で集水して沈砂池に誘導するよう計画されているか 10 表面水は法面に流入しないよう計画されているか 11 排水施設の断面は洪水流出に対し 120% 以上 12 排水施設の計算の流速は、0.2m~6.0m/sec 以内 13 流速 6.0m 以上の場合は落差工を設計し流速を減ずる方法を講じているか 14 排水断面を 2 倍にする 15 地区外排水（流末処理）は既設排水路で十分か否か
32	流出土砂貯留施設計画計算書	1 別添標準様式 14 号 2 工事中と工事後で集水区域が異なる場合は別葉とする。	1 様式の適否 2 各因子の記載の有無 3 26 の審査事項と一致

書類 番号	書 類 名	説 明	審 査 事 項
33	設計図書 (1) 工費別経費明細書 (2) 縦横断面図 (3) 構造図 (4) 建築物の概要図 (5) 安定計算書 (6) 数量計算書 (7) その他必要な図書類	単価表を含む。 ア 造成地 イ 排水施設 ウ 貯砂（貯水）施設 エ 土捨場 ア 土工定規図 イ 法枠ブロック構造図 ウ 土留よう壁構造図 エ 雨水及び汚水排水施設構造図 オ 貯砂（貯水）施設構造図 カ 仮設物構造図等 工種全てのものを添付すること。 ボーリング調査の関係図書等	1 工費別経費明細表には単価表を含む。 2 縦横断面図 ア造成地 イ排水施設 ウ貯砂施設 エ貯水施設 オ土捨場 3 構造図 ア 土工定規図 イ 法枠ブロック構造図 ウ 土留よう壁構造図 エ 雨水排水施設構造図 オ 汚水施設構造図 カ 貯砂施設構造図 キ 貯水施設構造図 ク 仮設物構造図 4 数量計算書は、すべての工種のものか 5 ボーリング調査の関係図書等の添付の有無
34	仕様書	(1) 一般及び特記仕様書 (2) 防災調節池の管理協定書等	1 一般仕様書 2 特記仕様書 3 防災調節池の維持管理方法書等
35	その他必要な書類	残置森林等の管理協定書の付属図	1 残置森林等の管理協定書の付属図

別記3 環境保全（残置又は造成する森林（緑地）の維持管理等）に関する協定書（例）

この協定は、市町村長を甲、開発行為者を乙（、〇〇区長を丙）として、環境保全（残置又は造成する森林（緑地）の維持管理等）に関して、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第1 この協定は、長野県森林法施行細則及び林地開発事務取扱要領の規定に基づき林地開発行為をしようとする区域内における残置森林若しくは造成森林又は緑地（以下「残置森林等」という。）の適正な造成と維持管理について定め、もって森林の公益的機能を高度に発揮することを目的とする。

（協定の対象とする森林）

第2 この協定の対象となる残置森林等の位置は別図のとおりとする。

（残置森林等に係る部分の権原の取得）

第3 乙は、残置する森林又は緑地の権原を取得するものとし、その状況を証する書類を速やかに甲に提出するものとする。

（協定の対象とする森林の面積）

第4 この協定の対象となる残置森林等の面積は次のとおりとする。

- | | |
|----------------|----------------|
| (1) 残置する森林 | m ² |
| (2) 造成する森林又は緑地 | m ² |

（原状回復）

第5 乙は、開発行為の途中において、開発行為を中止又は廃止した場合は、裸地化部分を原状回復し、造成森林として維持管理するものとする。

（残置森林等の保全）

第6 残置森林等は、他の用途に転用しないものとする。

（維持管理（施業）計画書の作成）

第7 乙は、開発行為の完了時に、残置森林等について維持管理（施業）計画書を作成し、甲に提出するものとする。

(造成森林)

第 8 乙は、造成森林又は緑地については、生育に適するよう表土の復元、客土等を行い、活着するまでの間散水等の措置を講ずるものとする。

(計画的な保育の実施)

第 9 乙は、残置森林等において、下刈、つる刈り、除伐、間伐及び施肥を必要とする箇所については、計画的かつ適切な保育作業を行うものとする。

(災害跡地等の復旧)

第 10 乙は、残置森林等において、気象災害及び病虫獣害等による被害木を適切に処理し、補植又は改植を必要とする箇所には、現地に適合した樹種を適期に植栽するものとする。

(立木の伐採)

第 11 乙は、残置森林等の立木を伐採する場合は、森林法第 10 条の 8 の規定により、伐採届出書を提出するものとする。

(協定の変更又は廃止)

第 12 この協定を変更又は廃止しようとする場合には、協定者全員の合意によらなければならない。

(立ち入り調査)

第 13 甲は、残置森林等の維持管理について立ち入り調査を行い、適正に行われていない場合は、乙に対し、適正に行う旨勧告するものとする。

(協定事項の承継)

第 14 乙は、残置森林等の所有権その他森林を利用する権利を他に譲渡したときは、この協定事項を当該権利者に承継するものとする。

注 1 残置森林等に関する図面は、5,000 分の 1 程度とし、森林及び緑地の区分をすること。

年 月 日

甲 住 所
氏 名 (市町村長) 印

乙 住 所
氏 名 (開発行為者) 印

丙 住 所
氏 名 (〇〇〇区長 〇〇〇〇) 印

※地元自治会との協定が必要な場合は、地元自治会を丙とし、関連事項を追記するとともに、本協定書に署名捺印する。

※第7の「維持管理（施業）計画書」には、通常の維持管理のほか、森林の公益的機能をより高度に発揮できる林分に改良するための施業を行う場合には、その方法を具体的に記載する。

※次の事項に関する条文を必要に応じ追記する。

- 1 大気汚染防止対策
- 2 水質汚濁防止対策
- 3 水の確保対策
- 4 騒音及び振動防止対策
- 5 悪臭防止対策
- 6 景観に配慮する事項
- 7 防災施設の維持管理
- 8 事業完了後の施設及び事業区域の取扱い

※その他必要な事項を追記する。（事業者が地元説明会等で約束した事項等）

別記4 林地開発行為許可条件例

以下の条件に従って、開発行為が行われない場合には、この許可を取り消すことがある。

1 必須条件例

- (1) 開発行為に着手したときは、着手した日から15日以内に許可権者に届け出ること。
- (2) 開発行為は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。
- (3) 開発行為の施工中は、工事現場の見やすい場所に林地開発許可済標識を掲示すること。
- (4) 県の職員が、開発行為の施工状況に関する調査を行う場合には、これを拒否しないこと。
- (5) 開発行為を完了したときは、15日以内に許可権者に届け出ること。また、県の職員が、施工結果に関する確認を行う場合には、これを拒否しないこと。
- (6) 開発行為を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ許可権者に届け出るほか、許可権者の指示に従い、防災措置を講ずること。また、県の職員が、実施結果の確認を行う場合は、これを拒否しないこと。
- (7) 開発行為に係る土地の権利の譲渡を行うときは、あらかじめ許可権者に届け出ること。
また、当該地位を取得した者は取得した日から15日以内に、許可権者に届け出ること。
- (8) 開発行為の施工状況について、9月30日及び3月31日における施工の状況を翌月の15日までに許可権者に報告すること。
- (9) 開発行為の計画を変更するときは、あらかじめ変更の手続きを行うこと。
- (10) 開発行為の施工中に、災害が発生した場合は、適切な措置を講ずるとともに、遅滞なく許可権者に届け出ること。
- (11) えん堤、洪水調節池、沈砂池等の防災施設の設置を先行することとし、主要な防災施設の設置が完了し、県の職員が確認を行うまでの間は他の開発行為を行わないこと。また、切土、盛土又は捨土は、下流に対する安全を確認したうえで行うこと。
- (12) 配置計画の関係上、防災施設の一部を開発目的に係る工作物等と並行して施工する場合であっても、周辺地域の安全性が確保できるよう本設のものと同程度の機能をもつ仮設の防災施設を適切な箇所に設置するなど、施工地全体の安全性を担保すること。
- (13) 排水施設、洪水調節池、沈砂池等の機能維持のため、開発行為の施工中に当該施設に堆積した土砂の撤去等の適切な維持管理を行うこと。
- (14) 開発行為の状況に応じ、施工中埋設する工作物については視認できる期間中に許可権者の確認を受けること。

2 案件に応じた条件例

- (1) 開発行為の完了確認時まで、残置し又は造成する森林又は緑地につき権原を有していることを証する書類を提出すること。
- (2) 切土、盛土又は捨土は、強雨時、台風襲来時又は融雪時には行わないこと。
また、強雨時、台風襲来時又は融雪時には、施工途中の切土、盛土又は捨土が流出又は崩壊しないように、流出及び崩壊の防止措置を講ずること。

- (3) 切土を行った後の地盤にすべりやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりか生じないように、杭打ち等を行うこと。
- (4) 切土、盛土箇所には湧水がある場合は、切土又は盛土が崩壊又は流出しないよう必要な措置を講ずること。
- (5) 盛土及び捨土は、十分締固めを行うこと。
- (6) 開発区域内の雨水及び土砂は、洪水調整池に誘導し、外部に流出しないよう必要な措置を講じておくこと。
- (7) 法面上又は法肩付近の不安定な岩塊、土塊、樹根等は除去すること。
- (8) 法面の緑化及び樹木の植栽は、適期に行うこと。
- (9) 利用後は、スギを1ヘクタール当たり3,000本以上植栽すること。
- (10) 付替道路の設置は、2月末までに完成すること。
- (11) 資力及び信用を証する書類について、申請時に、事業者の資金計画書及び金融機関からの関心表明書等を提出した場合、着手前に融資証明書を提出すること。
- (12) 防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類について、申請時に、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等を提出した場合、着手前に必要な書類を提出すること。
- (13) 工事中、埋没する工作物（部分的に埋没する場合も含む）については、数量が判明できるように、状況写真を撮り、確認調査の際、提出すること。

- (14) 排水施設の勾配を変える必要がある場合は、流量計算をやり直しあらかじめ変更の手続きを行うこと。
- (15) コンクリート工事に関するデータ等を、整備しておくこと。
- (16) 開発行為の施工中に、遺構、遺物が出土した場合は、遅滞なく許可権者に届け出ること。
- (17) 工事車両による粉塵、公道の破損・汚染の防止対策を十分に行い、万が一公道を破損等した場合は補修すること。
- (18) 公共物等破損した場合、公共物等の管理者へ連絡し、早急に修繕すること。
- (19) 交通安全（地元車両への配慮を含む。）を徹底すること。
- (20) 特別高圧線への系統接続について、必要な許認可を確実にし、地域への丁寧な説明を行うこと。なお、系統接続が実現できないと判断される場合は、この許可を取り消す場合がある。
- (21) 残置森林については、森林の持つ公益的機能が発揮できるよう、適切な維持管理に努めること。なお、速やかに残置する森林等の維持管理方法に関する協定を市町村と結び提出すること。残置森林とした区域で高木が存在しない又はかなりの疎林となっている箇所は、中又は大苗木を植栽すること。

(森林法施行規則 第4条関係 農林水産省告示第2445号)

林地開発許可申請書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所
氏 名

(法人にあつては主たる
事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名)

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る森林の 所 在 場 所	
開発行為に係る森林の 土 地 の 面 積	
開発行為の目的	
開発行為の着手予定年月日	
開発行為の完了予定年月日	
開発行為の施工体制	
備 考	

注意事項

- 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 2 開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、備考欄にその手続きの状況を記載すること。
- 3 開発行為の施工体制の欄には、開発行為の施工者を記載するとともに、その施工者に防災施設を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の施工者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。